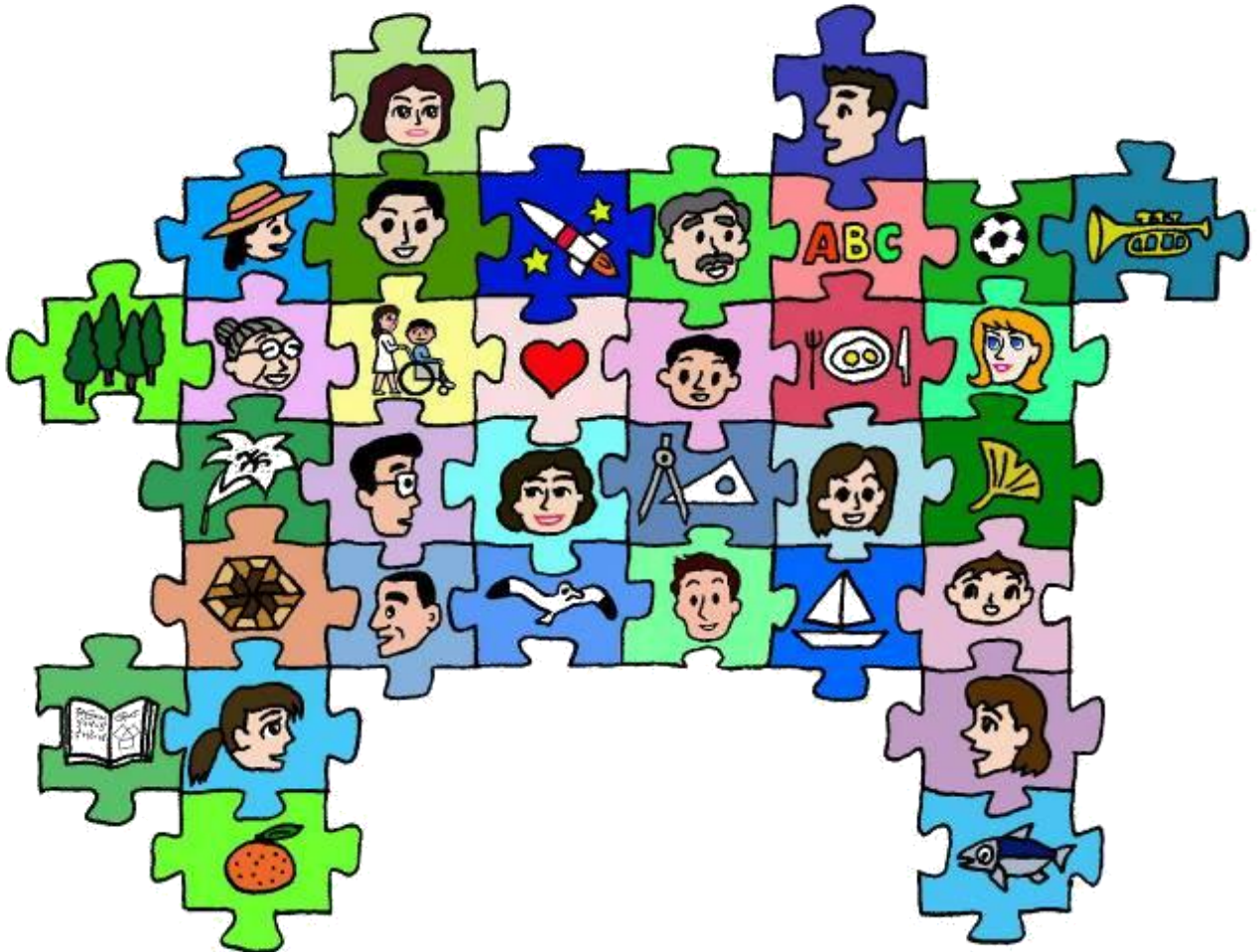


かながわ教育ビジョン

心はれあう しなやかな 人づくり



平成 19 年 8 月

表紙の絵について ー作者のことば：大野寛武ー

豊かな自然、歴史、文化、産業などに恵まれている「かながわ」にゆかりの深い様々なピースと、その環境にはぐくまれ、思いやりの心とたくましさをもって、自分らしく生きる人々のピースが、「人づくり」というキーワードのもとにつながり合って、かながわの明るい未来を拓き、創っていく様子を表しています。

ごあいさつ

神奈川県教育委員会では、子どもたちへの教育をめぐる課題が複雑かつ多様化している中で、明日のかながわを担う人づくりを進めるため、本県の教育の総合的な指針となる、「かながわ教育ビジョン」（以下、「教育ビジョン」という）を策定いたしました。

これからの教育は、学校だけではなく、家庭、地域、市町村、企業やNPOなどの方々と思いを一つにして、協働・連携を進めていかなければ、真に実りあるものになりません。そこで、教育ビジョンの策定にあたっては、様々な方々と継続的に教育論議を行うなど過程を大切にしながら、県民の皆様と共感・共有できるものをめざしてまいりました。

具体的には、平成17年11月5日の第1回「かながわ人づくりフォーラム」での、「かながわ人づくり宣言」のアピールをきっかけに、県民の皆様との教育論議を重ね、その成果を提言としていただくとともに、市町村教育委員会をはじめ、校長会やPTAなどの教育関係団体、民間企業関係団体の方々との意見交換や、県民意見募集を通じてのご意見・ご提案をもとに、骨子案、素案、素案（修正版）、最終案と、内容の充実を図ってまいりました。

この教育ビジョンでは、夢や希望の実現に向けた自分づくりを支援していく営みを「人づくり」ととらえ、一人ひとりの成長の過程でかかわる、様々な立場の方々の役割を呼びかけとしてまとめるなど、生涯を通じた人づくりを重要な柱といたしました。

また、これまでかながわの教育の根幹をなしてきた「ふれあい教育」を継承・発展させ、人々や社会と深くかかわり「思いやる心とたくましさ」をもった人への成長を願い、新たなかながわらしい教育として、「心ふれあう しなやかな 人づくり」を提唱し、その上で、県教育委員会として取り組む具体的な方向性を明らかにいたしました。

今後、教育ビジョンで掲げた理念の実現に向けた歩みを着実なものにするため、人づくりにかかわる様々な方々との共感・共有に基づく、協働・連携を一層進めていきたいと考えておりますので、多くの皆様のご理解とご参加をお願い申し上げます。

平成19年8月

神奈川県教育委員会

目 次

	(頁)
ごあいさつ	
はじめに	1
第1章 教育ビジョン策定の背景	4
1 社会状況の変化	4
2 教育をめぐる現状と課題	8
3 人づくりにおいて踏まえるべき観点	14
第2章 基本理念・教育目標	16
1 基本理念	16
2 教育目標（めざすべき人間力像）	17
3 かながわらしい教育に向けて	18
第3章 人づくりの視点	22
1 「つむぐ おりなす」協働による取組みの推進	22
2 人の発達段階を通じた各主体のかかわり	22
第4章 展開の方向	46
第5章 重点的な取組み	50
第6章 教育ビジョンの推進	58
用語解説（対象：本文中の「*（アスタリスク）」を付した用語）	61
資料	

はじめに

1 策定の趣旨

少子高齢化の進行や国際化・情報化の進展、産業・就業構造の変容など、急速な社会の変化に伴い、子どもたちをめぐる状況も大きく変わってきています。社会性や規範意識の低下への危惧、学力や学習意欲をめぐる問題、不登校*やいじめなどの問題、若者の自立をめぐる課題のほか、家庭や地域の教育力をめぐる課題など、解決すべきことは山積しています。

このような時代にあって、次代を担う子どもたちを、中長期的な視点に立って育成していくことが、ますます重要になってきていると考えます。

そこで、神奈川県教育委員会では、すべての県民とともに、明日のかながわを担う人づくりを進めるための総合的な指針となる、「かながわ教育ビジョン」（以下、「教育ビジョン」という）を策定いたしました。

2 策定の基本的考え方

神奈川県教育委員会では、家庭・学校・社会へと続く成長の過程で、様々な人々がその役割と責任を自覚して人づくりにかかわり、協働と連携を進めることのできる「教育ビジョン」をめざしています。

そのため、策定の過程を大切に、継続的に県民との教育論議を行い、内容を深めながら、ビジョンづくりを進めてまいりました。

具体的には、県民論議の成果である「かながわの教育ビジョンに関する提言」（県民論議を推進した「かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会」からの提言）をもとに、平成18年10月に骨子案を作成しました。その後も県民論議をはじめ、各方面との意見交換を行い、同年12月に素案を公表し、改めて県民意見の募集を行い、いただいた意見・提案をもとに19年3月の素案（修正版）、そして、7月の最終案の公表を経て、このたびのビジョン策定となりました。

3 基本的性格

- ① 本県の教育推進の総合的な指針であり、市町村等をはじめ、すべての県民との共感と共有、協働と連携により、一体となった施策を展開していくものとする。
- ② 本県の総合計画における教育分野の個別計画（指針）として、基本理念、人づくりの視点、施策展開の方向性を示すものであり、具体的な施策・事業は、総合計画の実施計画に位置付けるものとする。
- ③ これまでの、本県教育の根幹を成す「ふれあい教育」の理念を継承しつつ、これからの時代に対応できる新たな理念を示す。

4 見すえる期間

本県の総合計画との整合を図り、概ね20年間を見すえることとする。

5 全体構成

全体を6章構成とし、第1～3章で、家庭、地域、学校、企業、市町村などの各主体と共感・共有するための内容を、第4章以降で、県としての取組みの方向を示す。

- 第1章「教育ビジョン策定の背景」＝本県の教育を取り巻く現状と課題を整理
 第2章「基本理念・教育目標」＝本県がめざす教育の姿を明示
 第3章「人づくりの視点」＝発達段階に応じた主な教育の主体のかかわりを整理
 第4章「展開の方向」＝人づくりを展開する上での県の方向性を体系的に整理
 第5章「重点的な取組み」＝今後の県の重点的な取組みを明示
 第6章「教育ビジョンの推進」＝策定後の推進について明示

教育ビジョンの構成

第1章 教育ビジョン策定の背景

1 社会状況の変化

- (1) 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来
- (2) 国際化と情報化の進展
- (3) 産業・就業構造の変容
- (4) 地方分権改革の進展
- (5) 多様な主体との協働・連携の拡大

2 教育をめぐる現状と課題

- (1) 子どもの思いと育ちの姿
- (2) 家庭の教育力の低下
- (3) 地域の連帯感の希薄化
- (4) 様々なニーズへの対応が求められる学校
- (5) 生涯を通じた「学び」への対応

3 人づくりにおいて踏まえるべき観点

- (1) 不易と流行を踏まえた人づくり
- (2) 世代を超え、循環する人づくり
- (3) 協働・連携による人づくり

第2章 基本理念・教育目標

1 基本理念

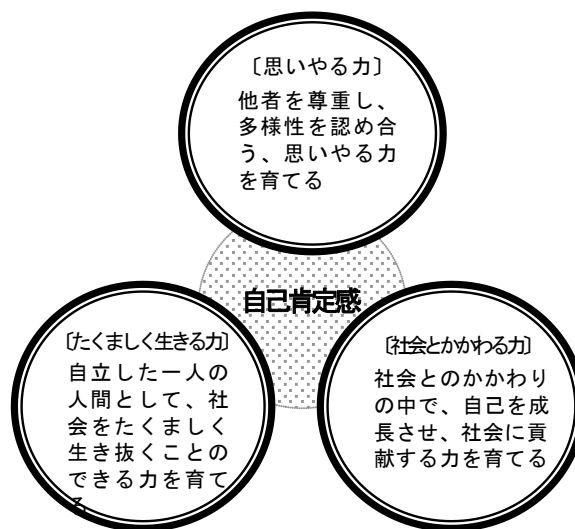
未来を拓く・創る・生きる

人間力あふれる

かながわの人づくり

2 教育目標

(めざすべき人間力像)



3 かながわらしい教育に向けて

- (1) 「ふれあい教育」の成果と課題
- (2) 今こそ大事な心ふれあう経験
- (3) よりよく生きるための「行動の知」を
- (4) 「心ふれあうしなやかな人づくり」へ

第3章 人づくりの視点

- 1 「つむぐ おりなす」協働による取組みの推進
- 2 人の発達段階を通じた各主体のかかわり

○ 生涯を通じた人づくりにおけるそれぞれの段階での「大切にしたい育ち(学び)の姿」・「人づくりをめぐる状況」・「各主体のそれぞれの役割と具体的な取組みの方向性」の整理

(4つの発達段階)

(各主体)

健全な心身と生活の
基礎を培う段階

(乳・幼児期)

自分らしさを探求す
る段階

(児童・青年期)

社会的・経済的に自
立する段階

(成人期)

豊かな人生を探求す
る円熟の段階

(円熟期)

家庭

地域

学校

企業

市町村

県

第4章 展開の方向

基本方針

取組みの方向

1. 子ども一人ひとりが学習の大切さを実感し、共に励み合って学ぶことのできる教育に取り組みます

① 子ども一人ひとりを大切にはぐくむ教育の充実

② 豊かな人間性や社会性をはぐくむ教育の推進

③ 時代や社会の変化に対応できる教育の推進

2. 教職員の資質・能力と組織力の向上を通して、信頼される学校づくりを進めます

④ 高い指導力と意欲をもつ教職員の確保・育成

⑤ 快適な教育環境の整備と信頼あふれる学校づくり

3. 家庭教育の大切さを共有できる環境づくりを進めます

⑥ 家庭・地域の教育力の向上に向けた取組みの推進

4. 地域や社会の方々が、未来を担う人づくりに積極的に参加できるしくみづくりを進めます

5. 県民一人ひとりが、生きがいを持ち、自己を高めることのできる環境づくりを進めます

⑦ 生涯学習・文化芸術・スポーツ活動の推進

第5章 重点的な取組み

第6章 教育ビジョンの推進

第1章 教育ビジョン策定の背景

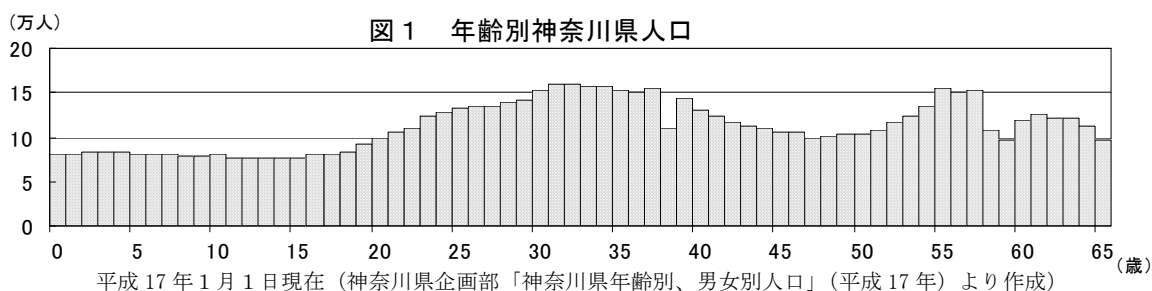
本章では、教育ビジョンの策定にあたり、踏まえるべき社会状況の変化を概観した上で、教育をめぐる現状と課題を明らかにしています。

また、明日のかながわを担う人づくりを進める際に、必要と考える観点を併せて整理しました。

1 社会状況の変化

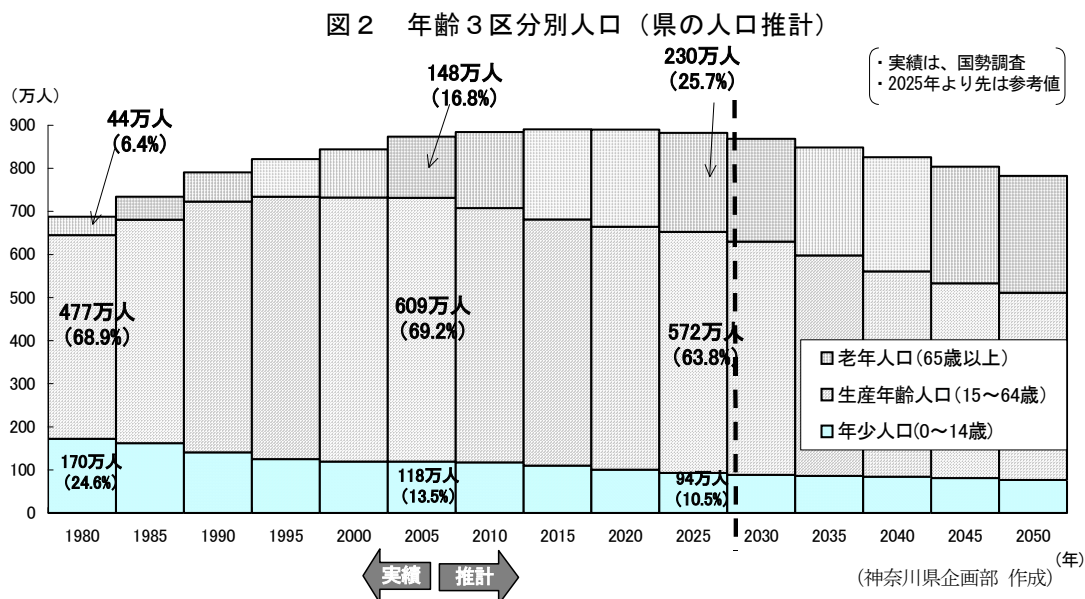
(1) 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

かながわの人口は全国よりも遅く2019年をピークに、減少に転ずることが予測されています。また、少子化の進行、高齢化の加速により、今後の人口構造に大きな変化が見込まれています(図1)。



年少人口は次第に減少し、2005年の118万人が2025年には94万人程度になると予測されています。

一方、老年人口は、団塊の世代*をはじめ、高度経済成長期に本県に転入してきた世代の高齢化が進行することから、全国を上回るスピードで増加し、2005年の148万人が2025年に約230万人と、約1.6倍になると予測されています(図2)。

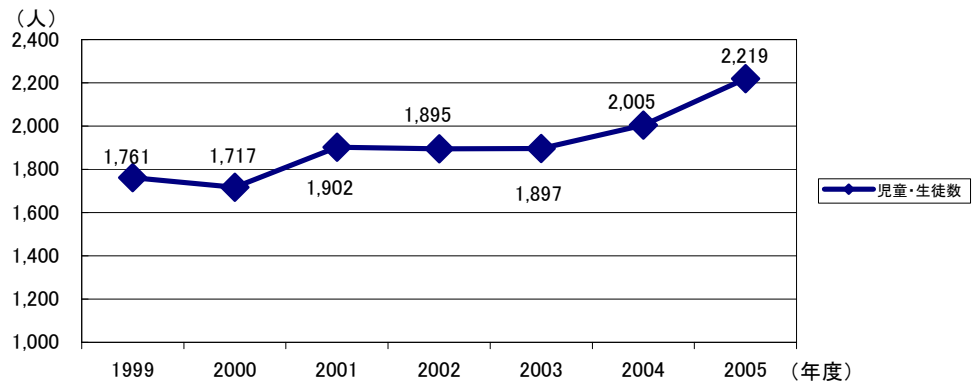


(2) 国際化と情報化の進展

社会はボーダレス化*が進み、人やモノが国境を越えて、自由に移動するようになってきました。日常的な生活の場面でも、多様な文化や価値観を認め合っていくことが必要です。

外国籍県民の増加、定住化が進む中で、学校でも外国につながるのある子どもたちが増えています(図3)。

図3 日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況(神奈川県)



(文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」より作成)

また、情報化が急速に進み、大人も子どもも疑似的(バーチャル)な体験の中で過ごす機会が、以前より多くなりました。直接的な人と人とのかかわりは減り、これまでは他の人と実際にかかわらなければ済まなかったことでも、インターネットや携帯電話などを用いることで、代替できることが多くなりました(表1)。その結果、生活の中で人と人とのかかわり方も、変化してきていると考えられます。

表1 都道府県別情報化指標

都道府県	携帯インターネット人口普及率(%) ※1	順位	携帯電話・PHS契約数人口比(%) ※2	順位
東京都	49.8	1	115.2	1
奈良県	48.8	2	63.1	19
香川県	48.3	3	71.5	8
神奈川県	44.0	4	69.5	10
埼玉県	43.9	5	64.4	16

※1 携帯インターネット=インターネットに接続できる携帯電話から、インターネット、メール又はウェブアクセス利用目的での利用者数を調査回答者数で除した数値。(平成17年1月~3月の調査結果)

※2 都道府県別携帯電話・PHS契約数(平成16年12月末現在)を住民基本台帳(平成16年3月31日現在)に基づく都道府県別人口で除した数値。

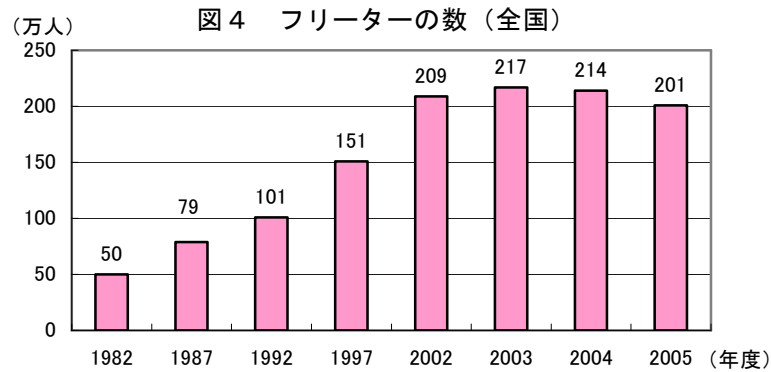
(総務省「平成17年版情報通信白書」より作成)

(3) 産業・就業構造の変容

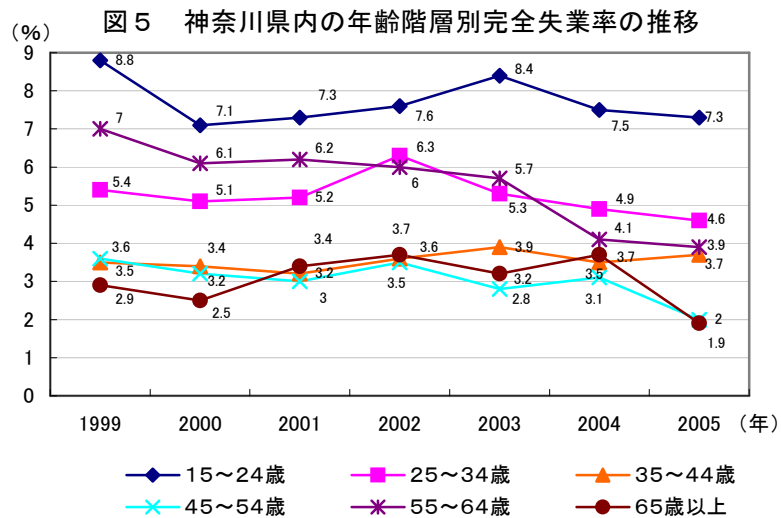
産業構造の転換がさらに進み、多様な働き方が広がる中で、若者の勤労観・職業観や企業の雇用形態も変化しています。そうした中で、多様な能力を生かして活躍できる機会が広がる一方、フリーター*などのような非正規雇用の割合も高まり、所得格差の拡大が懸念されています(図4)。

新規学卒者の雇用環境は好転しているものの、15～34歳の完全失業率は、他の年代と比べて高い水準にあります(図5)。

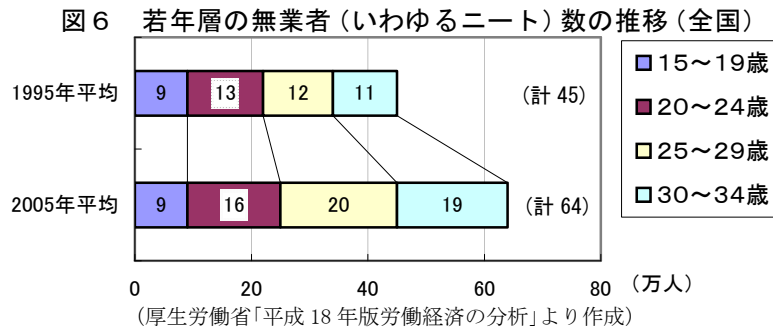
また、若年層の無業者(いわゆるニート*)の増加が社会問題化しています(図6)。



(厚生労働省「平成18年版労働経済の分析」より作成)



(神奈川県企画部「神奈川県労働力調査結果報告」より作成)



(4) 地方分権改革の進展

「地域でできることは地域で」行うことを基本に、地方分権改革を推進する取り組みが進められています。市町村への権限移譲や市町村合併が進むとともに、県域を越えた広域行政課題へ対応するために、自治体間の連携も進められています。

こうした中で、教育委員会のあり方など、教育に関する国と地方のあり方についても、様々な論議が広がっています。

(5) 多様な主体との協働・連携の拡大

県民ニーズの多様化に伴い、かながわでは、全国的にみても多くの人々が、ボランティアやNPO法人*等の活動を通して、地域の課題に自発的・主体的に取り組んでいます（表2）。

企業においても、地域や社会に対して積極的に役割や責任を果たすことで、企業価値を高めようとする動きも出てきています。

現代社会の困難な課題を解決に向かわせるには、行政やそこに暮らす人々はもとより、このように自発的・主体的に取り組む人々や企業の力を結集するなど、多様な主体が協働・連携を拡大しながら、新たな公共の役割を担っていくことへの期待が高まっています。

表2 特定非営利活動促進法に基づく認証数

順位	所轄庁名	認証数 (累計)	全国に占める割合 (%)
1	東京都	5,178	17.7
2	大阪府	2,173	7.4
3	神奈川県	1,780	6.1
4	北海道	1,168	4.0
5	兵庫県	1,030	3.5
	全国計	29,203	100

平成10年12月1日から平成18年10月31日累計
 (内閣府「特定非営利活動促進法に基づく申請受理数および認証数、不認証数等」(平成18年)より作成)

2 教育をめぐる現状と課題

(1) 子どもの思いと育ちの姿

子どもたちは、いつの時代にあっても、常に大きな可能性に満ちた存在です。自分に自信がもてれば、新たなことに興味・関心を抱き、積極的に周囲にはたらきかけ、多くのことを吸収し、自分のものにしていくことができます。これは、まわりの大人のかかわり方や社会のあり様から、大きな影響を受けやすい存在ということでもあります。

平成17年度の神奈川県教育委員会「教育に関する学校関係者向け意識調査」によると、大人から見た子どもの印象と、子どもが自分自身をどう思うかについては、その意識に大きな差があります。たとえば、「ねばり強さがある」や「社会に役立とうとする心や公共心がある」などの項目では、大人が感じている以上に、子どもたちは前向きな思いを抱いています（表3）。

子どもたちの表面的な言動に、ともすると大人は目を向けがちですが、子どもの内面にある思いや願いへの理解をもっと深める必要があります。

また、子どもたちは、乳幼児から小・中・高校生と成長していくに従い、まわりの人たちや社会とのかかわりを通して、自分づくりをしていきます。その過程で、多くの課題に直面し、様々な悩みをもちながら、自らを見つめ直していくものです（図7）。

こうした過程は、子どもたちにとって自然なことであり、それを乗り越えて、自分らしく生きる力を培うことに対する支援が、周囲の大人には求められているのです。

（課題） 子ども一人ひとりの思いと育ちの姿を、家庭、地域、学校などのまわりの大人がしっかりと見つめ、心の通い合う関係を築きながらかかわっていくことが重要です。

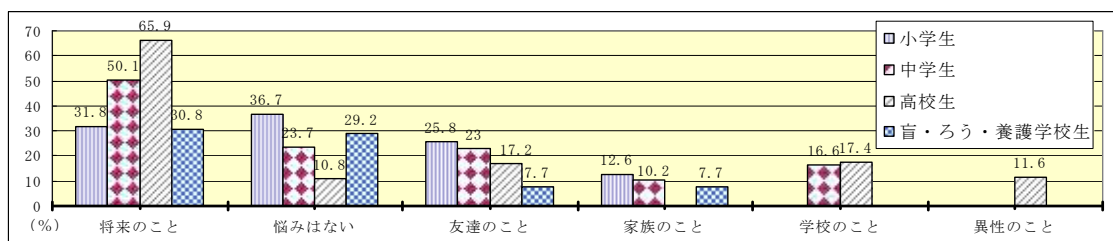
表3 最近の子どもの印象、自分自身をどう思うか

（「そう思う」（大人は）＋「どちらかというと思う」）一部抜粋（単位：％）

項目	教員	保護者	学校評議員	小学生	中学生	高校生
明るく元気である	88.8	72.8	68.4	60.4	54.8	52.6
自分らしさを持っている	56.1	62.2	40.0	51.8	51.3	54.4
やさしさや思いやりがある	60.5	64.5	43.5	33.7	34.2	41.1
ねばり強さがある	14.4	29.6	12.2	44.3	34.1	35.1
自分一人で選択や判断ができる	12.8	35.5	15.6	37.0	33.7	39.4
社会に役立とうとする心や公共心がある	26.4	34.1	23.9	64.9	58.5	47.7
社会のルールやマナーを守っている	45.2	59.2	33.6	40.5	45.7	51.5
食事や睡眠など生活が規則正しい	29.1	35.3	9.1	29.0	25.2	27.0

（神奈川県教育委員会「教育に関する学校関係者向け意識調査」（平成17年度）より作成）

図7 悩んでいること（上位5項目、複数回答）



（神奈川県教育委員会「教育に関する学校関係者向け意識調査」（平成17年度）より作成）

振り返って、今の子どもたちを見ると、自己肯定感*をもてなかったり、友だちなどと人間関係が上手く築けなかったりする子がいます。また、将来や友だちのことで、様々な悩みやストレスを抱えている子や、学習意欲を失っている子などいます。

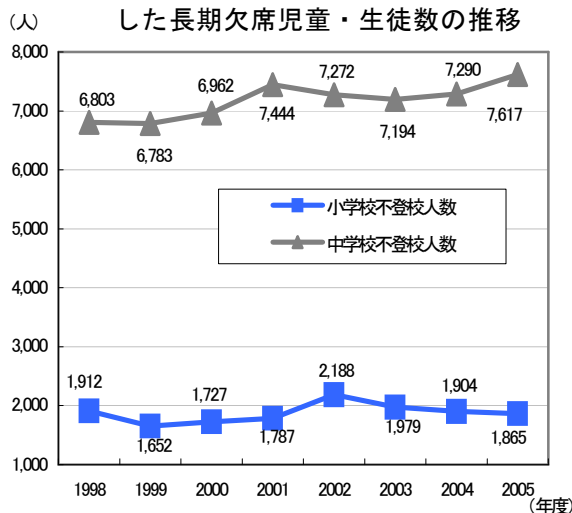
さらに、不登校やいじめなどは減らず、人格や生命の尊厳を傷つける程までに深刻化するものもあり、事態は極めて厳しい状況にあります（図8・図9）。また、学校生活になじめず、中途退学をする者もいます。

一方、子どもたちの体力や運動能力は低下傾向にあり、食生活の乱れや肥満傾向にある子どもも増えています。

人づくりを考える上では、このような子どもの深刻な状況にも適切に対応していくことが求められています。

（課題） 子ども一人ひとりが抱える、いじめをはじめとする様々な課題に対して、柔軟で迅速かつ適切に対応できる、組織的な体制づくりが必要です。

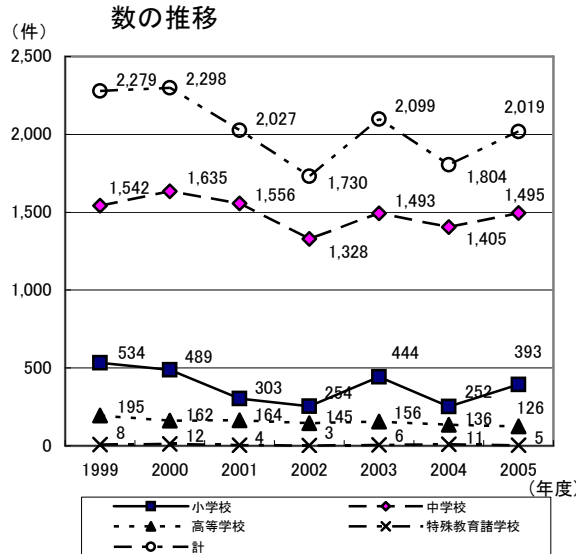
図8 神奈川県内の不登校を理由とした長期欠席児童・生徒数の推移



※国立・公立・私立のすべての小中学校における推移
※長期欠席児童・生徒とは、各年度の間30日以上欠席した児童等

（神奈川県企画部「神奈川県学校基本調査」より作成）

図9 神奈川県内のいじめ発生件数の推移



（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より作成）

(2) 家庭の教育力の低下

核家族化や少子化が進行し、子どもたちが家庭の中で、きょうだいと切磋琢磨^{せつせたくま}したり、祖父母の経験から学んだりする機会は著しく減少しました。親*の子育ても、自身の経験の中にそのモデルを見いだすことが難しくなり、手探り状態で行わざるを得ない状況も生まれており、家庭の教育力が低下したと考える人も多くいます(図10)。

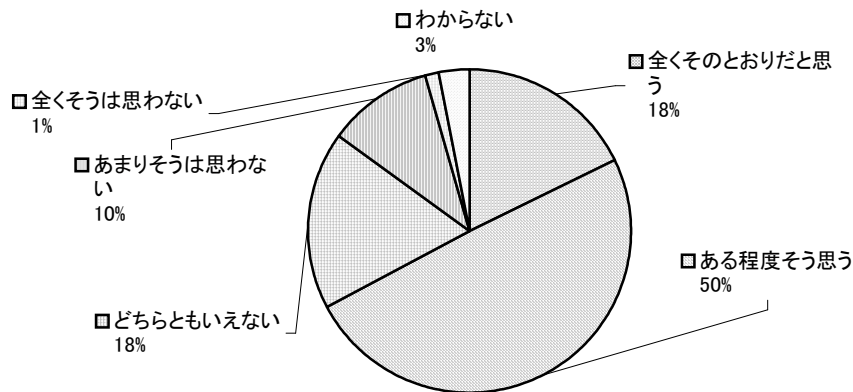
また、無責任な放任や過保護・過干渉は以前より多く見受けられるようになり、虐待を受ける子どもも増えています。

家庭はすべての教育の出発点として、暮らしの営みを通して、子どもが基本的な生活習慣*や規範意識を身に付け、家族への信頼感や思いやる心をはぐくむことで、学校や社会での幅広い学び合いの基盤を築くという、重要な役割を担っています。

*「親」とは、血縁関係の親のみならず、広く子どもの養育を担う大人のこと

(課題) 家庭での子育てや教育を改めて見つめ直し、次代を担う子どもを育てることの大切さを共有できる環境づくりが必要です。

図10 家庭の教育力の低下について



(国立教育政策研究所「家庭の教育力再生に関する調査研究」(平成13年度)より作成)



(3) 地域の連帯感の希薄化

都市化や核家族化の進行、共働き世帯の増加や、少子化の進行などにより、異年齢の子ども同士や異世代の人との交流が減少し、隣近所や地域の連帯感が希薄化してきました(表4)。

子どもたちが豊かな学びを実感するには、家庭や学校以外にも、身近な学びの場や子どもの居場所が必要です。

(課題) 学び合い、教え合うことから生まれる、協働と信頼に根ざした新しい地域の姿の創出が求められています。

表4 地域の教育力が低下している原因(複数回答)

順位	低下している原因の選択項目	回答率 (%)
1	個人主義が浸透してきているので(他人の関与を歓迎しない)	56.1
2	地域が安全でなくなり、子どもを他人と交流させることに対する抵抗が増しているため	33.7
3	近所の人々が親交を深められる機会が不足しているため	33.2
4	人々の居住地に対する親近感が希薄化しているため	33.1
5	母親の就労が増加しているため	30.1
6	高層住宅(マンション)の普及など居住形態が変化しているため	28.0
7	昔より地域における行事がなくなったため	18.2
8	新しく移住してきた世帯が増加しているため	13.4
9	近所の人たちの連帯感を培うリーダーが不足しているため	8.8
10	労働時間が長くなってきているため	7.8
11	転勤等で転居が頻繁になっているため	6.2
12	父親の家庭の教育や地域活動への参加が不足しているため	6.0
13	学生時代の友人、趣味のグループの仲間など、人々の行動範囲が広域化しているため	5.0

(文部科学省「地域の教育力に関する実態調査」(平成17年度)より作成)



(4) 様々なニーズへの対応が求められる学校

学校では、社会状況の変化や、子どもたちの様々な育ちを背景に、一人ひとりの個性や教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行うとともに、家庭や地域からの多様化するニーズに迅速かつ的確に伝えていく必要があります。

そのため、教職員には、これまで以上に高い自覚と責任、専門性などが求められています。

教職員はそうしたことに意欲的に取り組んでいます。このような様々なニーズに対応することに追われ、子どもたち一人ひとりに向き合ったり、教材研究、自己研さんを積むことに十分な時間を確保できにくくなっている面もあります(表5)。

さらに、発達障害*など、多様な支援を必要とする子どもも以前より増えており、このような視点からの対応も求められています。

(課題) 教職員が子ども一人ひとりにしっかりと向き合える学校運営や、教職員同士が課題や目標などを共有し、個々の経験や持ち味を生かし合い、一体となって取り組むことのできる、組織力の高い学校づくりを進めていく必要があります。

表5 教員が日々の業務で感じていること(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計上位5項目)

順位	小学校	中学校	高等学校	盲・ろう・養護学校
1位	授業や教材研究等に費やす時間がとれなくなった(81.1%)	授業や教材研究等に費やす時間がとれなくなった(87.0%)	授業や教材研究等に費やす時間がとれなくなった(87.6%)	教員間での仕事の分担や業務量に差がある(70.2%)
2位	特別な支援を必要とする児童・生徒のタイプが多様になり、対応に苦慮している(80.2%)	特別な支援を必要とする児童・生徒のタイプが多様になり対応に苦慮している(84.5%)	教員間での仕事の分担や業務量に差がある(85.6%)	授業や教材研究等に費やす時間がとれなくなった(67.6%)
3位	児童・生徒の問題行動に、どこまで対応するのか迷うことが多くなった(60.8%)	教員間での仕事の分担や業務量に差がある(77.3%)	特別な支援を必要とする児童・生徒のタイプが多様になり対応に苦慮している(59.3%)	特別な支援を必要とする児童・生徒のタイプが多様になり対応に苦慮している(58.5%)
4位	教員間での仕事の分担や業務量に差がある(59.4%)	児童・生徒を理解することがこれまで以上に難しくなった(56.3%)	児童・生徒を理解することがこれまで以上に難しくなった(53.7%)	児童・生徒の問題行動にどこまで対応するのか迷うことが多くなった(46.8%)
5位	児童・生徒を理解することがこれまで以上に難しくなった(54.7%)	児童・生徒の問題行動にどこまで対応するのか迷うことが多くなった(55.0%)	児童・生徒の問題行動にどこまで対応するのか迷うことが多くなった(53.1%)	人間関係での悩みごとが増えた(39.4%)

(神奈川県教育委員会「教育に関する学校関係者向け意識調査」(平成17年度)より作成)

(5) 生涯を通じた「学び」への対応

人は、大人になっても学び続けることで、生涯にわたり成長し、発達し続けます。

これまでも、生涯を通じた学習や、スポーツや文化活動の考え方が浸透し、活動の機会が広がってきましたが、団塊の世代を含め今後ますます高齢化が進む中で、生きがいをもち、心豊かにうるおいのある人生を送りたいという県民の思いや願いは、一層高まることが見込まれます。

(課題) 働く人や高齢者など、だれもがどこの地域でも気軽に学び続けることや、学び直しのできる場や機会をつくる必要があります。



3 人づくりにおいて踏まえるべき観点

「人づくり」とは、あたかもモノづくりのように、人を予定された形に仕立てることはありません。人は、生まれた時から、すでにそこに「在る」存在なのです。モノのように「つくる」ことはできません。

「人づくり」とは、「絶えず自らを磨き、新たな自分へと更新していく、『自分づくり』を支援していく営み」だと考えます。

この項では、このような意味での「人づくり」について、成長の中で身に付けていくべき内容、「人づくり」と社会との関係、「人づくり」へのかかわり方、という3つの観点から整理を行いました。

(1) 不易と流行を踏まえた人づくり

子どもたちが個人として成長するだけでなく、社会の構成員として身に付けていく必要のあるものには、時代を超えて変わらない価値のあるもの（不易）と時代の変化に柔軟に対応して身に付けていく必要のあるもの（流行）があります。

不易には、健康と基礎的な体力、豊かな人間性や他人を思いやる心、生命を大切にし、人権を尊重する心、正義感、郷土を愛しむ心、学ぶ意欲や態度、そして「読み・書き・計算」等の基礎・基本*に基づき、自ら学び、考える力などがあります。

流行には、国際化・情報化への対応や、環境問題への理解などに向け、具体的な教育活動を通して、獲得していく資質や能力があり、それらは時代の要請を的確に見極め、今後とも積極的にはぐくんでいく必要があるものです。



(2) 世代を超え、循環する人づくり

一人ひとりが成長の過程で学んだ成果は、自分づくりを豊かなものにするとともに、他の人の自分づくりにも様々な形で生かされていくものです。

親子の関係でいえば、子育てをする親は、自身の親との関係の中から学んできたものを基盤としつつ、まわりの人や社会とのかかわりの中で学びを深めながら、次の世代を担う子どもたちを育てていくものです。

つまり、人づくりとはその人ひとりを育てることにとどまらず、世代を超え、循環しながら少しずつ、次の社会の形成に大きな影響を与えているのです。



(3) 協働・連携による人づくり

人づくりは、まず家庭から始まり、その後、成長に応じて、世界を広げながら、地域・学校・社会へと様々な場面で行われます。

とりわけ、現代の社会状況の中で、人づくりが真に効果をあげるためには、自発的・自主的に取り組む人々や、地域や社会で積極的な役割を果たそうとする企業などとも力を合わせ、互いの持ち味を生かし合いながら、協働・連携を進めることがたいへん重要だと考えます。



第2章 基本理念・教育目標

1 基本理念

未来を^{ひら}拓く・創る・生きる

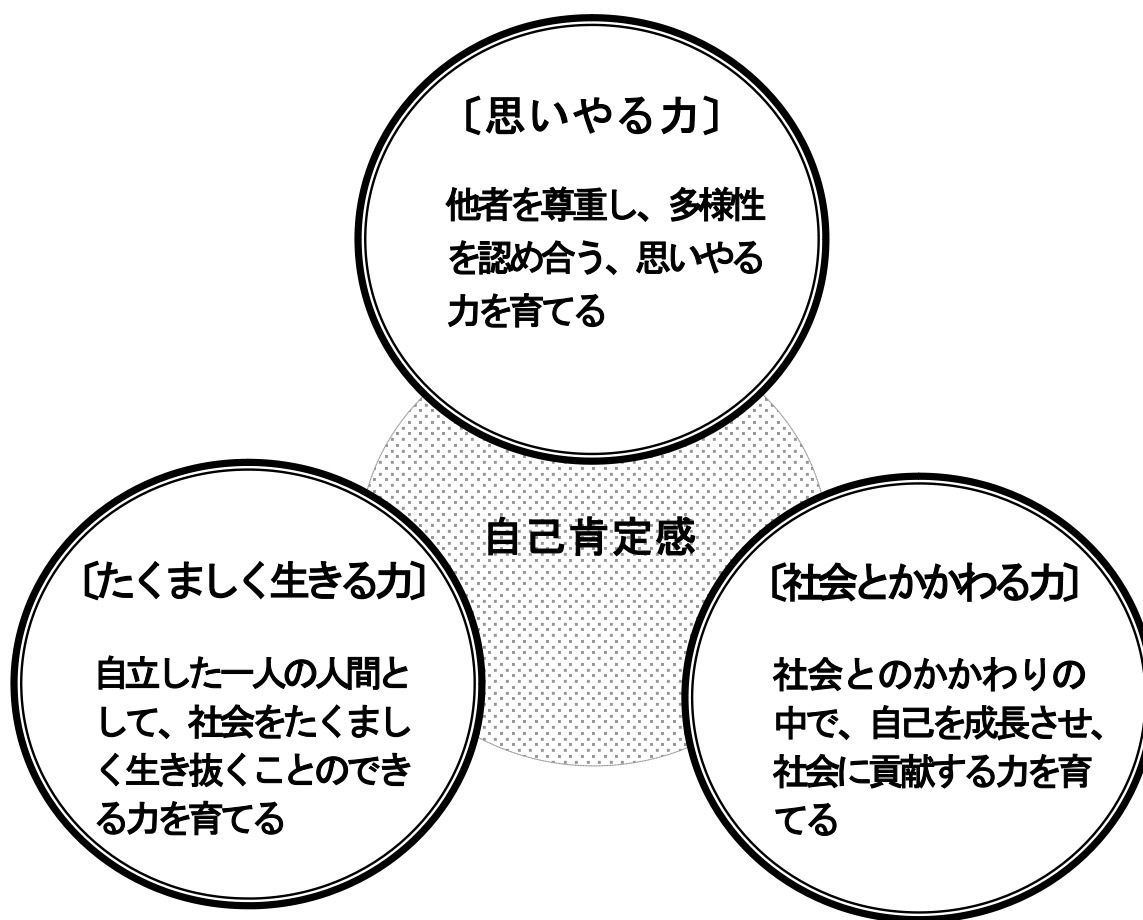
人間力あふれる

かながわの人づくり

- 子どもたちは、よりよい未来を築く、大きな可能性を秘めた存在です。激しい変化が予想されるこれからの時代にあっても、子ども一人ひとりが、その資質や能力を十分に発揮して生きることができるよう、しっかりとほぐされなければなりません。
- なかでも、夢や希望に向かい、自らを律して困難を乗り越え、**未来をたくましく切り拓く**ことや、自己と社会の未来を**創る**強い意志をもち、変化をおそれず主体的に行動すること、さらに、自己への自信と人への思いやりをもって、心豊かでしなやかに**生きる**ことのできる力を備えることが重要です。
- そのためには、まわりの人から「大切にされている」と感じながら、育てられることが必要です。そこから生まれる安心感や信頼感に根ざして、自らをありのままの姿で受容できる自己肯定感をはぐくんでおかなければなりません。
- また、教育にかかわるすべての人々には、個のニーズに応じた多様な支援を充実していくことが求められています。
- このような考え方をもとに、自立した一人の人間をめざす自分づくりと、社会の構成員としてよりよい社会づくりにかかわる総合的な力を**人間力***ととらえ、**かながわの人づくり**の視点として基本理念をまとめました。

2 教育目標（めざすべき人間力像）

かながわの教育がめざす「人づくり」の基本理念を実現するために、子どもから大人まで、すべての人が身に付けていきたい「人間力」の内容を、まわりの人との関係、社会との関係、自己の成長の姿という視点から「めざすべき人間力像」に整理を行い、教育目標として掲げました。



この3つの教育目標では、人が家庭の中に生まれ、多くの人に見守られながら成長していく過程で、自己肯定感を基盤とし、人を尊重し、多様性を認める思いやる力を身に付けるとともに、社会とのかかわりの中で豊かな経験を積み、学び続けることで人間的な成長を遂げ、自分らしく自立してたくましく生き抜くことのできる力と、学んだことを生かして社会に貢献する力の育成をめざしています。

3 かながわらしい教育に向けて

(1) 「ふれあい教育」の成果と課題

本県では、昭和 50 年代の過熱する受験競争や、知識偏重的な教科中心の学校教育のあり方などをめぐり、県民をあげての「騒然たる教育論議」をきっかけとして、人や自然とのふれあいによる体験的な活動を重視した「ふれあい教育」が生まれ、現在まで、かながわの教育の根幹をなしてきました。

「ふれあい教育」は、家庭や学校、地域などの様々な団体が参加して、運動の意義や役割を共有し、行政機関も共通認識のもとで一体化した取組みを推進するものであり、「ふれあい」という言葉が、学校だけでなく、家庭や地域でも使われるようになっていきました。かながわの教育における歩みの中で、その取組みは、一時代を象徴するものといえます。

また、この「ふれあい教育」は、様々な体験活動を通じて、子どもたちが人と人とのつながりや、自然とのふれあいの大切さに気づくことや、学ぶ者と教える者との、世代や立場を超えて学び合うという考え方が浸透していくことに、大きな成果をあげてきました。

その一方で、家庭や学校、地域などにおいて、広く展開されていたものが、時間の経過とともに、次第に学校教育が中心的な場となっていきました。さらに、子どもたちの社会性などを着実に育成していくような、成長に応じた学習活動のつながりには課題が残りました。

さらに、現在、不登校やいじめなどの件数は減らず、人格や生命の尊厳を傷つける程までに深刻化しているものもあることは、真摯に受け止めなければならない課題です。



(2) 今こそ大事な心ふれあう経験

人は、元来、自分以外の存在と「ふれあう」ことを通して、自分の価値や役割に気づき、自我同一性（アイデンティティ*）を確立していきます。そこで、「個性・共生・共育（ともいく）」を理念として掲げ、「ふれあう」ことの大切さを提唱した「ふれあい教育」は、かながわの教育ビジョンの中でも、継承していくべき不易なものといえます。

自己肯定感をもてず、人間関係が上手く築けないことから生まれる様々な課題を解決していくためには、これまでより一歩先に進んで、さらに深く人や社会とかがわり合うような経験をし、それを学習として積み重ねていくことが、たいへん重要となります。

このような経験を通して、自らの力が人や社会に役立つ手応えを感じ、共に築いた成果を分かち合い、「心ふれあう」喜びを十分に味わうことが大切です。

また、様々ななかかわりの中から、多少の困難があっても歩み寄り理解し合えるような、思いやりとたくましさを身に付けていくことも求められているのです。



(3) よりよく生きるための「行動の知」を

「ふれあい教育」では、それまでの教育が、教科を中心とした知識や技能などの「科学の知*」（競争の原理）の習得に偏っていたとの反省から、家庭や学校、地域での様々な体験を通じて、子ども自身が実感を伴って獲得する「臨床の知*」（共生の原理）の重要性が指摘されました。

今後、まわりの人や社会とかがわりながら、自分づくりを進めるには、学習や体験によって蓄えられた知を、より一層、人や社会との間で双方向的に機能させ、自らがよりよく生きるための行動を支えるような発信や創造する知へと再構築することが重要になります。

私たちは、この知を「行動の知」と呼び、学ぶことや生きることへの意欲、人への信頼や社会への関心などを基盤に、課題解決に向けて方策などを思考する力、さらにコミュニケーション能力や企画構想力、表現力などの発信にかかわる力が有機的にはたらき合って成り立つものと考えました。

教育ビジョンでは、学びとったものを生かして、自分づくりを進めるとともに、人や社会と積極的にかかわり合いながら、未来を創造できる人間力の育成に向け、「行動の知」の体得をめざします。



(4) 「心ふれあう しなやかな 人づくり」へ

これからのかながわの教育は、「ふれあい教育」を一層発展させ、一人ひとりが「行動の知」を発揮しながら、さらに深く人や社会とかかわる「心ふれあう」経験を積み重ねることで、未来を拓き、創り、生きることのできる「人間力」をはぐくんでいきます。

そのためには、一人ひとりの思いや育ちを柔軟に受け止めながらも、教育ビジョンの掲げる理念に基づき、揺るぎない教育を展開することが重要であることから、柔軟さと揺るぎなさを併せ持つ「しなやかな人づくり」を進めていきたいと思えます。

こうした教育を通して、次代を担う子どもたちには、積極的に人や社会とかかわり、「思いやる心とたくましさ」をもったしなやかな人に育ってほしいという願いを込め、これからのかながわらしい教育を次のように提唱します。

心ふれあう しなやかな 人づくり

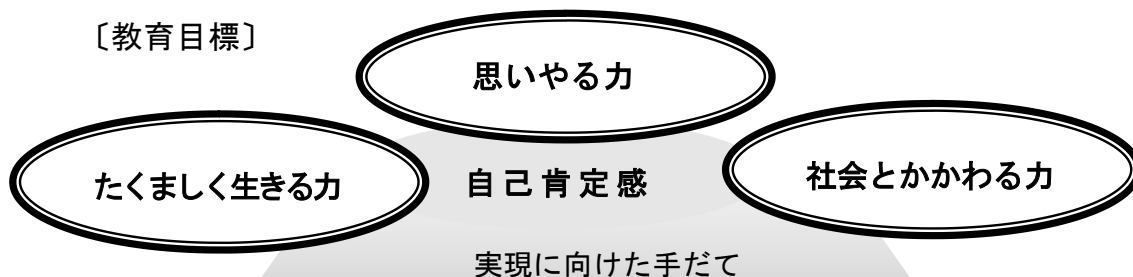


「ふれあい教育」から
「心ふれあう しなやかな 人づくり」へ

かながわ教育ビジョン

〔基本理念〕 未来を拓^{ひら}く・創る・生きる
人間力あふれる かながわの人づくり

〔教育目標〕



今こそ大事な
心ふれあう経験
「ふれあい教育」をさらに進め、
人や社会と深くかかわり、「心ふ
れあう」喜びを十分に味わう

よりよく生きるための
「行動の知」を
教科の学習や様々な体験を生か
し、よりよく生きるために行動で
きる力を身に付ける

『心ふれあう しなやかな 人づくり』

- 一人ひとりを大切にする柔軟な対応と、教育ビジョンに基づく揺るぎない教育の展開
- 人々や社会とかかわり、「思いやる心とたくましさ」をもった人の成長に向けた願い

〔次代を担う人づくりをめぐる状況〕

- ・ 少子高齢化の進行
- ・ 国際化と情報化の進展
- ・ 産業・就業構造の変容
- ・ 社会性や規範意識の低下への危惧
- ・ 学力や学習意欲の向上の推進
- ・ 不登校、いじめ問題などの早期解決
- ・ 家庭や地域の教育力の向上

継承・発展

「ふれあい教育」の展開 - 〔基本理念〕個性・共生・共育（ともいく）

- 家庭・地域・学校で、自然や人とのふれあいによる体験的な活動を重視
- かながわの教育における根幹としての位置づけ

〔主な成果と課題〕

- 県民一体となった教育運動が実現
- ふれあうことから学ぶ大切さを実感
- 就学前・小・中・高校などの成長に応じた、つながりのある学習の展開が不十分

県民をあげての「騒然たる教育論議」

〔昭和50年代の教育をとりまく課題〕

- ・ 受験競争の過熱
- ・ 知識偏重的な教育への批判
- ・ 家庭内・校内暴力の増加 等

第3章 人づくりの視点

1 「つむぐ おりなす」協働による取組みの推進

標題の「つむぐ おりなす」は、県民との教育論議の成果として導き出されたもので、次代を担う子どもたち一人ひとりの個性やよさを「つむぐ」ように大切に育てるため、まわりの大人たちが様々に「おりなす」ようにかかわり合っていこうという願いが込められたものです。

このような、かながわの人づくりを実現するには、皆が思いを一つに重ね合い、それぞれの持ち味を響き合わせながら、共に育ち、成長を続けるという循環型の教育・学習社会の形成をめざしていくことが重要です。

協働に基づく、このような人づくりが進めば、学校だけでは果たせなかった新たな教育の地平が広がっていくと考えます。

2 人の発達段階を通じた各主体のかかわり

人は、誕生してから人生を終えるまで、社会や文化、自然などから生涯にわたり様々な影響を受け、成長・発達を続けていくものです。

そうした中で、人が生活し活動していくには、多様な資質・能力が必要となり、教育は、これらを身に付ける上で、たいへん重要な役割を担っています。

人の成長・発達に即して、このような資質・能力や「人間力」を獲得していくためには、様々な教育の主体の役割が重要になります。

ここでは、それぞれの主体が個に応じて、どのように支援を行っていくことが望ましいかを、発達段階ごとに整理しました。その全体を示したものが、右の表です。具体的には、発達段階ごとに概ねの目安となる「大切にしたい育ち（学び）の姿」と「人づくりをめぐる状況」を整理した上で、人づくりにかかわる家庭、地域（NPO法人などを含む）、学校・保育所、企業、市町村、そして県の主体ごとに、それぞれの役割と具体的な取組みの方向性を、イメージとして示しています。

本章を参考に、各主体がそれぞれの立場から、かながわの人づくりに主体的にかかわり、取り組んでいくことを期待しています。

生涯を通じた人づくりにおけるそれぞれの段階と目標

本表は、人生の上で大きな節目や転機となる出来事を見すえながら、人の一生を次のような年齢区分により、4つの段階に分け、それぞれの人づくりの目標を整理しました。ただし、この整理はあくまでも目安であって、実際には様々なあり方や生き方があり、それぞれに十分尊重されなければなりません。

年 齢	教育ビジョンにおける人づくりの段階と目標	節目や転機となる出来事
誕 生 ↓ 概ね 6 歳頃 ↓ 概ね 18～22 歳頃 ↓ 概ね 65 歳頃 ↓	1 健全な心身と生活の基礎を培う段階 (乳・幼児期) 親への信頼感を深めながら、家庭を中心に、基本的な生活習慣や態度を身に付けるとともに、集団での遊びや運動などの体験を通じて、健全な心身の基礎を培う。	家庭での生活 保育所幼稚園入園 特別支援学校入学 小学校入学 中学校入学 高校進学 大学等進学 就 労 退職
	2 自分らしさを探求する段階 (児童・青年期) それぞれの学校段階において、確かな学力を身に付けるとともに、様々な体験や経験を通じて生き方や進路を考え、自分らしさを探求し、心身ともに健康で、豊かな人間性や社会性を培う。 ・この段階は、児童期と青年期に区分して整理	
	3 社会的・経済的に自立する段階 (成人期) 職業生活への円滑な移行と社会的・経済的な自立をめざし、自覚と責任ある行動力や社会に貢献する力を身に付ける。	
	4 豊かな人生を探求する円熟の段階 (円熟期) 学び直しや新たな学びに挑戦する意欲や生きがいをもち、自分づくりに取り組むとともに、次世代の育成や地域での社会貢献に努める。	

○ 本表は、ハヴィガースト(Havighurst, R. J)やエリクソン(Erikson, E. H)の発達に関する研究や内閣府の「青少年育成施策大綱」などを参考に、県民との教育論議に基づき、神奈川県教育委員会として独自に作成したものです。

1 健全な心身と生活の基礎を培う段階（乳・幼児期） 0歳から概ね6歳頃まで

親への信頼感を深めながら、家庭を中心に、基本的な生活習慣や態度を身に付けるとともに、集団での遊びや運動などの体験を通じて、健全な心身の基礎を培う。

大切にしたい育ちの姿

自分づくりのスタートとなる時期です

- 親の愛情に包まれ、家族と共に生きることの安心感や期待感、家族の信頼に応える喜びや感謝の気持ちが、家庭でしっかりと育まれている。
- 親をはじめとする大人とのかかわり合いを通じて、自己の欲求や感情が十分に満たされている。
- 周囲の環境にはたらきかけながら、自分に自信をもち、身近な人への愛着を抱くなど、基本的な信頼関係が築かれている。

基本的な生活習慣・態度を身に付ける時期です

- 早寝や早起きなどの基本的な生活リズムが出来上がっており、着替えや食事など身の回りのことを自分の力で行っている。
- しつけを通して基本的で社会的な生活習慣が身に付いている。



健全な心身の基礎を培う時期です

- 生活体験や自然体験などを通して、あらゆる活動の源になる体力がしっかり身に付いており、健全な心身の基礎が培われている。
- 「遊び」を通して様々な能力が高められ、自分でできる、自分でしてみたいという自立に向けたはたらきかけが盛んに行われている。
- 幼児期には、親や家族から友だちへと人間関係が広がり、集団の中で一人ひとりが互いに気持ちよく過ごすことのできるルールやマナーを身に付けている。

人づくりをめぐる状況

子ども

- 「自分の思うことは何でも通る」と考える自我が肥大化した子どもと、反対に「自分を大切に思えない」という自己肯定感の弱い子どもが増えていること
- 外遊びをしない子どもが増えていること

家庭生活

- 親の生活時間が優先され、子ども本来の生活リズムがとられにくい家庭が見られること
- 子どもの発達段階に応じた基本的な生活習慣のしつけなどを行っていない親が見られること

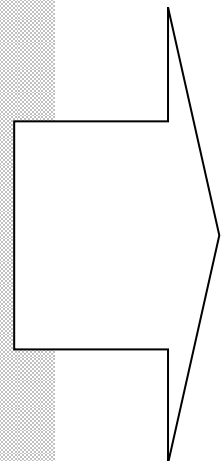


子育て環境

- 子育てへの不安や悩みを抱える親が増えていること
- 子育てが「孤育て」の状況になっている場合が少なくないこと
- 子どもとふれあう時間やゆとりが少ないこと
- 子どもとの信頼関係が築けない親が以前より多く見受けられること
- 親自身も自分が成長してきた過程の中で、子育てを身近に感じる機会が減っていること
- 発達の遅れや障害などのある子どもをもつ親や家庭に対し、適切な支援が求められていること

地域

- 地域の連帯感の希薄化などから、子どもが大人とかかわる機会や活動が減少していること
- 身近な地域に子育ての相談や情報入手の場がないこと
- 幼児期の教育の充実を図るため、地域の実情に応じた幼稚園と保育所のあり方、小学校を含めた連携の促進が求められていること



1 健全な心身と生活の基礎を培う段階（乳・幼児期）

各主体のそれぞれの役割と具体的な取組みの方向性

この時期の子どもにとっては、親とのかかわりが非常に大切となります。親との健全な関係が前提となって初めて、興味・関心が外へ向かう意欲が自然に生まれてきます。

そこで、この時期に教育の主体がはたらきかけることが望ましいこととして、家庭生活においては子どもへの直接的なはたらきかけ方、その他については、家庭の子育てに対する支援のあり方を中心に、それぞれまとめています。

家庭

子育て・教育を通じた生活の基本に関する学びの提供

- 子どもを抱きしめたり、褒めたりするなど愛情をもって接し、基本的な信頼関係を形成するなど、家庭での子育て・教育の目標を明確にする。
- 親子で外遊びや運動に関して積極的に親しむ。
- してはいけないこと、まちがったことをきちんと理解させる。
- 子どもの顔を見ながら、話を聞き、安心感がもてるようにする。
- 起床・着替え・食事・あいさつ・睡眠などの基本的な生活習慣をはぐくむ。
- 家族関係を大事にし、子ども自身が愛されていると感じられるよう大切に育てる。
- 親が子育てに関する講座に参加するなど、家庭とのつながりを大切にする。



幼稚園・保育所

遊びや体験を通じた総合的な教育や保育の推進

- 家庭と十分な連携をとり、子ども一人ひとりの理解に努め、適切な対応や支援を図る。
- 集団での遊びや運動などを大切にして、生涯にわたる人間形成の基礎を育てる。
- 多様な教育的ニーズに応え、一人ひとりに応じた適切な支援に取り組む。
- 幼稚園や保育所が子どものみならず、親の育ちの場となるよう関係機関との連携による「子育てセミナー」の開催や、子育て情報の発信、相談支援に努める。
- 認定こども園制度*を生かして、小学校就学前の子どもに対する教育と保育、親に対する子育て支援の総合的な提供に取り組む。

※ 以降、それぞれの発達段階における人の成長に関わりが深いと考える順に、各主体についての記述を配置しました。（P45の配置順とは一部異なります。）

地域

子育て家庭への支援、交流の場の提供

- 地域の乳幼児や、その親・家族の方などがいたら、できる限り声をかける。
- 自治会など地域の組織を通じて、子どもたちが安心して元気に遊ぶことのできる場や、親同士の交流の場を確保する。
- 家庭や学校などと連携して、地域の子どもの安全・安心に取り組む。
- 良好な親子関係をつくるために、様々な体験活動を通じて、人と人、人と自然など、ふれあう場や機会の提供に努める。

企業

子育て家庭への理解促進、従業員などの子育て支援

- 家庭で子どもとふれあう時間をつくり、子どもが家庭で十分な愛情を受けられるよう、育児休業制度などの休暇制度の工夫や、子育てをしながら働き続けられる環境づくりの推進など、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活との両立）をとることに努める。
- 家庭教育についての講演会や研修を設けるなど、市町村や県などと連携して、子育てに対する意識や子どもは次代を担う宝であるという意識の醸成に努める。
- 幼稚園や保育所、地域や家庭などでの活動や取組みをサポートするための場や機会の提供に努め、協力する。

市町村

子育て支援や幼稚園・保育所・小学校などの連携促進

- 地域における子育てや家庭教育を支える活動拠点を生かして取り組む。
- 幼児期から児童期の教育への円滑な移行に向け、幼稚園・保育所・小学校・特別支援学校の教職員が相互に職場体験や交流研修などを実施し、教育・保育が一体となった取組みを推進する。
- 家庭での教育・子育ての相談窓口の開設やアドバイザーの巡回派遣による身近な地域での子育て相談などの取組みを、関係機関との連携・協力により推進する。

県

家庭教育の大切さを共有できる環境づくり

- 人づくりに向けた適切な支援が行われるよう、幼児期から児童期の教育への円滑な移行に向けて、情報の共有化や連携・協力の促進に努める。
- 市町村や関係機関などとの連携・協力により、親子でのふれあいの大切さを自覚し、実感できる機会を設定するほか、幼児期の運動や体力づくりに関して親や教職員の意識改革を進める取組みを行う。
- 幼児期の教育についての環境整備など、その振興に努める。
- 子どもの発達に即した、親向けの教育プロジェクトなどを企画し、実施する。
- 食育*を含めた健康教育に関する情報の提供を行う。
- 幼稚園や保育所、市町村と連携・協力して、支援が必要な子どもへの対応を強化する。
- 子どもが、健康的な生活リズムを身に付けることができるような、教育ムーブメント（教育的な運動や活動）を先導する。
- 企業や社会に対して、子育て支援への理解促進を図る取組みに努める。

2 自分らしさを探求する段階（児童・青年期） 概ね6歳頃から18～22歳頃まで

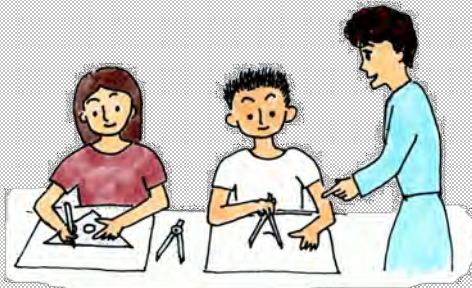
それぞれの学校段階において、確かな学力を身に付けるとともに、様々な体験や経験を通じて生き方や進路を考え、自分らしさを探求し、心身ともに健康で、豊かな人間性や社会性を培う。

児童期 [概ね6歳頃から12歳頃まで]

大切にしたい育ちの姿

自分らしさを探求する時期です

- 自分の良さや可能性を実感し、自信や自己肯定感を深めながら、自己を律する感覚が育ち、夢や希望に向かってチャレンジし、目標をもって取り組んでいる。
- 豊富で多様な体験を通して、学んだことを自らの生き方・進路に結び付けて考え、地域や社会などとの関係を深めながら、自分らしさを探求し、自己形成を進めている。



健全な生活・運動習慣を身に付ける時期です

- からだの発育や発達が著しく、食事や睡眠などの生活習慣や健康・体力の増進などの運動習慣を形成する。
- 自らを守り危険を回避できる資質や能力をはぐくみ、安全・安心に関心をもつ。

確かな学力を身に付ける時期です

- 学校生活を中心に、知的好奇心を抱きながら、徐々に活動範囲を広げ、発達や学年段階に応じた学習活動に取り組んでいる。
- 学ぶ意欲や態度、学習の習慣が身に付き、知識や技能、創造力や表現力など多彩な資質や能力、個性を伸ばしている。

豊かな人間性・社会性を身に付ける時期です

- 子ども同士の集団活動を通して、多様な個性の中から、仲間意識が育っている。
- 文化の違いや障害の有無にかかわらず、人々を尊重し、思いやる心がはぐくまれるなど、豊かな人間性や社会性が培われている。

人づくりをめぐる状況

児童

- 就学前の育ちに起因し、学校生活や授業に上手く適応できない子どもが増えていること
- 基本的な生活習慣が身に付いていなかったり、人とのコミュニケーションが上手くとれない、好ましい人間関係が築けない子どもが以前より多く見受けられること

家庭生活

- 家族の絆や家庭での安心感が子どもの成長に大きく作用していること

学校

- たくましく生きるための健康や体力、確かな学力や豊かな心を、発達に応じて着実に身に付けること
- 核家族化や情報化などが進む中で低下が懸念されている、「いのちの大切さ」や「生命の尊厳」についての理解を深める機会を充実すること
- 多様な教育的ニーズに対応できる環境を充実させていくこと
- 発達障害などにより支援を必要とする子どもに対して、家庭や医療機関などと連携した適切で迅速な対応を図ること
- 家庭や地域の実態を踏まえて、それぞれの学校が設定した教育目標の達成をめざして取り組む必要があること

地域

- 子ども一人ひとりの様々な悩みや不安への相談に適切かつ迅速に対応するなど、多くの人々が互いをよく理解し合いながら、共に助け合い、支え合って人づくりを進めること
- 人や自然とのかかわる力の育成に向け、体験活動や異年齢交流などの機会をつくること
- 学校と協力し、職業観・勤労観の育成に向けた体験学習の場や機会をつくること



2 自分らしさを探求する段階（児童・青年期）

児童期〔概ね6歳頃から12歳頃まで〕

各主体のそれぞれの役割と具体的な取組みの方向性

この時期の人づくりは、学校のみならず、家庭や地域がそれぞれの役割を自覚しながら、連携・協力し合って取り組んでいくことが非常に重要になります。また、子ども自身が意欲を持続し、目標をもって主体的に学んだり、体験を通じて自己を形成したりすることができるような、生き方・進路を考える教育の場や機会も大切です。そこで、この時期に教育の主体がはたらきかけることが望ましいこととして、家庭・地域・企業については成長・発達に応じた教育的な支援のあり方を中心にまとめ、学校については学校教育全体としての取組みの視点から、さらに市町村・県については総合的なかわりの視点からそれぞれまとめています。

家庭

自己形成や進路実現に向けた的確な支援

- 食事や睡眠など規則正しい生活習慣を身に付け、また正しいしつけを行う。
- 日常的な生活体験の機会を増やし、親子のふれあいを大切にする。
- 家庭での目標や役割を決め、家族としての自覚と責任を育てる。
- 学校生活や学習について、親子で話し合う機会を積極的につくる。
- 親同士や地域の人々とのつながりや交流の機会を大切にする。
- あいさつなどの声かけや見守りを通して、子どもの安全確保に努める。
- スポーツや文化芸術など様々な活動にふれる機会をつくる。

学校

学校間・校種間の連携・協力の促進と、家庭・地域・企業などと一体となった学校づくり

- 幼児期の教育・保育から小学校や特別支援学校での教育への適応を図る。
- 学校間*・校種間*の連携・協力を促進し、確かな学力・豊かな心・健やかな体などの生きる力*の育成に取り組む。
- 学校教育全般を通じて、学習意欲や主体的に学ぶ姿勢などの学ぶ力を育てる。
- 子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育*に取り組む。
- 生きることや働くことなど人生にかかわる教育（キャリア教育*）を推進する。
- すべての人が人として認め合うことを大切にする態度をしっかりとほぐくむ。
- 道徳教育を中心に学校教育全体で、友人を思いやる心や様々な人々と共生できる豊かな心、公共心や規範意識など人々とかかわる力などの育成に努める。
- P T Aなどを仲立ちとして、家庭や地域などと協力し、生活習慣や学習習慣をしっかりとほぐくむ。
- 乳幼児とのふれあい体験や高齢者との交流体験などを通じて、「いのちの大切さ」や「生命の尊厳」についての理解を、家庭・地域・企業などと一体となって深める。
- スポーツや文化芸術など様々な活動への積極的な参加を促す。



地域

異世代間交流や体験学習の場・機会の提供と人的支援

- 子育て・教育を縁としたつながりや交流がもてるよう、家庭に対して働きかける。
- スポーツ活動など、豊かなくらしの創造や健康の保持増進につながる活動の場・機会をつくる。
- 学校の教育活動などの取組みに協力して、ボランティア活動の受け入れや様々な体験の場の提供を行い、地域の中の子どもを豊かに育てる。
- 家庭や学校と協力して、あいさつなどの声かけや見守りを通して、子どもが安全に過ごし、安心できる居場所づくりに努める。
- 子どもから大人まで、様々な体験活動を通して、異世代交流ができる場や機会をつくる。
- 地域での様々な活動を通して、相互に基本的なルールやマナーなどを身に付けることができるように努める。
- 地域の活動や交流を継続・発展させる次代を担う地域リーダーを育てる。

企業

職業観や社会性の育成への場・機会の提供と人的支援

- 地域の産業学習や仕事調べなど、学校の教育活動や学習者の主体的な学習について理解と協力を努める。
- 企業の豊富で多彩な人材を、学校や地域などの要請で外部講師として派遣する。
- 職場見学や訪問などを通して、望ましい職業観や勤労観を育成できるよう、未来の職業人の育成に向けて教育の場として企業の門戸を開く。
- 学校などと連携・協力して、生きることや働くことの大切さを学び、考えるキャリア教育を推進する。
- 従業員が、家庭での子育て・教育や、地域での活動に取り組むことができるように、職場での諸制度の整備や環境づくりに努める。
- 教育機関との連携・協力により、県内の産業や職業に対する理解を深め、働くことに生きがいや誇りがもてるような取組みを推進する。

市町村

地域に根ざした信頼と協働による教育環境づくり

- 「確かな学力」の向上のため、校種間の接続や学びの系統性・継続性を重視し、個に応じたきめ細かな指導の充実と教育の質的向上を図る。
- 各学校が内外の人や関係機関などと連携し、一人ひとりのニーズに応じた支援体制の構築と人材の育成に努めるよう支援する。
- 生きることや働くことなど人生にかかわる教育（キャリア教育）を推進する。
- 授業研究*をはじめ、諸課題の解決に向けて、各学校で全教職員が組織的に取り組む校内研修を強化するための支援を行う。
- 学校教育や社会教育などが抱える様々な教育課題に対して、家庭・地域・企業や県などと協力し、一体となって解決に向けて取り組む。
- 子どもの学校生活や学習への円滑な適応を図るため、幼稚園・保育所・小学校・特別支援学校、小学校と中学校など、学校間や校種間などの連携を促進する。
- 子育て・教育に関する支援ネットワークの整備や取組みの促進に努める。
- 県などと協力しながら、地域の学校や保育所、公民館などを中心に、家庭や地域との連携を促進するしくみづくりや人材の育成に努める。
- 人づくりを進める教育環境の整備・充実に努める。

県

様々な教育の主体との協働・連携による信頼あふれる教育の推進と教育環境の整備

- 個性や文化の違い、障害の有無にかかわらず、多様な教育的ニーズに応え、子ども一人ひとりを大切にはぐくむ教育を推進する。
- 市町村や教育機関などと協働して、かながわ独自の学習状況調査を実施し、子どもの主体的な学びと意欲を高めるとともに、指導者の授業改善などを支援する。
- ボランティア活動など、様々な体験活動を通して、豊かな人間性や社会性をはぐくむ教育を推進する。
- 子ども理解や、学習者にとってわかりやすい授業づくりに向けて、実践的な指導技術に関する教職員の研修機会を充実する。
- 指導力の高い教職員の養成・確保・育成を強化して取り組む。
- 教職員の協働と組織の力を発揮できる学校体制の構築に取り組む。
- 時代や社会に対応できる豊かな知性を身に付ける教育を推進する。
- 家庭や地域、学校などが連携して、子どもの運動やスポーツ活動の推進に努める。
- 外部評価*など学校運営の改善に生かせる学校の機能向上を図るしくみづくりに取り組む。
- かながわの人づくりを支える教育環境の整備・充実に努める。



2 自分らしさを探求する段階（児童・青年期）

青年期 [概ね 12 歳頃から 18~22 歳頃まで]

大切にしたい育ちの姿

自分らしさを探求する時期です

- 自我の発達がめざましく、自主性や独立性の欲求が高まり、自己の存在や価値を問いかける一方で、第二反抗期を迎えながら、自分らしさを確立する。
- 学び方やものの見方・考え方を身に付けるとともに、進路実現に向けて自己を見つめ、行動に結び付ける能力を培っている。
- 豊富で多様な体験を通して、学んだことを自らの生き方に結び付けて考え、地域や社会などとの関係を深めながら、自分らしさを探求し、自己形成を進めている。

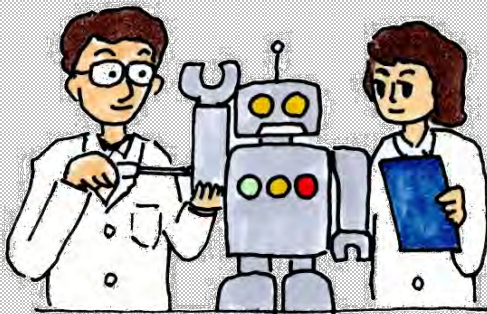


発展的な知識・技能を身に付ける時期です

- 学校生活を中心に、知的好奇心を向上させながら、活動範囲を広げ、発達や学年段階に即して、次第に高度な学習内容に取り組むようになる。
- 中学校期以降、進学や就職などを通して、人々や社会との交流が広がる中で、自己形成や価値観の形成をはじめ、社会的な知識・技能の習得などを深めている。

家庭など将来の生活を考える時期です

- 将来、家庭を築き、親となる主体として、子育てや家庭教育の意義などについて学び、考える。



豊かな人間性・社会性を向上させる時期です

- 様々な体験活動から、ボランティア活動にも意欲をもち、社会に貢献しようとする前向きに行動している。

人づくりをめぐる状況

青年

- 小学校から中学校へなど、校種が変わり、学校生活や授業に上手く適応できない人が増えていること
- 基本的な生活習慣や人とのコミュニケーションが上手くとれない、好ましい人間関係が築けない人が以前より多く見受けられること
- 自己を見つめ適切に理解し、自らの夢や目標に向かってチャレンジする意欲や態度を身に付ける必要があること
- 人生の選択時期を迎えて、自らの適性を十分認識し、生き方・進路を考え、選択し、自己決定する力を身に付ける必要があること
- ボランティア活動など様々な体験を通して、豊かな人間性や社会性をはぐくむことが求められていること

家庭生活

- 家族の絆や家庭での安心感が、成長に大きく作用していること



学校

- たくましく生きるための健康や体力、確かな学力や豊かな心を、発達に応じて着実に身に付けること
- 核家族化や情報化などが進む中で低下が懸念されている、「いのちの大切さ」や「生命の尊厳」についての理解を深める機会を充実すること
- 多様な教育的ニーズに対応できる環境を充実していく必要があること
- 発達障害などにより支援を必要とする人に対して、家庭や医療機関などと連携した適切で迅速な対応を図ること
- 家庭や地域の実態を踏まえて、それぞれの学校が設定した教育目標の達成をめざして取り組む必要があること

地域

- 一人ひとりの様々な悩みや不安への相談に適切かつ迅速に対応するなど、多くの人が互いをよく理解し合いながら、共に助け合い、支え合って人づくりを進めること
- 人や自然とかかわる力の育成に向け、体験活動や異年齢交流などの機会をつくること
- 学校と協力し、職業観・勤労観の育成に向けた体験学習の場や機会を充実させること

2 自分らしさを探求する段階（児童・青年期）

青年期〔概ね12歳頃から18～22歳頃まで〕

各主体のそれぞれの役割と具体的な取組みの方向性

この時期の人づくりは、学校のみならず、家庭や地域がそれぞれの役割を自覚しながら、連携・協力し合って取り組んでいくことが非常に重要になります。また、子ども自身が意欲を持続し、目標をもって主体的に学んだり、体験を通じて自己を形成したりすることができるような、生き方・進路を考える教育の場や機会も大切です。そこで、この時期に教育の主体がはたらきかけることが望ましいこととして、家庭・地域・企業については成長・発達に応じた教育的な支援のあり方を中心にまとめ、学校については学校教育全体としての取組みの視点から、さらに市町村・県については総合的ななかかわりの視点からそれぞれまとめています。

家庭

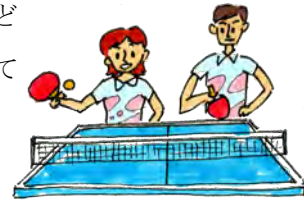
自己形成や進路実現に向けた的確な支援

- 日常的な生活体験の機会を増やし、親子のふれあいを大切にする。
- 学習や進路について親子で話し合う機会を積極的につくる。
- 親同士や地域の人々とのつながりや交流の機会を大切にする。
- 自ら選択して決め、結果に対して責任がとれるよう、よき社会人の先輩として、的確なアドバイスをしたり、相談にのったりする。
- 社会的・経済的な自立をめざして、支え合い、応援する。

学校

学校間・校種間の連携・協力の促進と、家庭・地域・企業など一体となった学校づくり

- 学校間・校種間の連携・協力を促進し、確かな学力・豊かな心・健やかな体などの生きる力の育成に取り組む。
- 学校教育全般を通じて、学習意欲や主体的に学ぶ姿勢などの学ぶ力を育てる。
- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育に取り組む。
- 地域での貢献活動やボランティア活動、職場体験などの体験活動を通して、生きることや働くことなど人生にかかわる教育（キャリア教育）を推進する。
- 進学や就職など生徒個々の多様な進路目標を実現するため、学習活動や進路指導の充実に取り組む。
- すべての人が人として認め合うことを大切にする態度をしっかりとほぐむ。
- 道徳教育を中心に学校教育全体で、友人を思いやる心や様々な人々と共生できる豊かな心、公共心や規範意識など人々とかかわる力などの育成に努める。
- PTAなどを仲立ちとして、家庭や地域などと協力して健全育成に努める。
- 乳幼児とのふれあい体験や高齢者との交流体験などを通じて、「いのちの大切さ」や「生命の尊厳」についての理解を、家庭・地域・企業など一体となって深める。
- スポーツや文化芸術など様々な活動への積極的な参加を促す。



地域

異世代間交流や体験学習の場・機会の提供と人的支援

- 教育を縁としたつながりや交流がもてるよう、家庭に対して働きかける。
- スポーツ活動など、豊かなくらしの創造や健康の保持増進につながる活動の場・機会をつくる。
- 学校の教育活動などの取組みに協力して、ボランティア活動の受け入れや様々な体験の場の提供を行い、地域の中で豊かに育てる。
- 家庭や学校と協力して、あいさつなどの声かけや見守りを通して、安全に過ごし、安心できる居場所づくりや、親のコミュニティの場づくりに努める。
- 子どもから大人まで、様々な体験活動を通して、異世代交流ができる場や機会をつくる。
- 地域での様々な活動を通して、相互に基本的なルールやマナーなどを身に付けることができるように努める。
- 地域の活動や交流を継続・発展させる次代を担う地域リーダーを育てる。

企業

職業観や社会性の育成への場・機会の提供と人的支援

- 地域の産業学習や仕事調べなど、学校の教育活動や学習者の主体的な学習について理解と協力を努める。
- 企業の豊富で多彩な人材を、学校や地域などの要請で外部講師として派遣する。
- 職場体験学習やインターンシップ*などを通じて、自己理解や人間関係の大切さを知り、望ましい職業観や勤労観を育成できるよう、未来の職業人の大成に向けて、教育の場として企業の門戸を開く。
- 若者の社会的・経済的な自立に向けて、学校などと連携・協力して、生きることや働くことの大切さを学び、考えるキャリア教育を推進するとともに、働く意欲のあるすべての若者が活躍できる雇用環境づくりに努める。
- 従業員が、家庭での子育て・教育や、地域での活動に取り組むことができるよう、職場での諸制度の整備や環境づくりに努める。
- 教育機関との連携・協力により、県内の産業や職業に対する理解を深め、働くことに生きがいや誇りをもたらすような取組みを推進する。

市町村

地域に根ざした信頼と協働による教育環境づくり

- 「確かな学力」の向上のため、校種間の接続や学びの系統性・継続性を重視し、個に応じたきめ細かな指導の充実と教育の質的向上を図る。
- 各学校が内外の人や関係機関などと連携し、一人ひとりのニーズに応じた支援体制の構築と人材の育成に努めるよう支援する。
- 授業研究や働くことなど人生にかかわる教育（キャリア教育）を推進する。
- 学校生活や学習への円滑な適応を図るため、小学校・中学校・特別支援学校や、中学校と高校など、学校間や校種間の連携を促進する。
- 企業や県などと協力し、一体となって解決に向けて取り組む。
- 学校生活や学習への円滑な適応を図るため、小学校・中学校・特別支援学校や、中学校と高校など、学校間や校種間の連携を促進する。
- 教育に関する支援ネットワークの整備や取組みの促進に努める。
- 県などと協力しながら、地域の学校や保育所、公民館などを中心に、家庭や地域との連携を促進するしくみづくりや人材の育成に努める。
- 人づくりを進める教育環境の整備・充実に努める。

県

様々な教育の主体との協働・連携による信頼あふれる教育の推進と教育環境の整備

- 個性や文化の違い、障害の有無にかかわらず、多様な教育的ニーズに応じた支援体制の構築と人材の育成に努め、一人ひとりを大切にはぐくむ教育を推進する。
- 市町村や教育機関などと協働して、かながわ独自の学習状況調査を実施し、学習者の主体的な学びと意欲を高めるとともに、指導者の授業改善などを支援する。
- インターンシップなどの体験を通じて、生きることや働くことなど人生にかかわる教育（キャリア教育）を推進する。
- 「確かな学力」の向上など、教育の質的向上を図る。
- 地域貢献活動やボランティア活動など、体験活動を通して、豊かな人間性や社会性をはぐくむ教育を推進する。
- 授業研究をはじめ、諸課題の解決に向けて、各学校で全教職員が組織的に取り組む校内研修を強化するための支援を行う。
- 生徒理解や、学習者にとってわかりやすい授業づくりに向けて、実践的な指導技術に関する教職員の研修機会を充実する。
- 指導力の高い教職員の養成・確保・育成を強化して取り組む。
- 教職員の協働と組織の力を発揮できる学校体制の構築に取り組む。
- 時代や社会に対応できる豊かな知性を身に付ける教育を推進する。
- 家庭や地域、学校などが連携して、運動やスポーツ活動の推進に努める。
- 外部評価など学校運営の改善に生かせる学校の機能向上を図るしくみづくりに取り組む。
- かながわの人づくりを支える教育環境の整備・充実に努める。



3 社会的・経済的に自立する段階（成人期） 概ね18～22歳頃から65歳頃まで

職業生活への円滑な移行と社会的・経済的な自立をめざし、自覚と責任ある行動力や社会に貢献する力を身に付ける。

大切にしたい学びの姿

自分らしさを発揮し、自己実現をめざす時期です

- 職業生活や家庭生活を通して、担い手としての自覚と責任をもち、やりがいを感じて行動している。
- 自己の目標に向けて、生きがいのある自分づくりを進めている。
- 円熟した人生をめざして、再就職を支援する教育環境などを活用し、自己実現に向けた取組みに努めている。

それぞれに充実した生活を営む時期です

- 人それぞれの価値観や生き方を大切にするとともに、将来、家庭を築き、親になった際の自分づくりに向けて、子育てや家庭教育の意義などを学び考えている。
- 地域や社会で、主体的に充実した生活を営むとともに、家庭を築き、親となって子育てを行ったり、様々な形で子育ての支援に努めたりするなど、次代の人づくりにも積極的にかかわっている。
- 円熟期に向けて、後半生を有意義に過ごすライフプランづくりに取り組んでいる。



習得した知識・技能を発展させる時期です

- 身に付けた知識・技能を、職業人として生かし、さらに発展させている。
- リカレント教育*などを通じて得た知識・技能を、様々な場面で生かして活動している。

豊かな人間性・社会性を開花させる時期です

- ボランティア活動や、まちづくり・共同生活の継承・発展などにかかわるなど、地域や社会に貢献している。
- 次代の担い手の育成に携わるなど、社会の形成者として重要な役割と責任を担っている。
- スポーツやレクリエーションなどを通して、健康・体力づくりに努めている。
- 文化芸術にふれ、豊かさのある生活を営んでいる。

人づくりをめぐる状況

成人

- よりよい人間関係を形成するため相手をきちんと理解することや、コミュニケーション能力などに関して、不安を抱えている人が増えていること
- 産業・雇用情勢の変化への対応や就業のための専門教育の受講など、社会的・職業的な自立をめざすことが必要であること
- 時代や社会の変化に対応して、学び直すことや学び続けることを通じて、自ら高めようとする意欲や行動力に、課題が見受けられること

企業

- 職場などでの様々なストレスや悩みから、生きがいをもてない人が増えていること
- 子育てや学校・地域での活動に参加できる職場環境の整備と意識の醸成が必要であること
- 障害者の就労を促進する必要があること



家庭生活

- よりよい家庭生活を築くことや子育てについて不安を抱く若い世代や、悩みを抱える親が増えていること
- 過保護や過干渉、行き過ぎたしつけや放任といった親の子育てのあり方が、発達の遅れなど多様な育ちを生み出していること

地域

- 地域での行事などに参加する意識が低下していること
- 地域での教育や子育てを支援する、家庭や様々な主体をつなぐネットワークの形成や、新たなコミュニティづくりが求められていること
- 学び直しや学びの継続に対応するため、リカレント教育やスポーツ・文化芸術の振興を図る拠点が必要であること

3 社会的・経済的に自立する段階（成人期）

各主体のそれぞれの役割と具体的な取組みの方向性

この時期の自分づくりは、家庭や社会とのかかわりが非常に大切になります。社会的・経済的な自立をめざすとともに、生きがいを持ちながら、人生を歩んでいくには、多くの人や社会とのかかわり、自己実現に向けて、学び続けていくことが求められます。

そこで、この時期に教育の主体がはたらきかけることが望ましいこととして、自分づくりに向けた周囲のあり方に注目し、家庭については、自立や自己実現に向けた相談・支援の役割を中心に、その他の主体については、自分づくりを生かす場や機会のあり方を中心にまとめています。

家庭

暮らしの営みや子育てなどを通じた学びの提供

- 社会的・経済的な自立に向けて、相談や支援を行う。
- 円満な家庭を築く努力を重ね、愛情と信頼にあふれる子育てに取り組む。
- 様々な悩みや不安などの解消に向けて、家族や身近な人で話し合うなど心の支えになる。
- 多様な家庭のあり方を尊重するとともに、暮らしの営みや子育て環境の充実に向け、交流や支援に努める。



企業

仕事を通じた職業人・社会人としての学びの提供

- 若者の社会的・経済的な自立に向けて、地域や行政、教育機関などと連携・協力して取り組むとともに、障害者の就労支援や自立支援への取組みを促進する。
- 従業員が、家庭・地域・学校などでの教育活動に、親として積極的にかかわり、取り組める職場環境づくりを推進する。
- 従業員が子育て中の親であり、また高齢者や障害者など支援を必要とする家族がいる場合、良好な家族関係が築けるような配慮や制度的な対応に努める。
- 企業が有する知識や技術などの継承に向けた人づくりに取り組むとともに、リカレント教育など自己実現に向けた取組みや研修などへの参加・奨励に努める。
- 子育てや介護などで仕事を離れた人材の再雇用の機会をつくる。

地域

活動の担い手となる交流の場・機会の提供

- 子育てをしている家庭にできる限り声をかけて応援する。
- 地域に居住する同世代の人を交流の場に誘う。
- 異世代間の交流の機会や次代を担う人づくりにかかわる場をつくる。
- 地域の教育力を結集し、協働で、家庭や学校が抱える教育課題の解決に向けて取り組むとともに、地域の担い手の育成にも努める。
- 地域の連帯意識の高揚に向け、地域スポーツ・文化クラブなどの育成に取り組む。
- 行政やNPO法人などと協力して、生涯にわたって学ぶ場や機会をつくる。
- 地域の自然や歴史、伝統文化の保存や継承に対する意識を高め、行事などを通じて次世代に伝えていく取組みにかかわる。

学校

子育ての相談・支援や生涯学習などの場・機会の提供

- 地域や企業、行政や関係機関と連携・協力して、親の子育てについての相談や情報交流の場として門戸を開く。
- 行政やNPO法人などと協力して、リカレント教育の充実をはじめ、学び直しや新たな学びにチャレンジできる場や機会、しくみをつくる。

市町村

身近な地域における教育支援や生涯学習などの場・機会の提供

- 家庭での教育や子育てについて、気軽に相談や支援を受けられる場やネットワークの形成に、様々な主体と協働して取り組む。
- 地域や企業、県などと協力して、若者の自立支援に向けた取組みを推進する。
- 県やNPO法人などと協力して、学び直しや新たな学びにチャレンジできる場や機会、しくみをつくるとともに、生涯スポーツ社会の実現に向けた取組みを進める。

県

広域的な教育の支援や生涯学習などの場・機会の提供

- 家庭や地域などでの教育に関する相談や支援の場、ネットワークの形成に、様々な主体と協働して取り組む。
- 新たな教育コミュニティ*を核とする家庭や地域、学校や企業、市町村などと連携した教育のしくみや人材の育成に取り組む。
- 豊かな県民ライフの創造に向けて、市町村や様々な関係機関などと連携し、多様な生涯学習活動や、文化芸術・スポーツ活動の推進に努める。

4 豊かな人生を探求する円熟の段階（円熟期） 概ね 65 歳以上

学び直しや新たな学びに挑戦する意欲や生きがいをもち、自分づくりに取り組むとともに、次世代の育成や地域での社会貢献に努める。

大切にしたい学びの姿

生涯にわたる自分づくりを続ける時期です

- 豊かな人生を過ごせるよう、自分づくりを着実に続けている。
- 生きがいをもち、円熟した人生を送っている。



環境の変化があっても前向きに生きる時期です

- 自らの健康・体力などの衰えにも上手に対応している。
- 長年、付き合い、連れ添ってきた親愛なる人との別れなど、精神的な試練を乗り越え、前向きに生きている。

培った知識・技能を次代に継承する時期です

- 長い人生で培ってきた知識・技能や経験を、次代の担い手に伝え、社会に還元している。

地域や社会にかかわり豊かに活動する時期です

- 第二の人生を迎え、これまで取り組めなかったことに励んでいる。
- これまで続けてきた学習や趣味などを継続し、楽しみをもって生活している。
- 近所や地域の人とかかわりを持ち、ボランティア活動などの社会に貢献する活動を行っている。

人づくりをめぐる状況

成人（円熟期）

- 退職などにより、自らのあり方や社会での役割が変わる中で、第二の人生に向けて、生きがいや目標の持てない人が少なからず見受けられること



家庭生活

- 老いに備えた生活環境づくりや過ごし方ができる自分づくりを探求していく必要があること
- 家族との人間関係や家庭の環境などに悩みや不安を抱えていること
- 体力の衰えや健康面での問題に対応した家庭でのケアや介護の機能に課題があること
- 一人暮らしが増えるなど、人とのつながりが希薄化する傾向にあること

地域

- これまでの経験や身に付いている知識・技能を生かし、次世代に伝えていこうとする、意欲ある人がいるのに、そのための場や機会が少ないこと
- ボランティア活動など社会に参加・貢献する場や機会をつくる必要があること
- 地域の豊富な人材を活用するネットワークやしくみづくりの機能を活用していく必要があること
- 地域在住の豊富な経験や技能などのある人材を発掘し、コーディネートする推進者が必要であること



4 豊かな人生を探求する円熟の段階（円熟期）

各主体のそれぞれの役割と具体的な取組みの方向性

この時期の自分づくりは、家庭や社会とのかかわりが非常に大切になります。円熟期を迎え、第二の人生を、生きがいをもちながら、豊かに送れるよう、人や社会とかかわり、自己を生かしながら次代を担う人づくりに携わる一方で、学び続け、学び合っていくことが求められます。

そこで、この時期に教育の主体がはたらきかけることが望ましいこととして、自分づくりに向けた周囲のあり方に注目し、それまでの知識や経験を生かし、自分づくりを生かす場や機会のあり方を中心にまとめています。

家庭

健康で豊かさのある家庭生活の提供

- 自ら健康や体力に留意するとともに、家族や地域などの協力を得て、介護や援助について気軽に相談できる環境やつながりを形成する。
- 長い生活体験や人生経験から得られた豊富な知恵や技能などを、家族に伝えることを通して、家庭での存在や役割について認識できるように努める。
- 家族や地域の人々との人間関係やかかわり合いをもてる場を大切にすることで、自らの人生を主体的かつ前向きに生きる姿勢がもてるようにする。



地域

豊かな知識や経験を生かせる場・機会の提供

- 健康・体力づくりに向けて、様々な行事をはじめ、スポーツやレクリエーションに親しめる環境づくりに取り組む。
- 地域の連帯や生活文化の継承・発展に向けて、豊かな知識や経験を生かせる場や機会をつくる。
- 次世代育成や地域の担い手の育成にかかわれる場や機会をつくる。

学校

長い経験から得た知識や技能を次世代の育成に活用する場や機会づくり

- 自己実現に向けて、知識や技能の習得が可能なリカレント教育などの場としての提供・活用に努める。
- 学校での子どもたちの教育活動や生涯学習の機会で、これまで職業人として、あるいは子育て・家庭生活の経験者として身に付けた豊富な経験や知恵を、次世代の育成に向けて活用できる場や機会をつくる。
- 家庭や地域などと連携し、子どもの安全・安心に対する取組みや青少年の健全育成に参加し、貢献できるよう努める。

企業

これまでに身に付けた知識や経験の積極的活用

- これまで職業人として身に付けた経験や知恵を、次の世代に継承する場や機会をつくり、長年の功労に対する顕彰の意識を高める。
- 生活の支えとなる仕事を求めている人や、働く意欲のある人を積極的に雇用するよう努める。

市町村

地域での自分づくりを応援する場・機会の提供

- 県やNPO法人などと協力して、学び直しや新たな学びにチャレンジできる場や機会、しくみをつくるとともに、生涯スポーツ社会の実現に向けて取り組む。
- 生きがいをもち、学校や公民館など地域の身近な施設で、豊かな経験を生かして教えたり、また学んだりする場や機会をつくる。

県

自己を高めることのできる環境づくり

- 市町村やNPO法人などと協力して、学び直しや新たな学びにチャレンジできる場や機会、しくみをつくるとともに、生涯スポーツ社会の実現に向けた取組みを進める。
- 豊かな県民ライフの創造に向けて、市町村や様々な関係機関などと連携し、多様な生涯学習活動や、文化芸術・スポーツ活動の推進に努める。
- 生涯学習や生涯スポーツの講師や指導者を、また郷土の自然や歴史・文化を次世代に伝える継承者を、それぞれ育成していく場や機会をつくる。

「つむぐ おりなす」協働による取組みの推進

1 健全な心身と生活の基礎を培う段階



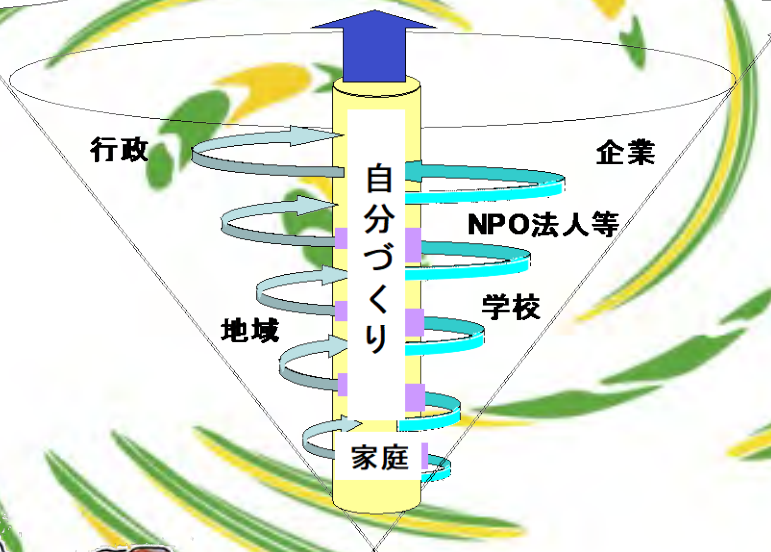
他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる

2 自分らしさを探求する段階



自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる

社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる



4 豊かな人生を探求する円熟の段階



3 社会的・経済的に自立する段階

生涯を通じた人づくりの段階におけるそれぞれの役割

1 健全な心身と生活の基礎を培う段階（乳・幼児期） 0歳から概ね6歳頃まで

親への信頼感を深めながら、家庭を中心に、基本的な生活習慣や態度を身に付けるとともに、集団での遊びや運動などの体験を通じて、健全な心身の基礎を培う。

- （家庭） 子育て・教育を通じた生活の基本に関する学びの提供
- （地域） 子育て家庭への支援、交流の場の提供
- （幼稚園・保育所） 遊びや体験を通じた総合的な教育や保育の推進
- （企業） 子育て家庭への理解促進、従業員などの子育て支援
- （市町村） 子育て支援や幼稚園・保育所・小学校などの連携促進
- （県） 家庭教育の大切さを共有できる環境づくり

2 自分らしさを探求する段階（児童・青年期） 概ね6歳頃から18~22歳頃まで

それぞれの学校段階において、確かな学力を身に付けるとともに、様々な体験や経験を通じて生き方や進路を考え、自分らしさを探求し、心身ともに健康で、豊かな人間性や社会性を培う。

- （家庭） 自己形成や進路実現に向けた的確な支援
- （地域） 異世代間交流や体験学習の場・機会の提供と人的支援
- （学校） 学校間・校種間の連携・協力の促進と、家庭・地域・企業などと一体となった学校づくり
- （企業） 職業観や社会性の育成への場・機会の提供と人的支援
- （市町村） 地域に根ざした信頼と協働による教育環境づくり
- （県） 様々な教育の主体との協働・連携による信頼あふれる教育の推進と教育環境の整備

3 社会的・経済的に自立する段階（成人期） 概ね18~22歳頃から65歳頃まで

職業生活への円滑な移行と社会的・経済的な自立をめざし、自覚と責任ある行動力や社会に貢献する力を身に付ける。

- （家庭） 暮らしの営みや子育てなどを通じた学びの提供
- （地域） 活動の担い手となる交流の場・機会の提供
- （学校） 子育ての相談・支援や生涯学習などの場・機会の提供
- （企業） 仕事を通じた職業人・社会人としての学びの提供
- （市町村） 身近な地域における教育支援や生涯学習などの場・機会の提供
- （県） 広域的な教育の支援や生涯学習などの場・機会の提供

4 豊かな人生を探求する円熟の段階（円熟期） 概ね65歳以上

学び直しや新たな学びに挑戦する意欲や生きがいをもち、自分づくりに取り組むとともに、次世代の育成や地域での社会貢献に努める。

- （家庭） 健康で豊かさのある家庭生活の提供
- （地域） 豊かな知識や経験を生かせる場・機会の提供
- （学校） 長い経験から得た知識や技能を次世代の育成に活用する場や機会づくり
- （企業） これまでに身に付けた知識や経験の積極的活用
- （市町村） 地域での自分づくりを応援する場・機会の提供
- （県） 自己を高めることのできる環境づくり

第4章 展開の方向

第3章では、生涯を通じた人づくりにかかわる、家庭、地域（NPO法人などを含む）、学校・保育所、企業、市町村の各主体が、それぞれどのような役割を果たしながら、取組みを進めていくべきか整理しました。

その整理を受けて、第4章では、今後、協働で各主体が人づくりを進めていくために、県としてどのような展開を図っていくべきかを、5つの「基本方針」として明らかにしました。その上で、家庭や地域、企業などとの関係から、県がどのような方向で取組みを進めていくのかを、「取組みの方向」として体系的にまとめました。

具体的には、まず、子どもの学びと学校づくりという視点から、県として責任をもって取り組むべき展開の方向を示しています。

その上で、他の主体と協働して人づくりを進めるという視点から、人づくりの基盤となる家庭、子どもの育ちにとって大切な地域、県民が生涯にわたって進める自分づくりにかかわって、県としてどのような展開を図っていくか、その方向を明らかにしました。



基本方針

1. 子ども一人ひとりが学習の大切さを実感し、共に励み合って学ぶことのできる教育に取り組めます
2. 教職員の資質・能力と組織力の向上を通して、信頼される学校づくりを進めます
3. 家庭教育の大切さを共有できる環境づくりを進めます
4. 地域や社会の方々が、未来を担う人づくりに積極的に参加できるしくみづくりを進めます
5. 県民一人ひとりが、生きがいをもち、自己を高めることのできる環境づくりを進めます

＜基本方針1＞

子ども一人ひとりが学習の大切さを実感し、共に励み合って
学ぶことのできる教育に取り組みます

～取組みの方向～

◇子ども一人ひとりを大切にはぐくむ教育の充実

子ども一人ひとりの「育ち」を的確にとらえ、生きることや働くことの大切さを考える機会の充実と、確かな学力の向上を図ります。また、子どもの心に寄り添い、不登校、いじめや暴力行為などへの対応を図るとともに、障害の有無にかかわらず、多様な教育的ニーズに対して必要なサポートを行うことで、その資質や能力を十分に伸ばすことができる教育の充実に取り組みます。

- 確かな学力向上の推進
- 自分の生き方や働くことの大切さを考える教育（キャリア教育）の推進
- 小・中・高等学校における支援教育の充実
- 特別支援学校における専門的な教育などの充実
- 特別支援学校における進路指導の充実
- 不登校、いじめ、暴力行為への対応
- 教育相談体制の充実
- 人権教育・男女平等教育の充実

◇豊かな人間性や社会性をはぐくむ教育の推進

自然や人とのふれあいなどの体験による学びを通して、生命を尊重する心や人への思いやり、社会人となるための責任感や規範意識、さらには、食育をはじめ健康な生活を送るための習慣や態度など、豊かな人間性や社会性をはぐくむ教育の推進に取り組みます。

- 豊かな心をはぐくむ教育の推進
- 学校の部活動の活性化
- 地域貢献活動・ボランティア活動の充実
- 食育・健康教育の充実

◇時代や社会の変化に対応できる教育の推進

国際化や情報化の急速な進展、環境問題の新たな展開など、時代や社会の様々な変化に対して、主体的に行動し、対応することのできる豊かな知性を、身に付けることができる教育の充実に取り組みます。

- 国際化に対応した教育の推進
- 総合的な環境教育の推進
- 科学技術・情報通信技術の進展に対応した教育の推進
- これからの社会に応じた産業教育の推進

＜基本方針2＞

教職員の資質・能力と組織力の向上を通して、信頼される
学校づくりを進めます

～取組みの方向～

◇高い指導力と意欲をもつ教職員の確保・育成

個性豊かな次代の人づくりを担う、高い指導力と意欲をもった教職員の確保・育成を図るため、多様で優秀な教職員を確保するとともに、研修を一層充実し、指導力を向上させるシステムの構築に取り組みます。

○多様で優秀な教職員の確保と指導力の高い教職員の育成

◇快適な教育環境の整備と信頼あふれる学校づくり

安全・快適で魅力ある教育環境を整備するとともに、学校評価制度などを活用し、家庭や地域との相互理解とかかわりを深めた豊かな学びの場としての信頼あふれる学校づくりに取り組みます。

また、県立高校改革を計画に基づき着実に推進するとともに、高校生の学習意欲を高めるための施策など新たな課題への対応にも取り組みます。

- 信頼あふれる開かれた学校づくりの推進
- 個が生きる多様な県立高校の整備と新たな教育ニーズや課題への対応
- 県立高校の魅力と特色づくりの推進
- 特別支援学校の整備などによる学習機会の確保
- 快適で安全な教育環境の整備
- 私立学校への支援の充実
- 公立高校と私立高校による協調事業の推進
- 高校生などへの就学支援の推進



<基本方針3>

家庭教育の大切さを共有できる環境づくりを進めます

<基本方針4>

地域や社会の方々が、未来を担う人づくりに積極的に参加できるしくみづくりを進めます

～取組みの方向～

◇家庭・地域の教育力の向上に向けた取組みの推進

教育の原点が家庭教育にあるという重要性を、すべての親や親となる若い世代が認識できるよう、様々な場や機会を提供するとともに、親が子どもの育ちに十分かかわれるよう、社会全体で家庭教育を支援できる環境づくりに取り組みます。

また、学校などを地域の交流・学習拠点として活用し、多彩な経験をもつ人々が集結して、地域社会の教育力の向上が図れるような環境づくりを進めます。

- 子ども・子育てを支える地域社会の基盤の充実
- 家庭教育への支援の推進
- 企業などの子ども・子育て支援活動の促進
- 地域コミュニティづくりの推進
- 犯罪から子どもを守る対策の強化

<基本方針5>

県民一人ひとりが、生きがいをもち、自己を高めることのできる環境づくりを進めます

～取組みの方向～

◇生涯学習・文化芸術・スポーツ活動の推進

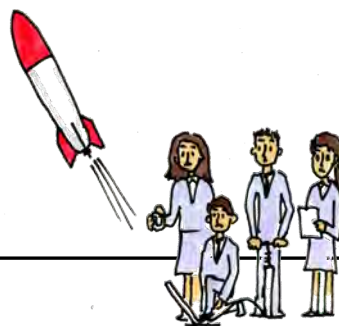
県民一人ひとりの学習意欲と学習ニーズに対応するため、学び続け、学び直しのできる生涯学習の機会の拡充を図るとともに、文化芸術が身近なものとして親しめる環境づくりや、子どもから大人までがいつでも、どこでも、だれでも、いつまでも、それぞれの興味・関心、目的や技能に応じて、運動やスポーツに親しめるような環境づくりを進めます。

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| ○生涯学習の情報提供とネットワークづくり | ○スポーツ活動の機会の提供 |
| ○県立社会教育施設などの生涯学習機能の充実 | ○子どもの遊び・スポーツ活動の推進 |
| ○生涯学習の深化と成果を活用する場づくり | ○スポーツ活動を支えるしくみづくり |
| ○伝統的な文化芸術の振興 | ○競技力向上のためのしくみづくり |
| ○文化財の保存と活用 | ○スポーツ活動の多様な場づくり |
| ○県民の文化芸術活動に対する支援 | |
| ○文化芸術の創造と鑑賞機会の充実 | |
| ○文化芸術人材の育成 | |
| ○文化芸術を振興する施設の整備・充実 | |
| ○かながわの自然や歴史文化などを理解する教育の推進 | |

第5章 重点的な取組み

県では、これまでも「ふれあい教育」を根幹にすえ、不易で価値ある教育の実践を重視し、着実にかつ先進的に取り組むことを、かながわらしきの一つとして大切にしてきました。生涯を通じた人づくりに向けて、時代の潮流を的確にとらえつつ、今後も、かながわらしい取組みを進めます。

第4章では、県としての「基本方針」を明らかにし、「取組みの方向」を体系的にまとめましたが、本章では、今日の教育課題を解決していくため、その中から、特に、集中的・横断的に進めていく必要のある「重点的な取組み」を示しています。



I. 心ふれあう教育

「交流・体験」の充実を図り、豊かな心をはぐくむとともに、不登校、いじめなどの緊急課題への対応を強化し、問題の根源的な解決をめざします。

II. 共に育ち合う教育

すべての子どもがよりよい環境で学べるよう、教育的ニーズに応じた支援教育や就労支援の充実に取り組めます。

III. 学び高め合う学校教育

子どもがこれからの時代に向き合い、「確かな学力」を身に付け、生き方や社会について考え、行動できるよう、学校や地域の実情に応じた教育活動や学習環境の整備を進めます。

IV. 意欲と指導力のある教職員の確保・育成

かながわの教育の質を高め、県民の揺るぎない信頼を確立するため、優秀な人材を確保し、指導力の高い教職員を育成します。

V. 県立学校の教育環境の改善

「まなびや計画」に基づき、すべての県立学校において、快適な教育環境の整備を進めます。

VI. 協働と信頼に根ざした学校づくり

学校の自主的・自律的な学校経営や学校評価のシステムづくりに取り組むとともに、協働による学校づくりや質の高い教育サービスの検討を進めます。

VII. 子育て・家庭教育への応援

楽しい子育て環境づくりや、家庭の絆づくりの運動を通じて、子育て・家庭教育を応援します。

VIII. 学びを通じた地域の教育力の向上

地域での様々な学びや、スポーツ・文化芸術に関わる活動を通じて、コミュニティづくりを進め、地域の教育力を高めます。

I. 心ふれあう教育

すべての子どもが、人を思いやる心や生命を大切にする心、規範意識や公共心など、豊かな人間性や社会性をはぐくめるよう、体験的な活動の一層の充実を図ります。

具体的には、成長の過程に応じた、あらゆる活動を通じて、地域や社会で生活し働いている様々な人とかかわる経験を積むことで、人に対するやさしさや歩み寄って理解し合おうとする態度、人間関係を築く力やコミュニケーション能力を育成します。

このような取組みを通じ、緊急的な対応が必要ないじめ、不登校などに対する早期発見・早期対応の取組みと併せ、問題の根源的な解決をめざします。

○ 豊かな心をはぐくむ「交流・体験」の充実

自己肯定感をもち、人の立場に立って考えることができる子どもをはぐくむことが大切であることから、家庭や学校、地域・社会などの場面で、同学年はもとより、就学前・小・中・高校といったつながりを生かし、年齢や世代の異なる人々との交流などを通して、自分を大事にしながら人のことを思いやることのできる気持ちをはぐくむことや、演劇体験などを通して、人とかかわる楽しさや喜びを感じることでできるコミュニケーション能力などの育成に取り組めます。

○ 不登校、いじめなど緊急課題への対応の強化

不登校や、いじめ・暴力行為など、子どもたちをめぐる緊急課題への対応を強化する必要があることから、未然防止のための普及啓発活動などを推進するとともに、相談体制や緊急時の学校支援体制の充実や、NPOや民間機関との連携・協力の強化に取り組めます。



Ⅱ. 共に育ち合う教育

すべての子どもがよりよい環境で学べるよう、ニーズに応じた教育を進めます。

具体的には、障害があることや国籍が違うことなどで、学ぶことに支障が生じないよう、必要な環境を整えます。そして、子どもたちが成長の過程で様々な人々と出会い共に学ぶことで、立場を超えて理解し合い、学び合える、誰をも包み込む、インクルージョン*教育をめざします。

○ 子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援教育の推進

子ども一人ひとりが、楽しく充実した学校生活を送るためには、障害の有無などにかかわらず、それぞれのニーズに応じた、適切な教育支援が必要です。各学校では、保護者をはじめ様々な人たちや関係機関が、協働して子どもの支援にあたるシステムづくりを進めます。さらに、県立学校では、特別支援学校等の整備を進めるとともに、後期中等教育段階における支援教育の体制の充実を進めます。

○ 企業等と連携した就労支援の充実

障害のある子どもの自立と社会参加を進めるために、特別支援学校では、企業はもとより、労働や福祉等の関係機関と連携しながら、進路指導や職業教育の充実を図るとともに、卒業後の就職先をさらに開拓するなど就労に向けた支援の充実に取り組みます。



Ⅲ. 学び高め合う学校教育

子どもが、これからの時代に向き合い、「確かな学力」や「生き方・社会について考え、行動する力」が着実に身に付くよう、学校や地域の状況に応じた教育活動や学習環境の整備を進めます。

具体的には、発達の段階に応じて個々の学習状況を把握し、その結果を分析し学力向上に生かすとともに、学校ごとにカリキュラム開発を行い、授業実践の結果を評価し、再構成するサイクルを構築するなど、「確かな学力」の向上に向けて、自律的・継続的な取り組みを促進します。また、キャリア教育を通じて、学習と職業との関係についての理解を深めるとともに、個々の生き方や進路実現に向けた教育活動や相談・支援の充実にも取り組みます。その際、教職員が授業を公開し、学び合い、学校全体として授業力を高めるとともに、子どもたちの学習時間をしっかり確保できるよう地域などと連携した環境づくりを進めます。

○ 子どもや地域の実態に応じた教育指導の充実

小・中・高校のそれぞれの段階で、児童・生徒一人ひとりの学習状況の把握と分析を行い、その成果を学校や児童・生徒に還元し、授業やカリキュラムの改善につなげるなど、実態に即した「確かな学力」の向上のしくみづくりを進めます。また、指導の充実に向けた学級編制等の弾力的な運用に取り組みます。

○ これからの時代に向き合うことのできる力を獲得する学びの推進

自国の歴史・文化に深い理解を持ち、異なる習慣や文化を持つ人と共に生きていくための資質やコミュニケーションなどの能力を育成することで、国際社会で活躍できる人材を育成します。また、高度情報通信ネットワーク社会*において、情報を的確に活用し、興味・関心を広げるとともに、よりよく課題解決できる能力を育てます。さらに、地球全体を視野に入れ、積極的に行動し、環境などに配慮した生活のできる教育に取り組みます。

○ 生き方や社会を学ぶ教育の充実

小・中・高校を通じて系統だったキャリア教育を推進するとともに、企業や地域との連携を一層深め、職場体験やインターンシップ（就業体験）の充実を図るなど、生き方や働くことについて学ぶ教育の総合的な取り組みを進めます。また、よき市民となるため、政治参加意識を高め、社会や経済のしくみについて理解を深めるとともに、ボランティア活動などを通じて、積極的に社会とかかわり責任を果たそうとする力を育成します。

○ 学び直しを大切にする学習環境の充実

多くの可能性を秘めながら、一人ひとりが持っている力を十分発揮できずに、高校で学んでいる生徒に対して、これまで以上に学習への意欲を高められるよう、「新たなしくみの学校づくり」に取り組みます。

IV. 意欲と指導力のある教職員の確保・育成

かながわの教育の質を高め、県民の揺るぎない信頼を確立するため、優秀な人材を確保し、指導力の高い教職員を育成します。

具体的には、新たに教職員の人材確保・育成のための施策体系を構築し、計画的に優秀な人材を確保し、ベテラン教職員の指導に関するノウハウを若い世代に継承するとともに、実践的な指導技術をもち、様々な教育課題の解決を図ることができる教職員を育成します。

○ かながわの学校教育を担う教職員の確保・育成

次代の人づくりを担う教職員の力量の向上が、今後の学校教育の充実には重要になります。かながわの子どもたちが学校でいきいきと輝くことのできる教育活動の実践に向けて、人格的資質*と強い情熱をもち、様々な課題を把握し解決するとともに、子どもたちが自ら取り組むわかりやすい授業を実践する教職員が求められ、その確保・育成に取り組んでいくことが重要です。そこで、「教職員人材確保・育成基本計画（仮称）」を策定し、教職員の確保・育成（教職員研修）における関連施策を体系的に位置付け、総合的な対応を図っていきます。

○ 学校支援や教職員研修に関するセンター機能の純化と強化

かながわの子どもたちに、確かな学力や、心豊かに、たくましく生き抜くための力などを身に付けさせることができる教職員の育成を一層推進するため、総合教育センターと教育実践の場である学校とが一体となり、それぞれの役割を果たしながら、教職員の指導力向上に取り組んでいくことが重要となります。このことから、教育指導や学校経営等に関する支援や情報提供、教育相談の機能をより充実するとともに、実り豊かな教職員研修を実現するため、人材育成・教育力向上の拠点となる総合教育センターの機能の純化と強化に取り組んでいきます。

V. 県立学校の教育環境の改善

すべての県立学校において、安全で快適な教育環境整備を進めます。

具体的には、教育施設全体の長期的な整備計画を策定し、耐震・老朽化対策などを計画的かつ着実に進めていくとともに、児童・生徒が快適な学校生活を過ごせるように、生活環境の改善を図るために必要な整備を進めていきます。

○ 計画に基づく着実な教育環境の改善

安全で快適な教育環境整備を推進する「県立教育施設再整備10か年計画」（まなびや計画）に基づき、早急な対応を求められている耐震化対策や老朽化対策、県立高校改革の推進や特別支援学校の整備、アスベスト対策などについて、今後、10年間で3つのステージに分け、着実に推進していきます。

VI. 協働と信頼に根ざした学校づくり

学校が、子ども、家庭や地域の人々から信頼されるよう、必要な体制づくりを進めます。

具体的には、学校が、子どもたちや地域の実情に応じて創意工夫のある教育活動を展開し、校長を中心に自主的・自律的な学校経営ができるよう、学校の裁量拡大を進めるとともに、学校の教育目標の達成状況が正しく評価され、その結果に基づいて改善が行えるよう、責任をもって教育に取り組める体制をつくります。

また、地域に開かれた信頼される学校づくりを一層進めるため、県民にとってのわがまちの学校、自分たちの学校となるよう、地域に根ざした、協働・参画できる学校づくりを進めるとともに、生徒や保護者に対して質の高い教育サービスの提供などを図ることができる制度の検討にも取り組んでいきます。

○ 自主的・自律的な学校経営を実現するシステムづくり

子どもや地域の実情に応じた創意工夫ある学校づくりや教育活動を展開するため、各学校が、それぞれの教育理念や教育方針により、校長による主体的な学校経営が行えるよう、人事や予算、教育課程編成などに関して、学校の裁量を拡大する取組みを進めます。それに併せて、自主的・自律的な学校経営の実現に向けて、充実した学校支援体制の整備にも取り組んでいきます。

○ 「評価と支援」が一体化した学校評価システムづくり

学校が、自律的に、そして継続的に学校経営や教育活動の改善を行うとともに、地域に開かれ、信頼される学校として保護者や地域住民に対して説明責任が果たせるよう、外部評価等を取り入れた学校評価システムの充実や、学校の一層の理解に向けて、学校のグランドデザイン（基本構想図）や評価結果などの学校情報の公開に取り組みます。また、学校評価を通じた学校の改善に向けて、適切な支援や条件整備などにも取り組んでいきます。

○ 保護者や地域住民等との協働による学校づくり

地域に開かれ、信頼される学校づくりを実現するため、保護者や地域住民の様々な意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域社会の連携・協力による学校運営が行われるよう、学校評議員制度*を一層充実させ、実効性のある取組みを推進します。また、保護者や地域住民等が参画し、協働しやすい環境を整え、開かれた学校づくりを促進するため、学校運営協議会制度*（コミュニティ・スクール）を活用した、新たな県立学校づくりにも取り組めます。

○ 多様な選択の機会と質の高い教育サービスを提供するしくみづくりの検討

すべての子どもに等しく、多様な選択の機会（チャンス）と、満足できる質の高い教育サービスの提供が実現できるよう、新たなしくみづくりについて幅広く研究・検討を進めていきます。

Ⅶ. 子育て・家庭教育への応援

子育て・家庭教育が、その後の人づくりにたいへん重要なことから、子育てや家庭教育を応援する取組みを進めます。

具体的には、親が子育ての大切さを実感し、悩みや不安を軽減できるよう、活動や相談の場を設けることで、親同士が交流し、ネットワークを広げることのできる環境づくりを進めます。また、企業と連携して、子育てを大切にする気運を醸成することや、家族の絆を強くするための運動を進めていきます。

○ 楽しい子育て環境づくりの推進

家庭の教育力を高めるためには、親が子育てを楽しいと思うことのできる社会を築くことが必要であることから、身近な地域での子育ての相談・情報提供や親子の交流を深める場づくり、従業員の子育てに対する企業などの理解と支援活動の促進、さらには、子どもたちが家庭や地域で、安心してのびのびと過ごすことのできる環境づくりに取り組みます。

○ 家庭の絆づくり運動の推進

家庭は、日々の暮らしの中で、子どもの心とからだを健やかにはぐくむ重要な場であることから、家庭の教育力向上をめざした運動などを展開することで、家族のふれあいの充実を図り、基本的な生活習慣や、人への信頼や人とかかわる力の基礎をしっかりと育成するとともに、次代を担う子育て・家庭教育などの大切さをすべての県民が共有し、支援する輪を広げる気運を醸成します。



Ⅷ. 学びを通じた地域の教育力の向上

地域での様々な学びや、スポーツ・文化芸術にかかわる活動を通じて、コミュニティづくりを進め、地域の教育力を高めます。

具体的には、学校の教育活動に地域の人々が主体的に参画することを通じて、地域人材の持つ力を学校教育に生かし、その経験を地域にフィードバックさせる活動や、スポーツや文化芸術活動、地域の魅力にもとづく学びなどを通じて、地域の人々がそれぞれに持つ力を高めるとともに、地域での大人から子どもまでの人と人とのつながり、コミュニティづくりを支援します。

○ 地域での学び合いコミュニティづくり

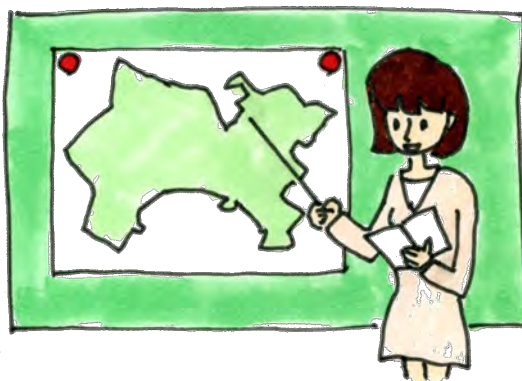
かながわの豊富で多彩な人的・物的な資源や、情報ネットワークを生かし、学校を核に地域の交流を深め、地域ぐるみで子育てや教育にかかわり合える、学び合いのコミュニティづくりを進めます。また、県立学校施設の開放の推進などにより、身近な拠点づくりを支援し、生涯にわたり地域で日常的に各種の学びや、スポーツ、文化芸術活動などを、家族や仲間との様々な心ふれあう体験を通して行える、循環型の学習社会の形成に向けた取組みを進めます。

○ スポーツや文化芸術活動を通じた県民ライフの推進

豊かな県民ライフの創造に向けて、運動やスポーツのきっかけづくりや、競技スポーツ水準の向上を図るとともに、総合型地域スポーツクラブ*の育成・支援や、高校生が部活動に取り組む環境の整備、文化芸術にふれる機会の充実など、県民によるスポーツや文化芸術活動への取組みをサポートします。

○ かながわの魅力にもとづく「かながわ学」の発信

かながわの自然や歴史・風土、文化芸術、産業や観光などを背景にした各地域の様々な活動などを「かながわ学」として発信します。箱根や丹沢大山、湘南などの、やまなみや海岸線といった自然環境に加え、武家の古都・鎌倉や城下町・小田原、近代日本開国の地・横浜の歴史や文化など、各地域に固有の魅力にもとづいた人々の交流やふれあいを通して、かながわの独自で多様な学びを創出します。



第6章 教育ビジョンの推進

策定された教育ビジョンに基づき、実効性のある教育政策を推進できるよう、次により取組みを進めます。

県民と歩む教育ビジョンの推進

神奈川県教育委員会では、教育ビジョンの策定過程において、県民との教育論議を大切に取り組んできましたが、推進過程においても県民との関係を重視した取組みを進めます。

- 県民との論議の場として「かながわ人づくりフォーラム」を設け、推進状況などをもとに、県民と検証を行い、課題解決に向けた今後の方向性について論議していきます。
- 教育ビジョンで掲げた人づくりの理念が、多くの方々と共感・共有され、協働・連携が一層進むよう、「心ふれあう3つの運動」に取り組みます。
- 「県のたより」や県のホームページなど様々な広報の機会をとらえ、募集した意見を踏まえ、県民ニーズを的確にとらえた柔軟な推進に努めます。
- 社会状況の変化に柔軟に対応するため、一定の期間が経過したところで、推進過程を振り返り、達成状況の点検などを行い、見直しに取り組みます。

人づくりにかかわる様々な主体との協働・連携の拡大

学校や家庭、地域などで、様々な主体と教育ビジョンを共有し、効果的な取組みが進められるよう、継続的に協議を行う場として「かながわ人づくり会議」を設置し、協働・連携を拡大していきます。

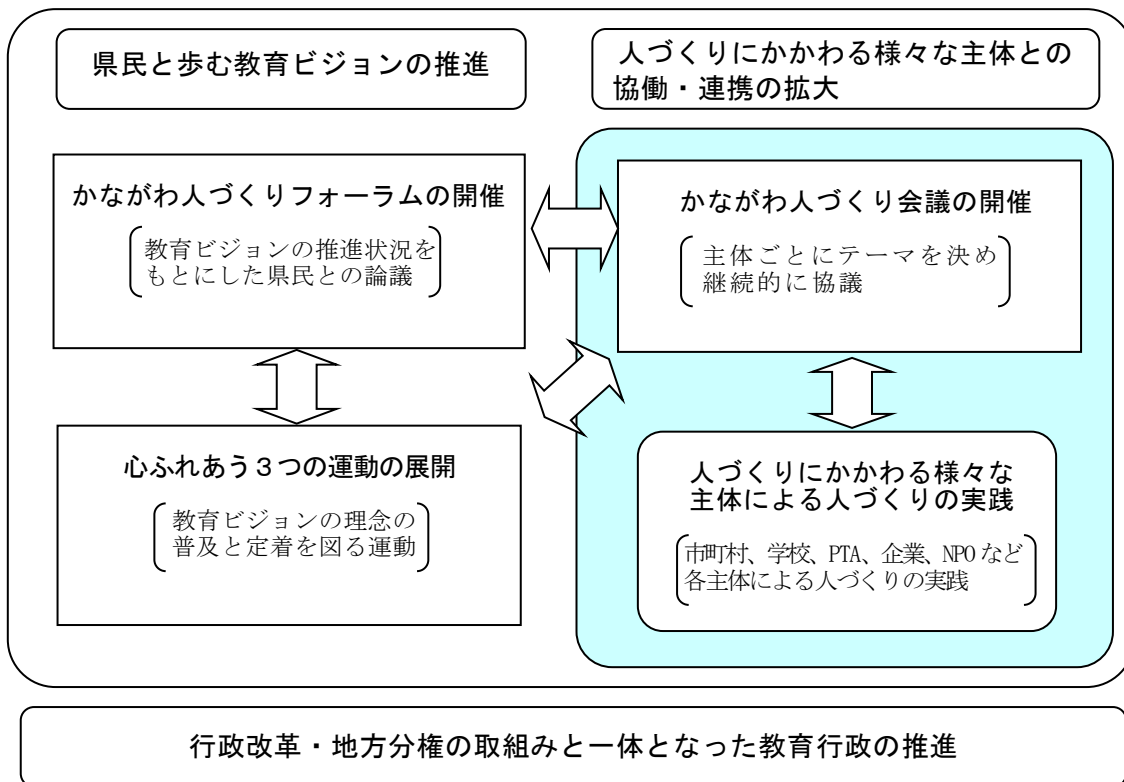
- 市町村とは、学校教育や社会教育などの分野で、校種や地域を超えて、円滑に人づくりが行われるよう、適切な役割分担に基づき、連携・協力の一層の充実を図ります。
また、幼稚園や保育所、大学や専修・各種学校など様々な機関にも教育ビジョンの浸透を図ります。
- 国に対しては、現場の実践などに基づく新たな取組みの方向を発信します。
また、他の都道府県とは、広域的な課題の解決に向けた連携を深め、必要な場合は、一体的な取組みを進めます。
- 企業やNPO法人などに対しては、教育ビジョンの浸透を図るとともに、それぞれの持ち味を生かし合えるよう、適切な役割分担を行い、協働・連携のあり方を模索しながら、その拡大に努めます。

行政改革・地方分権の取組みと一体となった教育行政の推進

教育ビジョンの推進にあたっては、行政改革や地方分権の取組みなどと一体的に進めます。

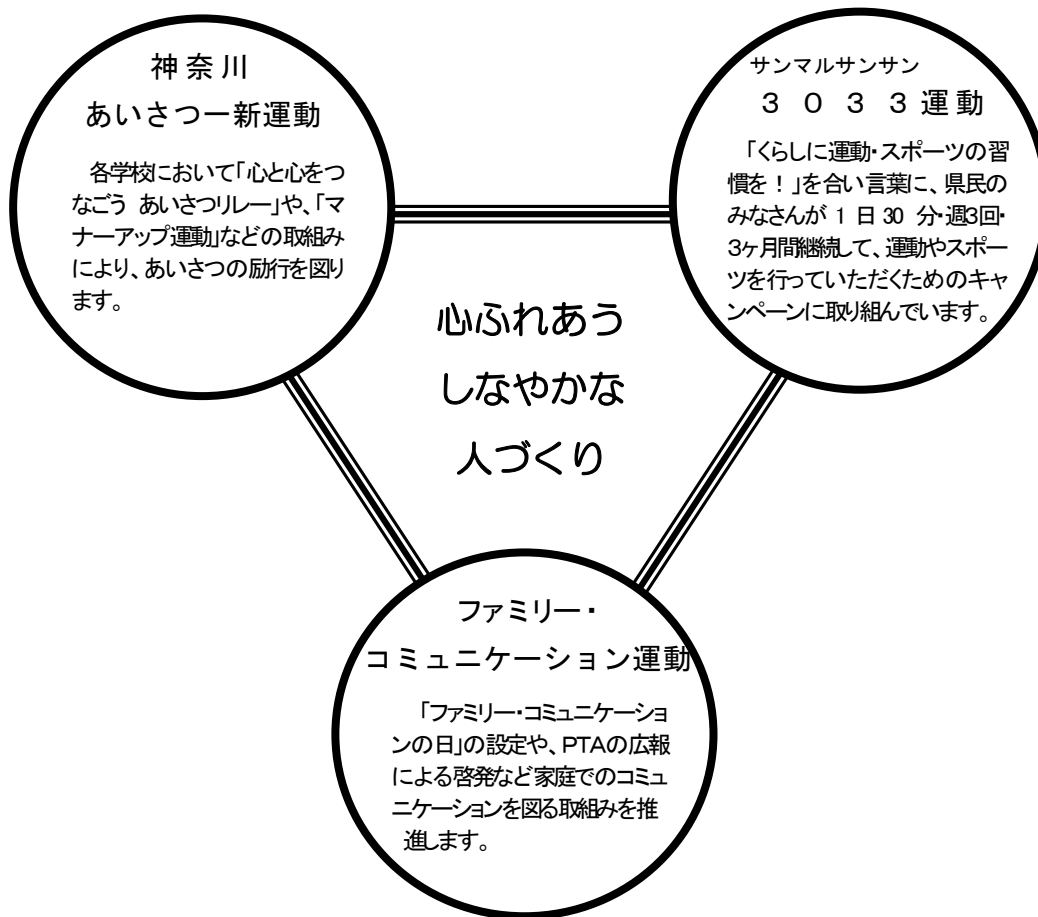
- 教育委員会の情報公開を一層進めるとともに、本県教育行政の現状及び制度的課題を分析し、望ましい教育委員会制度のあり方を検討します。
- 政令指定都市への給与負担とあわせた学級編制基準、教職員定数の設定権限などの移譲やそれを踏まえた市町村への権限移譲など、国と地方の適切な役割分担のもと、地方の自主性、主体性を拡大する方向での教育における地方分権に取り組みます。
- 事故・不祥事防止対策の徹底など、教育委員会が一丸となって県民から信頼されるよう努めます。

〔教育ビジョンの推進〕



心ふれあう3つの運動

県教育委員会では、「かながわ教育ビジョン」で掲げた人づくりの理念が、多くの方々と共感・共有され、協働・連携が一層進むよう、これらの運動を「心ふれあう3つの運動」として、取り組みます。



用語解説

	用 語	解 説
ア 行	アイデンティティ (Identity) P19	自我同一性のこと。エリクソンが提唱した概念であり、自分という存在が独自で一貫しており、しかも他者や社会に認められていることで生じる「自分らしさ」の感覚を指している。
	生きる力 P30	学校教育で子どもたちに身に付けさせたい力の総称のこと。文部科学省が提唱しているもので、知識や技能に加え、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決するなどの「確かな学力」、他人を思いやり、感動したりするなどの「豊かな心」、それにたくましく生きるための「健やかな体」などから構成されている。
	インクルージョン (Inclusion) P52	障害の有無にかかわらず、すべての人を包括して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育や教育的支援を展開していくという考え方のこと。通常教育と障害児教育を区分した上で統合しようとする、それまでの二元的な考え方を克服し、障害や特別な教育的ニーズを持つ子どもたちを含めた一元的な学校教育を創造することを目指しており、1990年代以降取り組まれている。
	インターンシップ (Internship) P35	生徒などが在学中に、企業などの産業の現場などにおいて、自らの学習内容や将来の進路などに関連した就業体験を行うこと。高校においては、各学校の判断で科目の履修とみなして単位認定が可能。近年は、キャリア教育の一環として、小学校や中学校の職場体験や見学も盛んに行われるようになっている。
	N P O (Non profit organization) 法人 P7	特定非営利活動促進法に基づく法人資格を取得した特定非営利活動法人のこと。政府・自治体や私企業とは独立した存在として市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行っている。
カ 行	外部評価 P31	学校の自己評価結果を踏まえて、学校評議員、P T Aや地域住民などの外部評価者が実施する評価のこと。国が定めた小学校設置基準、中学校設置基準等により、学校は毎年、自己評価を実施し、その結果の公表に努めることとされていることに基づいている。平成 18 年には文部科学省の「学校評価ガイドライン」により、外部評価を含めた学校評価の考え方が集約された。
	科学の知 P19	「ふれあい教育」の実践の際に、背景となった「臨床の知」に相對する「知」のこと。「知」は一般に、人間が物事の本質を理解するための知識や能力の総体（全体像）を指すが、「科学の知」は、客観的・分析的で、原理や法則といった一般化された自然観に基づき、これをもってすれば、やがてはどんな課題でも解決されるという考え方に立つもの。

	用 語	解 説
力 行	学校運営協議会制度 (コミュニティ・ス クール) P55	地域住民、保護者などが、教育委員会、校長と責任を分かち合いながら学校運営に携わっていくことで、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりの実現をめざす制度のこと。平成 16 年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正で、地域住民や保護者などが、教育委員会の判断で学校に設置された合議制の学校運営協議会の活動を通じ、一定の権限を持って学校運営に参画できるようになった。
	学校間連携 P30	同じ学校種間でとる連携のこと。小学校間、中学校間、高校間、特別支援学校間などの連携を指している。
	学校評議員制度 P55	平成 12 年の「学校教育法施行規則」の改正に伴い、各学校が保護者や地域住民などの意向を把握し反映するため、設けられた制度のこと。学校評議員は、当該学校の職員以外で、教育に関する理解及び識見を有する者から、校長の推薦に基づき、教育委員会から委嘱される。学校が保護者や地域住民などと教育活動に関する共通理解や信頼関係を形成し協力を得るとともに、学校運営の状況を地域に周知するなど、学校としての説明責任を果たしていく仕組みとして期待されている。
	基礎・基本 P14	読み、書き、計算能力に加え、思考力、判断力、表現力、課題発見能力、問題解決能力、学び方、学ぶ意欲などで構成される「確かな学力」を支えるもののこと。文部科学省では、学習指導要領に示された各教科の目標と内容を指すとしている。
	基本的な生活習慣 P10	人としてのあらゆる態度や行動の基礎となるもので、個々の生き方についての自覚を深めるような習慣や態度などの行動様式のこと。一般に、その基礎は乳・幼児期からのしつけにあると考えられる。具体的には、挨拶をすること、時間を守ること、朝一人で起きること、顔を洗うこと、約束を守ることなど、食事・睡眠・着替え・排泄・清潔維持などで生活全般を支えるものである。
	キャリア教育 P30	子どもの発達に応じて、各学校段階での教育活動全体を通じ、社会人・職業人として、主体的に自分の人生を生きるために必要な意欲や態度、能力などを育てる教育のこと。文部科学省では、「児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育」ととらえ、端的には、「児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育」としている。
	教育コミュニティ P39	学習・教育を縁とした、新たな人と人とのつながりを形成しようとする地域づくりの新しい考え方のこと。学校や幼稚園・保育所などに、地域教育の核としての期待が寄せられている。
	校種間連携 P30	異なる学校種間でとる連携のこと。幼稚園と小学校、小学校と中学校、小学校と特別支援学校、中学校と高校の連携などを指している。

	用 語	解 説
カ 行	高度情報通信ネット ワーク社会 P53	インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会のこと。平成12年に制定された「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」で定義されている。
サ 行	支援教育 P30	「共に学び共に育つ教育」という理念の実現に向けて、障害の有無にかかわらず、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していくことを根幹にすえた教育のこと。平成14年3月の神奈川県教育委員会に対する、これからの支援教育の在り方検討協議会「これからの支援教育の在り方（報告）」に基づく考え方であり、国が示す「学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）・高機能自閉症等」に対する特別支援教育も包括し、学校種や学級・教室の種類などを問わず、各学校に在籍するすべての子どもたちを対象としている。
	自己肯定感 P9	自己自身の存在に対する認識として、自らの身体的な特徴や能力、性格などについて肯定的に考えたり、感じたりする感情のこと。具体的には、他者とのかかわりにおいて他者と異なる自己を意識し、自らの存在が受容されているのを感じるのが、自己肯定感の育ちにとって重要になると考えられている。
	授業研究 P31	よりよい授業のあり方について、研究した成果を実際の授業を通して検証するという、わが国独自の研究方法のこと。一人の教師が授業を行い、その授業を同じ学校の教師や他校の教師が参観して、授業後に全員で検討することで研究を進める。教師の力量を高める効果が高いことから、アメリカをはじめ、多くの国で教職員研修の方法として取り入れられつつある。
	食育 P27	様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるために行われるもの。食育基本法によれば、健全な食生活の実践としての食生活の改善にとどまらず、食に関する感謝の念と理解を深めることや、伝統のある優れた食文化の継承、地域の特性を生かした食生活に配慮すること等が求められている。
	人格的資質 P54	平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」では、「教師には、子どもたちの人格形成に関わる者として、豊かな人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法をはじめ対人関係能力、コミュニケーション能力などの人格的資質を備えることが求められる。」としている。

	用 語	解 説
サ 行	総合型地域スポーツ クラブ P57	地域住民によって自主的・主体的に運営され、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、それぞれの趣向・レベルに合わせて参加できる（多志向）スポーツクラブのこと。
タ 行	団塊の世代 P4	昭和 22 年（1947）から同 24 年（1949）のベビー・ブーム時代に誕生した世代のこと。他世代に比較して人数が多いところからいわれている
ナ 行	ニート (NEET) (Not in Education, Employment or Training.) P6	いわゆる「学校に通っておらず、働いてもおらず、職業訓練を受けていない者」の通称。語源は英国政府による労働政策の用語の頭文字をとった呼称。厚生労働省では、若年無業者について、年齢を 15～34 歳に限定し、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者を「ニート」に近い概念にとらえ、集計している。
	人間力 P16	人間力という言葉は、平成 15 年 4 月の内閣府の人間力戦略研究会の報告書で「社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」と定義されており、平成 18 年 2 月 13 日の中教審初等中等教育分科会教育課程部会審議経過報告では、この報告をひきながら、知的能力的要素、社会・対人的要素、自己制御的要素などで構成される、「自立した人間として生きていくための総合的な力」としている。
	認定こども園制度 P26	親の就労の有無や形態にかかわらず、就学前の子どもに教育及び保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する機能を備える幼稚園、保育所などが、都道府県知事から「認定こども園」としての認定を受ける制度のこと。
ハ 行	発達障害 P12	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害 (LD)、注意欠陥多動性障害 (AD/HD) その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢で発現すること。早い段階で障害を認識し、発達支援を行うことが求められている。
	不登校 P1	平成 4 年 3 月の文部省（当時）の学校不適応対策調査研究協力者会議報告では、「一般に何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的な要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいは登校したくてもできない状態（病気や経済的な理由などを除く）のこと」としている。

	用 語	解 説
ハ 行	フリーター P6	一般に定職に就かず、アルバイトなどで生計を立てる人のこと。厚生労働省では、「15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、①雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者」と定義して、集計している。
	ボーダレス化 P5	境界がない、または境界があいまいな状態のこと。国際化の進展に伴って生まれた言葉であり、国境を越えてヒトやモノが動く様を指している。
ラ 行	リカレント教育 P36	学校教育を修了し、いったん社会に出た後で、必要に応じて再び行われる高等教育機関を活用する高度で専門的・体系的な教育のこと。OECD（経済開発協力機構）が1970年代に提唱した。具体的には、大学の社会人入試制度や夜間の大学院の開設などで、高度な職業人の再教育を目指している。
	臨床の知 P19	「ふれあい教育」が展開されていく過程において、その実践の背景となった考え方で、哲学者の中村雄二郎氏によって提唱された。人が生活するすべての場で、自然や人とかかわる直接的な体験をとおして獲得される共存・共生の原理に裏打ちされた「知」のこと。

資 料

「かながわ教育ビジョン」づくりに向けて、平成17年11月の第1回かながわ人づくりフォーラムでの「かながわ人づくり宣言」をきっかけに始められた「県民論議」、それを踏まえて県教育委員会がいただいた「提言」や、「県民意見募集」などを中心に、県民の皆様とともに進めてきた取組みの記録や資料などを整理しました。

	(頁)
1 「かながわ教育ビジョン」の策定過程	・・・ 1
2 かながわ人づくり宣言	・・・ 3
3 教育ビジョンづくりに向けた県民論議の展開	・・・ 4
(1) かながわ人づくりフォーラム	・・・ 4
(2) ワークショップ	・・・ 7
(3) 教育イベント	・・・ 9
(4) 県民論議の全体的な状況	・・・ 10
4 かながわの教育ビジョンに関する提言	・・・ 11
5 教育ビジョンの策定基本方針	・・・ 13
6 県民意見募集、意見交換などの展開	・・・ 15
(1) 広報の実績	・・・ 15
(2) 骨子案に対する意見募集	・・・ 15
(3) 素案に対する県民意見募集	・・・ 15
(4) 様々な主体との意見交換	・・・ 15
参考 「神奈川の教育の流れ（昭和20年～平成19年）」	・・・ 16

1 「かながわ教育ビジョン」の策定過程

教育ビジョンづくりに向けた県民論議の展開

平成17年11月5日 第1回かながわ人づくりフォーラム
参加者数308人

平成18年2月～7月 ワークショップ・教育イベントによる県民論議

- ワークショップ(19回延べ726人)
 - A: 少子化時代に対応した家庭教育を支える子育て環境づくり
 - B: 学ぶ楽しさやわかる喜びが実感できる学校づくり
 - C: 生涯を通じた自分づくりを応援する環境づくり
- 教育イベント(4回延べ962人)
 - 3月11日 演劇ワークショップ
 - 5月3日 海人丸移動環境教室
 - 5月27日 親子体操
 - 月17日 演劇ワークショップ・高校生と県教育委員との教育論議

◎参加者数合計1,688人
意見・提案件数435件

平成18年8月26日 第2回かながわ人づくりフォーラム
参加者数356人

平成18年11月5日 第3回かながわ人づくりフォーラム
参加者数257人

◎かながわ人づくりフォーラムによる県民論議
全3回の参加者数合計 921人
意見・提案件数 165件

県民論議による意見・提案件数
709件

電子会議室

平成18年3月～9月

平成19年1月～7月

◎109件の意見

教育ビジョン策定の流れ

平成17年11月

かながわ人づくり宣言

県教育委員会

平成18年2月

教育に関する学校関係者向け意識調査
報告書 (調査実施平成17年8～10月)

県教育委員会

かながわの教育ビジョンに関する提言
(概要)

地域・家庭・学校
つむぐ おりなす
かながわの人づくり

夢見てる思いを響かせよう
夢持てる後や夜明けが響かせよう
夢が広がる、夢が輝ける

平成18年8月26日
かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会

「かながわ人
づくりフォー
ラム運営推
進委員会」に
よるまとめ

平成18年8月

かながわの教育ビジョンに関する提言

かながわ人づく
りフォーラム運
営推進委員会

平成18年10月

教育ビジョン策定の基本方針・骨子案

県教育委員会

平成18年12月

教育ビジョン 素案

県教育委員会

平成19年3月

教育ビジョン 素案(修正版)・[概要版]

県教育委員会

平成19年7月

教育ビジョン 最終案

県教育委員会

かながわ教育ビジョン 策定

県教育委員会

意見・提案の総数 **2,927件**

表紙の絵のように、県民論議などの成果を一つひとつ組み合わせながら、かながわらしい人づくりの指針となる教育ビジョンができました。

県民意見募集、意見交換(市町村教育委員会、教育関係団体、民間企業関係団体等)などの展開



<意見交換>

平成18年3月～6月
「かながわ人づくり宣言」及び「教育に関する学校関係者向け意識調査」などの内容をもとに44回実施



<意見交換>

平成18年10月～12月
「かながわの教育ビジョンに関する提言」及び「かながわ教育ビジョン(仮称)」(骨子案)などの内容をもとに35回実施

<意見募集・照会>

平成18年10月～11月
「かながわ教育ビジョン(仮称)」(骨子案)の内容をもとにした意見募集及び教育関係団体への意見照会

意見・提案件数 522件



<意見交換>

平成18年12月～平成19年2月
「かながわ教育ビジョン(仮称)」(素案)などの内容をもとに22回実施

<県民意見募集>

平成18年12月～平成19年2月
「かながわ教育ビジョン(仮称)」(素案)の内容をもとにした県民意見募集

意見・提案件数 630件



<意見交換>

平成19年3月～6月
「かながわ教育ビジョン(仮称)」素案(修正版)などの内容をもとに32回実施

◎県民意見募集など

意見・提案件数 1,152件

◎意見交換

回数合計 133回
意見・提案件数 1,066件

**県民意見募集や意見交換などによる意見・提案件数
2,218件**

2 かながわ人づくり宣言

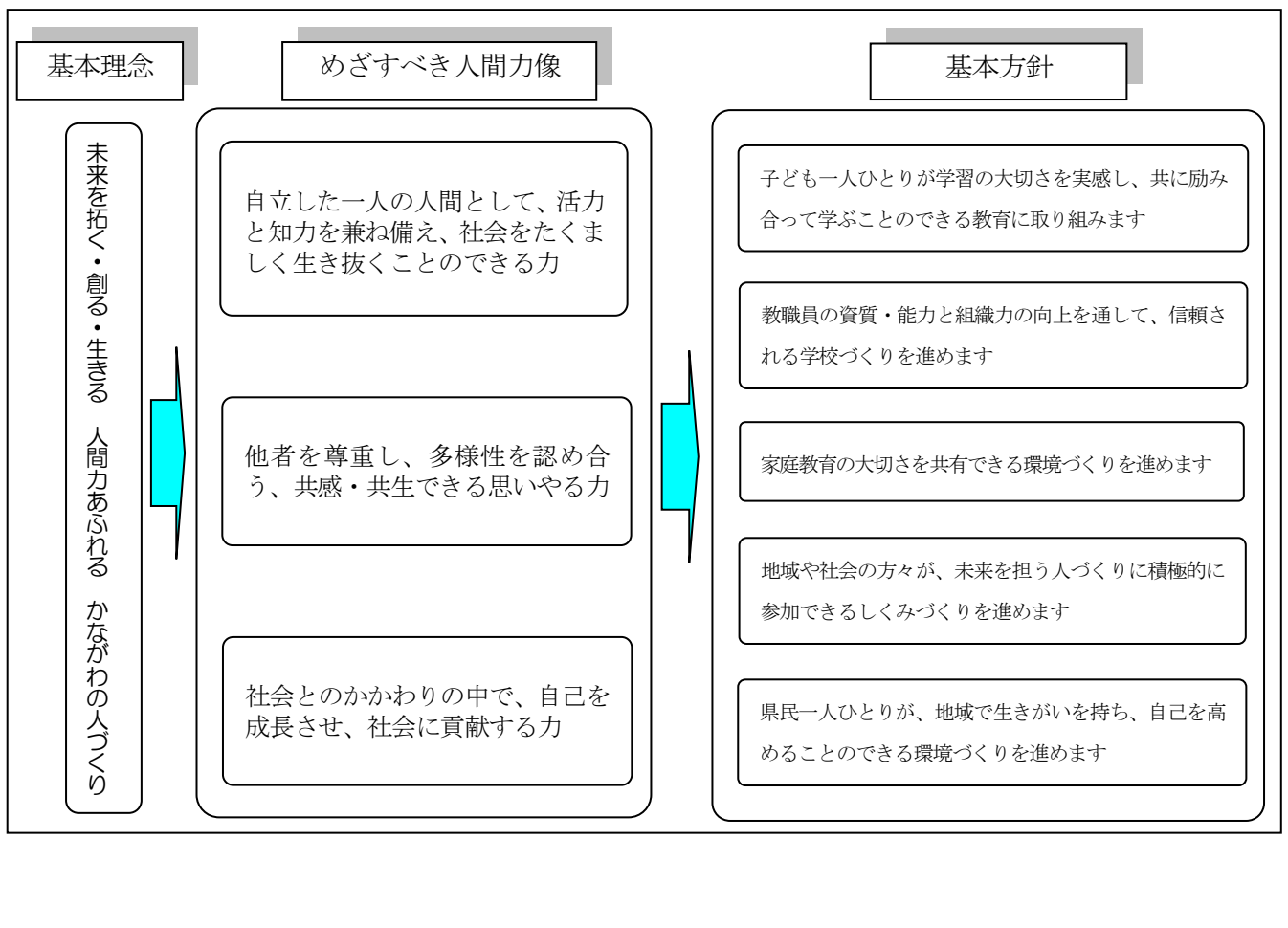
協働・連携による人づくりを進めることのできる教育ビジョンの策定をめざして、平成17年11月に県教育委員会が表明しました。（以下は、一部抜粋）

かながわ人づくり宣言

神奈川県教育委員会では、中長期的な視点から、次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、教育ビジョンづくりに取り組むこととしました。そのスタートとして、「かながわ人づくり宣言」をアピールします。

このアピールを契機として、今後、県民の皆さんと大いに議論し、神奈川における教育ビジョンを取りまとめていきたいと考えています。

（「かながわ人づくり宣言」の体系図）



3 教育ビジョンづくりに向けた県民論議の展開

かながわ人づくりフォーラムや、ワークショップ、教育イベントを開催し、多くの県民の皆様や教育関係者などと、論議を重ねました。

(1) かながわ人づくりフォーラム

平成17年11月から、翌18年11月まで、3回にわたり、教育ビジョン策定に向けた論議を、多くの県民の皆様や教育関係者などで行いました。

ア 第1回かながわ人づくりフォーラム

県教育委員会として「かながわ人づくり宣言」を表明し、これを契機に県民の皆様に広く議論を呼びかけ、県民との協働による教育ビジョンづくりを開始しました。

日時：平成17年11月5日(土) 場所：県立横浜平沼高校・小ホール

参加者数：308人

- ・「かながわ人づくり宣言」(県教育委員会のアピール)
- ・かながわの教育の現状と課題(課題提起)
- ・教育論議「かながわで育つ、かながわで育てる」



イ 第2回かながわ人づくりフォーラム

県民論議の成果をかながわ人づくりフォーラム運営推進委員会が取りまとめ、「かながわの教育ビジョンに関する提言」として県教育委員会に提言しました。

日時：平成18年8月26日(土) 場所：県立青少年センター・ホール

参加者数：356人

- ・県民論議の成果報告
- ・「かながわの教育ビジョンに関する提言」(かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会の公表)
- ・教育論議「今後の教育ビジョン策定に向けて」



ウ 第3回かながわ人づくりフォーラム

教育ビジョン骨子案の内容を紹介するとともに、家庭、地域、学校、企業、市町村からパネリストを招き、骨子案に基づくパネルディスカッションと教育論議を展開しました。

日時：平成18年11月5日(日) 場所：厚木市総合福祉センター・ホール

参加者数：257人

- ・「かながわ教育ビジョン(仮称)」(骨子案)の説明
- ・パネルディスカッション「教育ビジョンへの期待」
- ・教育論議「今後の教育ビジョン策定に向けて」



エ かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会

かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会は、県民論議を推進するため、ワークショップなどを主催し、その成果を「かながわの教育ビジョンに関する提言」として取りまとめました。

かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会名簿

(五十音順 ◎ー委員長 ○ー副委員長)

氏 名	職 名
荒木 汰久治	アウトリガーカヌークラブ湘南葉山主宰者
伊藤 昭彦	県立横浜清陵総合高等学校教頭
入江 礼子	共立女子大学家政学部教授
太田 てる子	主婦
金子 佳代子	横浜国立大学教育人間科学部学校教育課程教授
○佐藤 晴雄	日本大学文理学部教育学科教授
佐藤 弘道	第一保育短期大学講師
鈴木 美喜	平塚市教育研究所指導主事
陶山 寧子	横浜市立大学附属病院小児精神神経科医師
◎高木 展郎	横浜国立大学教育人間科学部附属教育実践総合センター教授
田代 正樹	株式会社たしろ薬品社長
千々布 敏弥	国立教育政策研究所研究企画部総括研究官
鶴岡 貴美子	逗子市立久木中学校教育相談員
當島 茂登	国立特殊教育総合研究所教育支援研究部総括研究員
林 義亮	神奈川新聞社編集委員及び論説委員
宮城 まり子	立正大学心理学部教授
横内 謙介	劇団扉座主宰者

(平成 18 年 8 月 「かながわの教育ビジョンに関する提言」の公表時)

かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 神奈川県における教育課題の解決に向けた取組の方向性について、県民との幅広い論議を通じて協議を行い、次代を担う人づくりの視点を柱とした神奈川の教育ビジョンづくりに向けた提言を行うことを目的として、かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから神奈川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) その他教育長が必要と認めた者

3 委員会の設置期限及び委員の任期は、平成19年3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第3条 委員会には、委員長と副委員長を置く。

2 委員長は互選により選任し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときにはその職務を代理する。

(会議の運営)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その座長となる。

2 委員会で議決を行う場合は、委員の過半数の出席を得、出席した委員の過半数により決する。なお、可否同数のときには、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、必要があるときに、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(協議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 神奈川県における教育課題の解決に向けた取組の方向性に関すること
- (2) 課題別ワークショップの開催に関すること
- (3) かながわ人づくりフォーラムで行う提言の内容に関すること
- (4) その他教育ビジョンづくりに関すること

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、事務局を神奈川県教育委員会教育局教育政策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年12月6日から施行する。
- 2 この要綱の施行後における最初の委員会は、第4条の規定にかかわらず教育長が招集する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(2) ワークショップ

かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会の委員が中心となって、一般公募した県民の委員や、当日参加の県民の皆様とともに、次に掲げる3つのテーマに分かれて議論しました。

<p>テーマA：少子化時代に対応した家庭教育を支える子育て環境づくり</p> <p>B：学ぶ楽しさやわかる喜びが実感できる学校づくり</p> <p>C：生涯を通じた自分づくりを応援する環境づくり</p>

ア テーマ別ワークショップ グループ構成員一覧

(◎ファシリテーター=ワークショップの進行促進者)

ワークショップA	ワークショップB	ワークショップC
運営推進委員	運営推進委員	運営推進委員
◎ 入江 礼子	荒木 汰久治	◎ 伊藤 昭彦
◎ 金子 佳代子	鈴木 美喜	太田 てる子
佐藤 弘道	◎ 高木 展郎	◎ 佐藤 晴雄
陶山 寧子	◎ 千々布 敏弥	田代 正樹
◎ 當島 茂登	◎ 鶴岡 貴美子	◎ 宮城 まり子
	林 義亮	横内 謙介
公募委員の人数 8人	公募委員の人数 12人	公募委員の人数 10人
<p>ワークショップA構成員の内訳 <カテゴリー></p> <p>* 運営推進委員 大学教授等 4 医師 1</p> <p>* 公募委員 教員 2(小1 中1) 大学生 1 母親 2 無職 2 その他(幼・保講師) 1</p> <p><年代></p> <p>10代 0 20代 1 30代 3 40代 2 50代 5 60代 2</p> <p><男女></p> <p>男性 7 女性 6</p>	<p>ワークショップB構成員の内訳 <カテゴリー></p> <p>* 運営推進委員 大学教授等 2 報道関係 1 教員 1(小) 冒険家 1 NPO職員 1</p> <p>* 公募委員 教員 4(小1 中1 高2) 高校生 2 大学生 1 母親 1 会社員 1 福祉職 1 NPO職員 1 市民ボランティア 1</p> <p><年代></p> <p>10代 2 20代 2 30代 2 40代 7 50代 4 60代 1</p> <p><男女></p> <p>男性 11 女性 7</p>	<p>ワークショップC構成員の内訳 <カテゴリー></p> <p>* 運営推進委員 大学教授等 2 劇作家 1 教員 1(高) 主婦 1 会社経営 1</p> <p>* 公募委員 教員 3(中1 高2) 大学生 3 会社員 1 無職 1 公務員 2</p> <p><年代></p> <p>10代 1 20代 2 30代 1 40代 8 50代 3 60代 1</p> <p><男女></p> <p>男性 12 女性 4</p>



テーマ別ワークショップの様子



ワークショップ全体会の様子

イ ワークショップの開催実績一覧

日程	会場	主なプログラム	参加者数(人)
平成 18 年 2月 11 日(土)	県自治総合研究センター (横浜市栄区小菅ヶ谷)	○全体会(オリエンテーション) ○テーマ別ワークショップA・B・C	106
平成 18 年 3月 19 日(日)	県自治総合研究センター (横浜市栄区小菅ヶ谷)	○テーマ別ワークショップA・B・C ○AとB共通テーマによる合同ワークショップ 『『小1プロブレム』を考える!』	80 51
平成 18 年 4月 22 日(土)	県立総合教育センター (藤沢市善行)	○テーマ別ワークショップA・C ○AとC共通テーマによる合同ワークショップ 「家庭の教育力の再生と新たな地域づくりを 考える!」	65 71
平成 18 年 5月 3 日(水)	県立近代美術館葉山館 (葉山町一色)	○テーマ別ワークショップB	41
平成 18 年 5月 27 日(土)	県立体育センター (藤沢市善行)	○テーマ別ワークショップA	35
平成 18 年 6月 3 日(土)	県立総合教育センター (藤沢市善行)	○テーマ別ワークショップA・B・C ○BとC共通テーマによる合同ワークショップ 「子どもの学びと生き方・進路と一体化に向 けたキャリア教育を考える!」	99 74
平成 18 年 7月 1 日(土)	波止場会館 (横浜市中区海岸通)	○テーマ別ワークショップA・B・C ○全体会(まとめ)	104
合 計 (参加者延べ人数)			726

ウ ワークショップで主に論議された事項

ワーク ショップ	論 議 さ れ た 事 項
A	<ul style="list-style-type: none"> 子育てに悩み孤立する親の増加などの課題が提起され、地域ぐるみで子育て・家庭教育を支援すること、企業や社会に対する子育て家庭への理解を促進することなどについて論議された。 親子のかかわり方の変容、基本的な生活習慣を身に付けるための家庭の教育力の低下などの課題が提起され、親が子どもの発達に応じた自らの役割を理解すること、日常生活体験を豊かにすること、他人を思いやる心を育むことなどについて論議された。
B	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの学習意欲、コミュニケーション能力の低下などの課題が提起され、基礎・基本を押さえ、わかる喜びを実感できる教育、体験を通して他者理解や思いやりを育てる教育を行うことなどについて論議された。 学校理解、保護者や地域との信頼関係が十分でないなどの課題が提起され、学校を保護者や地域に開き、協力を求めることなどについて論議された。 教師の孤立化、自覚や責任感・使命感の希薄化などの課題が提起され、学校内外の研修体制の充実による教師の指導力向上、教師の活動実践の適正な評価などについて論議された。
C	<ul style="list-style-type: none"> 自分づくりや子どもの成長に大きな役割を果たしてきた地域の教育力の低下などの課題が提起され、地域の様々な人々がかかわれる場や機会をつくること、地域・家庭・学校をつなぐ人材を育成することなどについて論議された。 フリーターやニートになる若者の増加、生涯を通して自己を高める意欲の低下などの課題が提起され、地域・家庭・学校が協働して、若者の自立支援に向けた生きることや働くことにかかわる教育(キャリア教育)を進めること、多様な学習ニーズに対応できる場や、機会をつくることなどについて論議された。

(3) 教育イベント

参加者が体験を通じて得られた気づきなどをワークショップの議論に生かし、自らの人づくりをめぐる課題解決の端緒とすることもできるよう、他者との関係(コミュニケーション)、自然からの学び、親子のつながりなどをテーマに開催しました。

教育イベント開催実績一覧

日程	会場	主なプログラム	参加者数(人)
平成18年 3月11日(土)	県立青少年センター (横浜市西区紅葉坂)	教育イベント(ワークショップC) 劇作家 横内謙介さんによる体験的演劇ワークショップ 『発見! 私のチカラ・新たなステージ』	85
平成18年 5月3日(水)	一色海岸 県立近代美術館 葉山館 (葉山町一色)	教育イベント(ワークショップB) 海洋冒険家 荒木汰久治さんによる 『海人丸 移動環境教室』 <small>うみんちゅまる</small>	110
平成18年 5月27日(土)	県立体育センター (藤沢市善行)	教育イベント(ワークショップA) 佐藤弘道さんによる 『弘道おにいさんと親子体操で子育てを考えよう』	620
平成18年 6月17日(土)	県立小田原高校 (小田原市城山)	教育イベント(ワークショップB) 劇作家 横内謙介さんによる体験的演劇ワークショップ 『かかわる楽しさ、伝え合う心』 高校生と教育委員との教育論議 『かながわの教育を考える』	147
合 計 (参加者延べ人数)			962



『発見！ 私のチカラ・新たなステージ』の様子



うみんちゆまる
『海人丸 移動環境教室』の様子



『弘道おにいさんと親子体操で子育てを考えよう』の様子



『かながわの教育を考える』の様子

(4) 県民論議の全体的な状況

場 面	期 間	参加者数 (人)	意見・提案 件数 (件)
かながわ人づくりフォーラム	平成 17 年 11 月 5 日 平成 18 年 8 月 26 日 平成 18 年 11 月 5 日 〔3回〕	921	165
ワークショップ及び教育イベント	平成 18 年 2 月 11 日 ～7月1日 〔ワークショップ 19 回〕 〔教育イベント 4回〕	1, 688	435
電子会議室	平成 18 年 3 月 30 日 ～9月 30 日 平成 19 年 1 月 18 日 ～7月 23 日	—	109
合 計 (参加者延べ人数/意見・提案件数)		2, 609	709

(意見・提案件数はアンケートなど、書面で提出されたものの合計)

4 かながわの教育ビジョンに関する提言

かながわ人づくりフォーラムやワークショップ、教育イベントでの県民論議の成果を踏まえ、かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会によって、平成18年8月に教育ビジョン策定に向けた提言がまとめられました。（以下は、一部抜粋）

1 提言がめざす方向

私たちは、今回の県民論議を通じて、参加者の皆さまが最も必要と感じていることを次のテーマで表しました。

地域・家庭・学校
つむぐ おりなす かながわの人づくり
○育てる思いを重ね合う ○持ち味や役割が響き合う ○学び合う、学び続ける

これは、地域、家庭、学校が協働し、それぞれの特徴や役割をいかして、これからのかながわの人づくりを、共に考え、実行していこうという願いを込めたものです。

『つむぐ』とは、繊維を引き出して、よって糸にする。『おりなす』とは、糸を織って、美しい模様を織り上げる。という意味で、未来を担う子どもたち一人ひとりの、それぞれの個性やよさをいかしつつ、まわりの大人たちが様々にかかわり合いながら大切に育てていくさまを表すとともに、子どもたち自身や大人たちも、そこから互いに学び合い、さらに生涯を通じて学び続けることで成長を遂げていく大切さ、すばらしさを表現したものです。



かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会から、県教育委員会への提言手交

これまで、教育というと、その多くを学校が担ってきました。しかし、人の教育という営みは、本来、生涯にわたって様々な場面で行われるものであり、学校のみですべてを行うことはできません。また一方で、学校は、地域の中にあり、家庭とも直接的な関係をもっている存在です。

そこで、地域ができること、家庭ができること、学校ができること、それぞれの役割を明確にした上で、補完し合いながら協働し、子どもを育てていくことが重要となります。その際、それぞれの立場や役割の違いを自覚しつつも、子どもを育てるとして共通の方向性、ビジョンをもつことが必要です。

人は一人では生きていけません。まわりの様々な人とかかわりながら、影響を受けたり、与えたりしながら成長していきます。次代を担う子どもたちに対しても、すべての人々がこのような自覚と責任をもち、かかわっていくことが大切です。そうした行動が、大人自身の学びにもつながり、今を生活していることを実感することになるのです。

このような思いを、地域、家庭、学校というつながりの中で、重ね合い、響き合い、学び合うことで、実現していきたいと考えています。

なお、サブテーマでは「合う」という表現を用いています。双方向性を有する、このような学びの力が発揮されるようになると、学校教育にも新たな学びが加わり、これまでの内容を再構成していくことになります。人づくりを通じた、このような協働が進めば、学校だけで果たせなかった新たな教育の地平が広がっていくことになると確信しています。



提言の概要（パンフレット）より

2 提言の全体構成

提言がめざす方向

地域 ・ 家庭 ・ 学校

つむぐ おりなす かながわの人づくり

○育てる思いを重ね合う ○持ち味や役割が響き合う ○学び合う、学び続ける

1 地域に根ざした新たな教育コミュニティづくり

視点1 新たな教育コミュニティづくり

提言 1 地域の人々が相互にかかわれる場づくりを進める

提言 2 地域・家庭・学校をつなぐ人材を育成する

視点2 生涯を通じた自分づくりの応援

提言 3 多様な学習ニーズに対応できる場や機会をつくり、情報を提供する

提言 4 子どもの時から生きることや働くことの大切さを考え、実感できる環境づくり

提言 5 一人ひとりが健康・体力を増進させ、生活の質を高める

視点3 かながわの文化芸術・スポーツの振興

提言 6 かながわの文化芸術を継承・発展させ、生活に根付かせる

提言 7 生活の中で身近に運動やスポーツができる場や機会づくりを進める

2 みんなで子育て・家庭教育を支える社会づくり

視点4 子どもの心とからだを育てる家庭教育

提言 8 子どもの発達に応じた親や家庭教育のあり方を考える

提言 9 他者とかかわる楽しさや思いやる心を育てる体験を大切にする

提言 10 家族や家庭を大切にする心や態度を育成する

視点5 少子化時代の子育て・家庭教育への支援

提言 11 子育て・家庭教育を支えるコミュニティづくりを進める

提言 12 幼稚園や保育所、学校における子育て支援を充実する

提言 13 企業や社会が子育ての理解を深め、行動する

3 子どもが成長する場としての学校づくり

視点6 学ぶ楽しさやわかる喜びが実感できる学校教育

提言 14 心を育て、たくましく生きる力を育てる教育を推進する

提言 15 学ぶ大切さを理解し、意欲をもつてのぞめる教育活動を進める

提言 16 基礎・基本をしっかり身に付ける授業づくりに取り組む

視点7 協働と信頼に根ざした学校運営

提言 17 学校の実態に即した創意工夫のある学校づくりを進める

提言 18 多様な教育的ニーズにこたえ、必要な支援を行える環境を整える

提言 19 学校を保護者や地域に開き、情報公開して協力を求める

提言 20 学校評価をいかした効果的な学校経営を行う

視点8 人づくりを担う教職員の確保と育成

提言 21 豊かな人間性と専門性を身に付けた教職員の養成や確保を図る

提言 22 授業研究をいかした新たな校内研修づくりを進める

提言 23 得意分野をもった個性豊かで高い実践的指導力のある教職員を育成する

提言 24 教師の活動実践や研修成果等をいかした人事等のシステムづくりを進める

5 教育ビジョンの策定基本方針

県教育委員会は、「かながわの教育ビジョンに関する提言」を受け、平成 18 年 10 月に教育ビジョン策定に向けた基本方針を発表しました。

「かながわ教育ビジョン（仮称）」策定基本方針

1 趣旨

少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、国際化や情報化の進展、産業・就業構造の変容、様々な格差の広がりなど、現代社会は、様々な分野が関連し合い大きな変化が生じている。このような時代にあって、次代を担う子どもたちの育成の重要性がますます高まっている。

一方、子どもたちをめぐる状況も大きく変わってきている。社会性や規範意識の低下に対する危惧、学力伸長や学習意欲をめぐる課題をはじめ、不登校やいじめ、暴力行為などの問題、家庭や地域の教育力をめぐる課題のほか、若者の自立をめぐる問題などが生じている。

こうした状況を踏まえ、すべての県民とともに、明日のかながわを担う人づくりを進めるための総合的な指針となる、「かながわ教育ビジョン（仮称）」（以下「教育ビジョン」という。）を策定する。

2 教育ビジョン策定の基本的考え方

次代を担う子どもたちの育成には、生涯を通じた人づくりの視点が重要である。

神奈川県教育委員会では、家庭・学校・社会へと続く成長の過程で、様々な人々がその役割と責任を自覚し、主体的に人づくりにかかわり、協働・連携を進めることのできる教育ビジョンを策定するため、策定作業に先立ち、平成 17 年 11 月に「かながわ人づくり宣言」を表明した。

この宣言を契機とし、平成 18 年 7 月まで県民論議が継続的に行われた。

平成 18 年 8 月には、県民論議を推進した「かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会」から、「かながわの教育ビジョンに関する提言」を受け取った。

教育ビジョンは、この提言を真摯に受け止め、策定する。

3 教育ビジョンの全体構成

(1) 教育ビジョンの基本的性格

- ① 今後の本県教育を推進するための総合的な指針となるとともに、神奈川県教育委員会として、市町村や関係団体等のもとよりすべての県民と、共有・共感に基づく協働・連携を進め、一体となった施策を展開していくことのできるものをめざす。
- ② 新たな総合計画との関係においては、教育分野における個別計画（指針）となり、教育ビジョンを受けて取り組む具体的な施策・事業については、総合計画の実施計画に位置づけ、実行性のあるものとして着実な推進を図る。

<※次ページ図参照>

- ③ これまで、本県教育の根幹を成してきた「ふれあい教育」の理念は基本的に継承するが、これからの時代に対応できる新たな理念を明らかにする。

(2) 教育ビジョンの見ずえる期間

新たな総合計画との整合を図り、概ね 20 年間を見ずえることとする。

(3) 教育ビジョンの全体構成

教育ビジョンの構成は、次の 4 章からなる。

第 1 章 「教育ビジョン策定の背景」とし、本県の教育を取り巻く現状と課題を整理する。

第 2 章 「基本理念」及び「教育目標」とし、本県がめざす教育のすがたを明らかにする。

第 3 章 「基本的視点」とし、生涯を通じた人づくりの方向性を明らかにし、具体的な成長の段階に応じた主な教育の主体のかかわりを整理する。

第 4 章 「施策の基本方向」とし、県の施策を展開するにあたっての基本方針を示し、施策の基本方向を体系的に整理する。
なお、県民論議の成果である「かながわの教育ビジョンに関する提言」の内容については、第 3 章「基本的視点」

及び第4章「施策の基本方向」を中心に反映させるものとする。また、具体的な取組みにかかわるものについては、今後の推進過程の中で、適宜その反映に努めることとする。

4 県民協働・県民参加による教育ビジョンづくり

今回の教育ビジョンづくりは、一から県民とつくり上げるため、策定作業に先立ち県民論議を始めたが、今後の策定作業の各段階においても、市町村や関係団体等をはじめ、広く県民との論議を重ねながら教育ビジョンづくりを進める。

5 教育ビジョン策定の庁内体制

教育にかかわる課題は、様々な政策分野に及んでいるため、政策会議及び企画調整会議等を活用し、必要な部局間調整を行う。

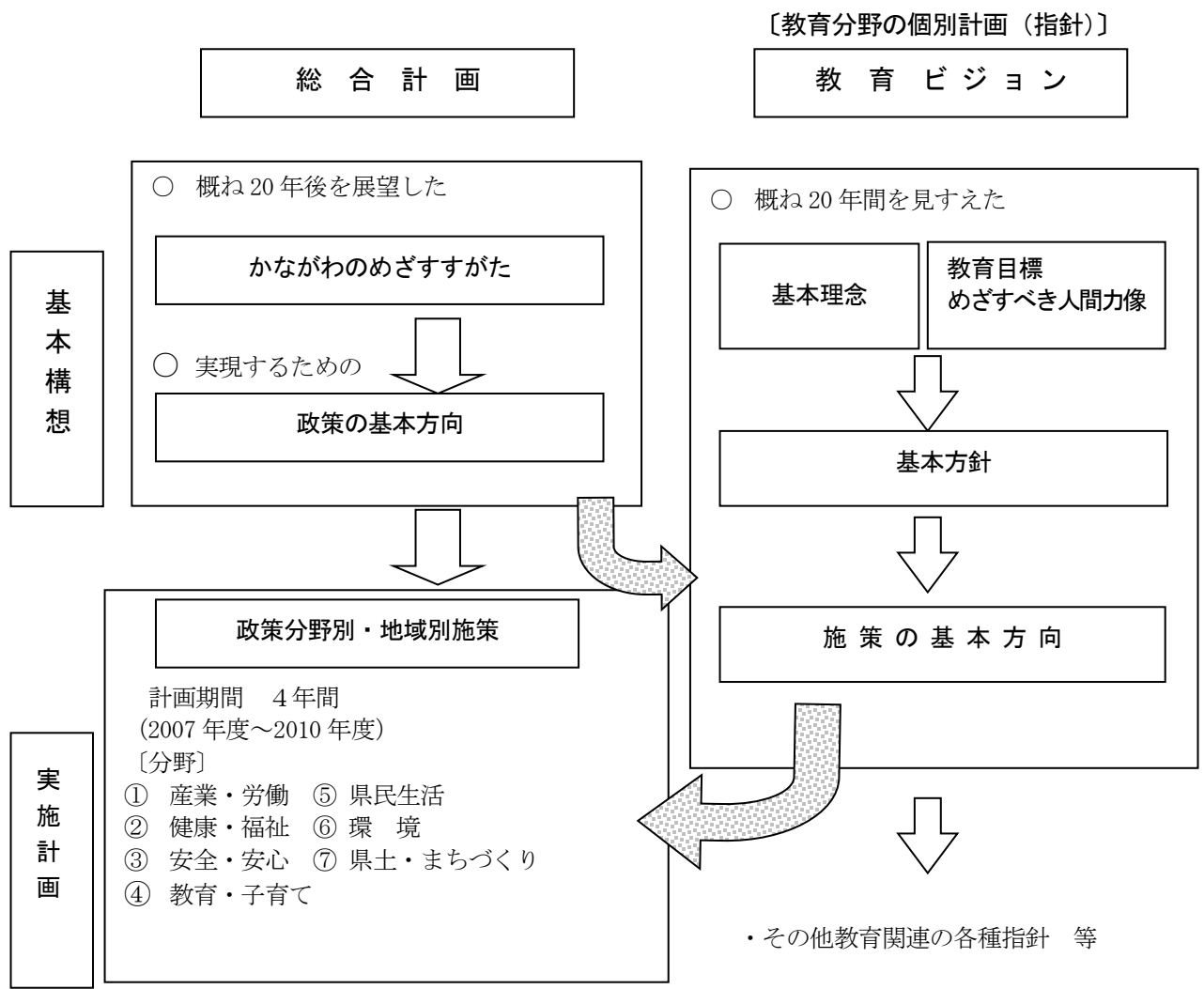
6 教育ビジョン策定のスケジュール

平成18年度中を目途に策定をめざすこととし、スケジュールは別紙に示したとおりとする。

7 その他

この基本方針に定めるもののほか、教育ビジョンの策定及び推進にあたり、必要な事項及び手続き等については、別に定める。

【新たな総合計画と教育ビジョンの関係について】



6 県民意見募集、意見交換などの展開

冊子やリーフレットの配布をはじめ、多様な媒体を利用した情報提供を行い、県民の皆様から、数多くの意見・提案をいただきました。また、人づくりにかかわる様々な主体と、継続的に意見交換を進めました。

(1) 広報の実績

- ・冊子やリーフレットの配布
- ・「県のたより」での紹介
- ・テレビ・ラジオでの放送
- ・新聞での広報
- ・ホームページによる意見等の募集

(2) 骨子案に対する意見募集

ア 募集期間

平成18年10月12日～11月30日

イ 意見提出者数及び意見・提案件数

162人・団体、522件

(3) 素案に対する県民意見募集

ア 募集期間

平成18年12月26日～平成19年2月5日

イ 意見提出者数及び意見・提案件数

344人・団体、630件

ウ 教育ビジョン名称の募集

県民の皆様からの提案を踏まえ、「かながわ教育ビジョン」に決定しました。

エ 意見などの反映状況

県民の皆様からの意見などの反映状況を明らかにするため、県民意見整理台帳を作成し、県政情報センターなどに備え付けます。また、教育ビジョンのホームページでも見ることができます。

内 容	意見・提案件数(件)
教育ビジョン全般に関するもの	127
教育ビジョン策定の背景に関するもの	56
基本理念・教育目標に関するもの	73
人づくりの視点に関するもの	96
展開の方向に関するもの	92
重点的な取組みに関するもの	89
教育ビジョンの推進に関するもの	23
教育ビジョンの名称に関するもの	62
その他	12
合 計	630

(4) 様々な主体との意見交換

平成18年3月14日～平成19年6月19日

区 分	回 数(回)	意見・提案件数(件)
学校教職員	19	1,066
公立小・中学校PTA、県立学校PTA	14	
公立小・中学校校長会、県立学校校長会	57	
市町村教育委員会	31	
企業・事業所経営者団体	7	
NPOなど教育関係団体	5	
合 計	133	

(意見・提案件数は意見交換などの際に、書面で提出されたものの合計)

参考

神奈川の教育の流れ（昭和20年～昭和46年）

	昭和20年	昭和27年	昭和46年
社会情勢	○GHQ、民主化に向けた「五大改革」を指令(S20) ※教育の自由化 ○第1次ベビーブーム(S22-25) ○朝鮮戦争の勃発と特需景気(S25) ○サンフランシスコ講和条約締結(S27)	○ソ連人工衛星打ち上げ成功(S32、「スプートニク・ショック」) ○東京オリンピック(S39) ○学生運動の高等学校への波及（高校紛争 S44） ○第2次ベビーブーム(S46-49)	
県政	(歴代公選知事) 内山岩太郎県政（昭和22年～42年）		津田文吾県政（昭和42年～50年）
	神奈川県総合開発計画【昭和30年第一次策定、34年第二次策定、40年第三次策定、44年第三次改定】		

	昭和20年	昭和27年	昭和46年
県の教育動向	<p>【戦後教育の再建】</p> <p>○戦後、神奈川軍政部を中心に教育の民主化の推進（昭和21年に、ペーカーに代わり、マックマナスが本県の教育担当官に就任） ○新学制に基づく、戦後の学校教育の展開 ○昭和23年に神奈川県教育委員会が発足し、公選制による教育委員会制度の下で学校教育や社会教育の展開 ※横浜市教育委員会の発足(S23) ○学校教育では、昭和27年に「神奈川県公立学校教育目標」(1.心身ともに健康な人になる、2.基礎的な生活技能をもつ人になる、3.教養と情操のゆたかな人になる、4.民主的な社会性をもつ人になる、5.職業能力のすぐれた人になる、以上の5項目)の制定 ○社会教育では、スポーツ団体の復活とレクリエーションの普及</p> <p>【教育にかかわる主な取組み】</p> <p>○新学制の発足、新制小・中学校のスタート(S22) ○県中学校体育連盟の発足(S22) ○新制高等学校のスタート(S23) ○県教育委員会の発足(S23) ※同年に県教育研究所の設置(S23) ○県高等学校体育連盟の発足(S24) ○昭和24年に『かながわ教育』、『かながわ社会教育』の創刊（『かながわ教育』は昭和35年に廃刊、同36年から広報紙「教育月報」の発行） ○県学校図書館協議会(SLA)の結成(S25) ○県PTA連絡協議会の結成(S25) ○『神奈川県教育概要』の創刊(S25) ※その後、教育年報等名称の変更 ○公立中学校アチーブメント・テスト実施(S26) ○県立学校教育課程審議会の設置(S26) ○県立近代美術館の設置(S26) ○県文化財保護審議会、県産業教育審議会の設置(S26) ○専任カウンセラーを配置し、生徒指導の充実を促進(S26)</p>	<p>【経済社会の発展に対応した教育改革】</p> <p>○国際復帰後、新教育を見直す中で、任命制の教育委員会制度に移行(S31) ○公立諸学校の校舎建築等に関する教育条件の改善が課題(S40)に解消 ○昭和35年以降、都市の過密化・核家族化と相まって、少年非行等の増加 ○学校教育は法的拘束を持つ学習指導要領の下で、系統的な学習が重視され、また高度経済成長や技術革新等を背景に産業教育や理数教育に力点 ○産業教育の振興と近代化、勤労青少年への教育機会の拡大等の施策対応 ○県立養護学校、県立ゆかり養護学校の設置(S33)、県特殊教育の振興の重点化 ○昭和43年、我が国の社会情勢を踏まえ、本県教育行政として4本の推進の柱(1.きめ細かな指導の道をひらこう、2.光をくまなくあてよう、3.豊かな人間性を育てよう、4.よりよい教育の環境をつくろう)を設定 ○社会教育では、県立図書館等の文化施設の設立と県民文化の向上の推進 ○神奈川県の教育史編集事業 ※『神奈川県の教育15年』(S40)</p> <p>【教育にかかわる主な取組み】</p> <p>○県内全市町村に教育委員会の設置(S27) ※全国一斉にスタート ○神奈川県教育委員会事務局を神奈川県教育庁と改称(S28) ○県立図書館の設置(S29) ※県立音楽堂併設 ○神奈川県文化財保護条例の施行(S30) ※昭和28年制定の旧条例廃止 ○第10回国民体育大会、神奈川県で開催(S30) ○県立高等学校PTA連絡協議会の結成(S32) ○県立武道館の設置(S34) ○神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則、神奈川県公立小学校及び中学校の管理運営の基準に関する規則の施行(S35) ○神奈川県立の盲学校、ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則の施行(S36) ○県女子体育連盟・県体育指導員連絡協議会の発足(S37) ○神奈川県立の盲学校、ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部改正(幼稚部の設置)の施行(S38) ○神奈川県立の盲学校、ろう学校及び養護学校への就学事務に関する規程の施行(S39) ○県立教育センターの設置(S39) ○県立博物館の設置(S41) ○県立スポーツ会館の開館、県立藤沢総合運動場を県立体育センターと改称(S43) ○全国に先駆けて、不就業児への「訪問教育」(週4日)の開始(S44)</p>	

	昭和20年	昭和27年	昭和46年
国の教育動向	<p>【教育刷新委員会の証言に基づく戦後教育制度の構築】</p> <p>【背景】 ○占領下における教育の民主化 ○児童・生徒は新たな学校制度の下で、経験主義に基づく生活単元学習が展開され、喜びと期待にあふれていたが、教育環境は厳しい状況</p> <p>【教育にかかわる主な取組み】</p> <p>○教育刷新委員会の設置(S21) （昭和24年、改組・改称して教育刷新審議会） ○民主化の理念の下で、日本国憲法の公布(S21) ○「学習指導要領一般編(試案)」の発行(S22) ○教育基本法・学校教育法の公布(S22) ○教育委員会法の公布(S23) ※教育の地方分権化 ○「保育要領(文部省試案)」の発行(S23) ※幼稚園と保育所での使用前提で作成 ○全国の高校進学率 49%(S23) ○教育公務員特例法の公布(S24) ○教育職員免許法の公布(S24) ○社会教育法の公布(S24) ○私立学校法の公布(S24) ○盲学校及び聾学校の就学義務に関する政令の公布(S25) ○文化財保護法の公布(S25) ○地方公務員法の公布(S25) ○児童憲章の制定(S26) ○産業教育振興法の公布(S26) ○「学習指導要領一般編(試案)」の改訂(S26)</p>	<p>【教育の量的拡大等に対応した制度】</p> <p>【背景】 ○産業経済の発展(厚厚長大産業)、人材需要の増大と所得水準の向上、教育に対する国民の熱意</p> <p>【教育にかかわる主な取組み】</p> <p>○中央教育審議会の設置(S27) ※教育刷新審議会の終了 ○義務教育費国庫負担法の公布(S27) ○学校図書館法、理科教育振興法の公布(S28) ○高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の公布(S28) ○義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法と教育公務員特例法の一部改正(いわゆる教育2法)、学校給食法の公布(S29) ○小・中学校の「学習指導要領社会科編改訂」の発行(S30) ○高等学校の「学習指導要領(改訂)」の発行(S30) ○「幼稚園教育要領」の制定、公立養護学校整備特別措置法の公布(S31) ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の公布(S31) ○盲・聾学校小・中学部の「学習指導要領(一般編)」の通達(S32) ○学校保健法、義務教育諸学校施設費国庫負担法の公布(S33) ○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(S33) ○小・中学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(S33) ○教科用図書検定基準の告示(S33) ○盲・聾学校高等部の「学習指導要領(一般編)」の通達(S35) ○高等学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(S35) ○スポーツ振興法の公布(S36) ○全国一斉学力調査(中学校2・3年)の実施(S36) ○公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準に関する法律の公布(S36) ○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の公布(S38) ○養護学校小・中学部の「学習指導要領(改訂)」の通達(S38) ○「幼稚園教育要領(改訂)」、盲・聾学校小学部の「学習指導要領(改訂)」の告示(S39) ○養護学校中学部の「学習指導要領」の通達(S39) ○オリンピック東京大会の開催(S39) ○盲・聾学校中学部の「学習指導要領(改訂)」の告示(S40) ○盲・聾学校高等部の「学習指導要領(改訂)」の告示(S41) ○小学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(S43) ○中学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(S44) ○高等学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(S45) ○盲・聾・養護学校小・中学部の「学習指導要領(改訂)」の告示(S46)</p>	

神奈川の教育の流れ（昭和46年～平成12年）

	昭和46年	昭和59年	平成12年
社会情勢	<ul style="list-style-type: none"> ○第1次オイルショック(S48) ○暴走族・シンナー乱用少年数ピーク(S53) ○中学生・高校生の家庭内暴力・喫煙等問題行動の増加(S53) ○川崎市高津区金属バット事件(大学受験浪人の予備校生が両親を撲殺)(S55) 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本で初めてのエイズ患者の確認(S60) ○愛知県で中学2年生がいじめを苦に自殺(H6) ※いじめの深刻化 ○学級崩壊の深刻化(H9) ○中学3年生による神戸での児童連続殺傷事件(H9) 	
県政	津田文吾県政（昭和42年～50年）→長洲一二県政（昭和50年～平成7年）→岡崎 洋県政（平成7年～15年）→		
	神奈川県新総合計画【昭和48年策定】 新神奈川計画【昭和53年策定、58年改定】 第二次神奈川計画【昭和62年策定】 かながわ新総合計画21【平成9年策定】		

	昭和46年	昭和59年	平成12年
県の教育動向	【安定成長下の教育改革】	【臨時教育審議会以降の教育改革】	
	<p>【概観】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高度経済成長のひずみが教育界にも現れ、受験競争の激化、「落ちこぼれ」の顕在化、少年非行と犯罪の増加、児童・生徒の自殺等の深刻化 ○昭和49年1～2月の物価高騰により、給食費等の値上げの問題化 ○昭和48年に策定された「神奈川県新総合計画」では、自然尊重と人間性回復を基調とした豊かな地域社会の実現をめざし、「教育・文化の充実」と「働きがいの充実とスポーツ・レクリエーションの普及」を施策の重要な柱として整理 ○昭和53年に策定された「新神奈川計画」では、教育、福祉、医療など「人(ソフト)」中心の計画及び「地方の時代」の創造・実現に向けた計画を特徴とする、従来には斬新な発想がうかがえ、「教育の機会均等を確保し、一人ひとりの個性を生かす教育を重視して、人間性豊かな児童生徒の育成につとめる」、「県民が生涯を通じていつでもどこでも学習できる機会と内容の整備をはかる」、「家庭と地域社会の教育機能を回復し、学校、家庭及び地域社会相互の連携を強める」ことの3つの項目を教育の基本構想として整理 ○学校教育における主任制度化と高校教育の課題等を協議会の設置で検討 ○多様な生涯学習のニーズへの対応に向けた実践的な段階に移行 ○神奈川県の教育史編纂事業 <ul style="list-style-type: none"> ・『神奈川県教育史』(通史編2冊、資料編4冊)(S46-54) ・『神奈川県体育史』(S48) ・『神奈川の教育 戦後30年のあゆみ』(本編・補遺編)(S54-55) <p>【教育にかかわる主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県立伊勢原射撃場、県立野外教育センターの設置(S47) ○「高校百校新設計画」の策定(S48) ※昭和62年に計画の完了 ○県立県民地区体育センターの設置(S51) ○県立高等学校教育課程開発研究事業のスタート(S52) ○県立高等学校教育個性化推進事業のスタート(S54) ○県立高等学校交通安全運動推進会議の発足(S55) ※「4プラス1ない運動」の推進 ○県、米国メリーランド州との友好提携協定に調印(S56) ※教育・文化等の交流 ○長洲知事、県民に「騒然たる教育論議」の提唱(S56) ※知事第1アピール ○特殊教育の研修・研究・相談等の機能を担う、県立第二教育センターの設置(S57) ○県立埋蔵文化財センター、県立西湘地区体育センターの設置(S57) ○神奈川の教育を推進する県民会議の発足(S57) ○第1回かながわ高校芸術祭の開催(S57) ○長洲知事、「ふれあい教育」運動の提唱(S58) ※知事第2アピール ○情報公開制度のスタート(S58) 	<p>【概観】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○昭和59年以降の本県教育は、「ふれあい教育」を中心に、学校、家庭、地域社会の協働による新しい神奈川の教育の創造を目指して取り組む一方で、いじめ問題や少年による自殺の増加、さらには交通安全対策の新たな取組みが課題として浮上 ○平成7年以降は、国際化・情報化への対応など21世紀に向けた教育への展望や県立高校改革の推進が焦点 ○少年犯罪の低年齢化の進行、不登校への対応や児童・生徒の心の教育の問題など、様々な教育課題の顕在化 ○平成9年に策定された「かながわ新総合計画21」では、「活力ある神奈川、心豊かなふるさと」の創造を新たな県政運営の指針とし、「彩り豊かな生活をめざして」、「1 多彩な文化の振興と創造」、「2 生涯にわたる学習環境づくり」、「3 スポーツのあるまち・くらしづくり」、「4 個性が生きる学校教育の充実」、「5 未来を担う世代の形成」を柱として施策を整理 ○平成10年のかながわ・ゆめ国体を契機としたまちぐるみの生涯スポーツの振興 <p>【教育にかかわる主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第1回「自然、人とのふれあい」親子のつどいの開催(S59) ○県立近代美術館別館、県立体育センター内にスポーツ情報センターの設置(S59) ○県教育庁内に「いじめ対策」検討会議の設置(S60) ○「いじめ」問題対策緊急アピールの発表(S60) ○県教育懇談会、『翔べ！神奈川のこどもたち』(「臨末の知」が基本理念)の発行(H元) ○新たに採用された教員に対する初任者研修の本格実施(H元) ○神奈川県高等学校文化連盟の発足(H元) ○生徒急増期(～H元)から生徒急減期(H2～) ○県立高等学校特色ある高校づくり推進事業のスタート(H2) ○県立高等学校の交通安全運動「4プラス1ない運動」を見直し、「神奈川新運動」(H2) ○長洲知事、「個性・共生・共有」の提唱(H2) ※知事第3アピール ○神奈川県個人情報保護条例及び神奈川県教育委員会が保有する個人情報に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の施行(H2) ○県立学習・文化情報センターの開設、県生涯学習審議会の設置(H3) ○神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例及び同規則の一部改正(県立神奈川総合高等学校の設置、二学期制)の施行(H6) ○公立中学校アチーブメント・テスト最終(H7) ○県立歴史博物館、県立生命の星・地球博物館の設置(H7) ○県生涯学習情報センターの設置(H9) ○神奈川県高等学校総合文化祭の開催(H10) ※かながわ高校芸術祭の改称 ○第53回国民体育大会かながわ・ゆめ国体の開催(H10) ○「季刊 教育かながわ」の発行(H11) ※「教育月報」の季刊化 ○「活力と魅力ある県立高校を目指して『県立高校改革推進計画』」の発表(H11) 	

	昭和46年	昭和59年	平成12年
国の教育動向	〈安定成長下の教育の質的改善〉	〈個性重視、生涯学習体系への移行、変化への対応〉	
	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経済の安定成長、知識詰め込み型教育の弊害、受験競争の激化、児童・生徒の問題行動 <p>【教育にかかわる主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中教審「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について(46答申)」答申(S46) ※第3の教育改革 ○冬季オリンピック札幌大会の開催(S47) ○養護学校高等部の「学習指導要領(改訂)」の告示(S47) ○盲・聾学校高等部の「学習指導要領(改訂)」の告示(S47) ○教頭職の法律化(学校教育法の改正)(S49) ○学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の公布(S49) ○主任制の導入(学校教育法施行規則の改正)(S50) ○専修学校設置基準の文部省令の公布(S51) ○教育課程審議会、ゆとりと充実に向けた教育課程の改善の答申(S51) ○小・中学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(S52) ○高等学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(S53) ○国公立大学共通一次試験(受験者数約32万人)の実施(S54) ○養護学校の就学義務化(S54) ○盲・聾・養護学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(S54) ○小・中学校40人学級を12年計画での実現に向けてスタート(S55) ○文部省、新学習指導要領の達成度を把握する学力調査の実施(S57) 	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産業構造の変化(知識集約型産業)、国際化・情報化、知識詰め込み型教育の弊害、受験競争の低年齢化、小・中学校のいじめ・不登校の頻発、都市化・核家族化を背景とした家庭の教育力の低下 <p>【教育にかかわる主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○臨時教育審議会の設置(S59-62) ※第1次(S60)～第4次(S62)の答申 ○補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例に関する法律の公布(義務教育教材費の国庫負担制度の廃止)(S60) ○単位制高等学校の発足(S63) ※岩手県・石川県・長野県 ○教育公務員特例法の改正(初任者研修制度の創設、平成元年4月実施)(S63) ○小・中・高等学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(H元) ○盲・聾・養護学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(H元) ○「幼稚園教育要領(改訂)」の告示(H元) ※昭和39年以来25年ぶりの改訂 ○大学入試センター試験の実施(H2) ○大学設置基準の大綱化(H3) ○学校の週休2日制月1回(第2土曜日を休校)(H4) ※平成4年9月よりスタート ○文部省、業者テストへの対応を含め、中学校進路指導を見直す方針の決定(H4) ○障害児の通級指導の実施(H5) ○児童の権利に関する条約の発効(H6) ○専修学校設置基準改正の公布(H6) ※「専門士」の誕生 ○学校教育法施行規則の一部改正(飛び入学の制度化)(H9) ○学校教育法の一部改正(中等教育学校の創設)(H10) ○小・中学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(この改訂により、「総合的な学習の時間」が新設。高等学校及び盲・聾・養護学校小・中・高等部も同様に設置)(H10) ○「幼稚園教育要領(改訂)」の告示(H10) ○高等学校、盲・聾・養護学校の「学習指導要領(改訂)」の告示(H11) ○家庭教育手帳・家庭教育ノート配布(H11) ○地方分権一括法の公布(H11) 	

神奈川の教育の流れ（平成 12 年～平成 19 年）

	平成 12 年		平成 19 年
社会情勢	○学力低下論争(H11) ※ゆとり教育批判、文部科学省「学びのすすめ」緊急アピール対応 ○大阪府池田市での大阪教育大学附属池田小学校事件(H13) ※学校安全管理の問題 ○長崎県佐世保市の小学6年生による女児殺傷事件(H16) ※情報活用・情報モラルの教育課題 ○ニートの社会問題化(H16)や格差社会への警鐘(H17)		
県政	岡崎 洋県政（平成 7 年～15 年） → 松沢成文県政（平成 15 年～） →		
	神奈川力構想・プロジェクト 51【平成 16 年策定】		神奈川力構想【平成 19 年策定】

	平成 12 年	【教育改革国民会議以降の教育改革】	平成 19 年
県の教育動向	【概観】 ○平成 12 年度以降は、新学習指導要領への円滑な実施と「県立高校改革推進計画」の着実な推進とともに、生涯学習情報センターを拠点とした県民の多様な学習ニーズへの対応、学校運営の適正化及び教職員の資質向上対策、不登校児童・生徒や LD、AD/HD、高機能自閉症等の児童・生徒への対応など、様々な課題の解決に向けた検討や計画立案の推進 ○平成 13 年度には、県立教育センター内にカリキュラム開発センターを開設し、県内の学校教育等を支援するカリキュラムセンター機能の新設 ○平成 14 年度には、小・中学校の「学習指導要領(改訂)」(平成 10 年告示)の全面実施と完全学校週 5 日制の実施により、新たな学校教育の展開とともに、全県立学校に学校評議員制度が導入されて、保護者や地域住民の参画しやすい環境を整備し、開かれた学校づくりの推進 ○平成 15 年度には、教職員の新たな人事評価システムが実施されたのをはじめ、10 年経験者研修や英語教員指導力向上研修などが開始される一方で、不審者侵入や情報漏洩等に対する学校安全管理の課題への対応が浮上 ○平成 16 年に策定された「神奈川力構想・プロジェクト 51」では、「活力ある地域社会・生きがいのあるくらしの創造」をめざして、「神奈川を支える(次世代の育成)」を基本方向に、「未来を担う人づくり」「心豊かなくらしと共生社会の実現」を柱として、教育の主な施策を整理 ○平成 16 年度には、全県立学校で学校評価システムを導入したほか、県立高校改革に関して「後期実施計画」の発表、公立中学校 213 校の 3 年生の成績について学校ごとに評定結果の分布を県教委ホームページで公開 ○平成 17 年度には、「ふれあい教育」の理念を踏襲しつつも、これからの新たな教育の総合的な指針となる教育ビジョンの策定に向けて、教育委員会より「かながわ人づくり宣言」をアピール ※県民との協働・連携による教育ビジョンづくりに向けて、かながわ人づくりフォーラムの開催、かながわ人づくりフォーラム運営推進委員会の設置 ○平成 18 年度には、組織的・機動的な学校運営体制の構築に向けて公立学校に総括教諭(横浜市は主幹)を配置 ○平成 19 年に策定された「神奈川力構想」では、「神奈川力を高め、新たな時代を創造する一生き生きと 心豊かなくらし地域社会をめざして」を基本理念とし、「1 世界に開かれた 活力ある神奈川」「2 ゆとりある くらしやすい神奈川」「3 ともに支え ともに創る神奈川」を「実現をめざす 3 つの神奈川」として掲げ、それらに基づいて、戦略プロジェクトの重点方向である「明日の神奈川を拓く次世代づくり」「地球環境の保全と持続可能な社会づくり」などを柱として、教育の重点的・優先的な施策を整理 ○平成 19 年度には、「かながわ教育ビジョン」の策定と推進 ※心ふれあう 3 つの運動の推進をはじめ、教育ビジョンに基づく新たな教育施策・事業の展開		
	【教育にかかわる主な取組み】 ○「神奈川県立高等学校の転入学・編入学の取扱いについて」、県立高等学校長に通知(積極的な理由に基づく進路変更による転・編入学機会の拡大)(H12) ○神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部改正(県立学校に事故防止会議の設置を義務づけ)の施行(H13) ○県立教育センターにカリキュラム開発センターの設置(H13) ○県立総合教育センターの設置(H14) ※県立教育センターと県立第二教育センターを改編・統合 ○全県立学校に学校評議員制度の導入、第 26 回全国高等学校総合文化祭神奈川大会の開催(H14) ○県立学校職員に向けて「教職員の新たな人事評価システム」の実施、教職員の 10 年経験者研修、5 年間の英語教員指導力向上研修の実施(H15) ○県立近代美術館葉山館の開館(H15) ○神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等(学校評価及び公表の制度化)の施行(H16) ※平成 16 年度より、全県立学校に「学校評価システム」導入 ○神奈川県立の高等学校通学区域規則の廃止(学区撤廃)(H17) ○「県立高校改革推進計画 後期実施計画」の策定 (H17) ○神奈川県教育庁を神奈川県教育局と改称し、組織改正(H17) ○「生徒による授業評価」を全県立高等学校で本格実施(H17) ○かながわの教育ビジョン策定に向けてのアピール「かながわ人づくり宣言」(かながわ人づくりフォーラムにて)の表明 (H17) ○かながわ人づくりフォーラム・ワークショップの開催(H18) ※教育ビジョンづくりに向けた県民との協働・連携による取組み ○神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等(県立学校に分掌組織、総括教諭、企画会議の設置)の施行(H18) ○高校生ボランティアセンターの開設(かながわ県民センター内)(H18) ○神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部改正(副校長の設置)の施行(H19) ○「かながわ教育ビジョンー心ふれあう しなやかな 人づくりー」(冊子)及び概要版の作成・配布(H19)		

	平成 12 年	〈新しい時代にふさわしい教育、豊かな人間性の育成〉	平成 19 年
国の教育動向	【背景】 ○冷戦構造の崩壊、経済社会のグローバル化、いじめ・不登校・学級崩壊・凶悪な青少年犯罪の続発、行き過ぎた平等主義による教育の画一化、時代の流れに取り残されつつある教育システムの改革 ○省庁再編による文部科学省の発足(H13) ※文部省と科学技術庁を統合再編 ○科学技術の進歩や少子高齢化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、様々な課題が生じる中で、創意工夫を生かした具体的施策に取り組み、信頼に根ざした学校づくりの促進や教育に携わる者の意識改革を進めるなど、教育の新時代を切り拓くことへの期待感の高まり		
	【教育にかかわる主な取組み】 ○教育改革国民会議の発足(H12) ○学校教育法施行規則の一部改正(民間人等校長・教頭の登用、学校評議員制度の導入、校長の補助機関としての職員会議の位置づけ)(H12) ○教育職員免許法の一部改正(教科「情報」「福祉」の新設に伴い)(H12) ○教育改革国民会議の答申(H12) ※人間性豊かな日本人の育成をはじめ、新しい時代にふさわしい教育基本法の見直し等を「教育を変える 17 の提案」として報告 ○子育てサポーターの配置等の子育て支援ネットワークの充実(H12) ○文部科学省、「21 世紀教育新生プラン」の策定(H13) ※確かな学力と豊かな心の育成、信頼される学校づくり、奉仕・体験活動の推進等 ○文部科学省、「幼児教育振興プログラム」の策定(H13) ○文部科学省、「確かな学力の向上のための 2002 アピール『学びのすすめ』」の発表(H14) ○小・中学校等の設置基準の施行(学校評価の努力義務と情報の積極的な提供等)(H14) ○完全学校週 5 日制の実施、文部科学省が全国の小・中学生に「心のノート」の配布(H14) ○構造改革特別区域法の公布(H14) ※教育特区を生かした保護者や地域住民等のニーズに応じた教育への挑戦 ○文部科学省、「人間力戦略ビジョン」の公表、「新子どもプラン」の策定(H14) ○小・中・高等学校、盲・聾・養護学校の「学習指導要領」の一部改正(H15) ○文部科学省、「学校安全緊急アピールー子どもの安全を守るためにー」の発表、「子どもの居場所づくりの新プラン」のスタート(H16) ※「放課後子どもプラン」(H19) ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正(コミュニティ・スクール＝学校運営協議会の設置)(H16) ○義務教育諸学校に栄養教諭の設置(H17) ○文部科学省、「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」の策定(H18) ○「スポーツ振興基本計画」の改訂(H18) ※新たな政策課題の一つに「子どもの体力の向上」を付加 ○教育再生会議の発足(H18) ○改正教育基本法の公布・施行(H18) ○「盲・聾・養護学校」の制度から「特別支援学校」の制度への転換(学校教育法等の一部改正の施行)(H19) ○平成 19 年度全国学力・学習状況調査の実施(H19) ○教育3法(学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育職員免許法及び教育公務員特例法)の改正(H19)		

神奈川県教育委員会委員名

委員長	平出 彦仁
委員長職務代理者	岡田 伸浩
委員	宮崎 緑
委員	具志堅 幸司
委員	渡邊 美樹 (平成 18 年 10 月就任)
委員 (教育長)	引地 孝一

退任委員 (役職名は退任時のもの)

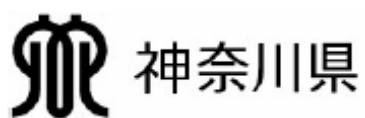
委員長職務代理者	内藤 昌孝 (平成 18 年 10 月退任)
----------	------------------------

かながわ教育ビジョン

心ふれあう しなやかな 人づくり

発行 平成 19 年 8 月 16 日

発行者 神奈川県教育委員会
〒231-8509 横浜市中区日本大通 33
TEL (045) 210-1111 (代表)
[http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/
ed_seisaku/forum/annai.htm](http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/ed_seisaku/forum/annai.htm)



教育委員会教育局教育政策課企画班 電話(045)210-8081(直通)
横浜市中区日本大通 33 丁 231-8509 FAX(045)210-8921
電話(045)210-1111(代表) 内線 8082・8083
http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/ed_seisaku/forum/annai.htm

